

令和3年度（第2回）
サステナブル建築物等先導事業
（省CO₂先導型）

募集要領

令和3年9月

提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本補助金は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助金に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本事業において補助金を提案応募、交付申請及び受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」と併せて、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の申請・受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本事業の募集要領や補助金交付に関するマニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、重大な事態に至れば補助金の交付の決定を取り消す場合があります。

- 1 申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- 3 補助事業等の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業等に係る不正行為、重大な誤り等が認められた場合、当該補助事業等に係る補助金の交付の決定を取り消すと同時に、すでに補助金が交付されている場合は、その全部又は一部を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 原則、採択又は交付決定した事業内容からの変更は認めません。
- 7 補助事業等にかかわる資料（提案応募及び交付申請に関する書類、並びにその他経理に関わる帳簿、全ての証拠書類）等は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本事業の募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

目次

令和3年度募集における主な変更点	1
1 事業の概要	3
1.1 事業の趣旨	3
1.2 公募する事業の種類	3
1.3 公募の期間	6
1.4 資料の配付、問い合わせ先	6
2 事業の要件	7
2.1 事業の要件	7
2.2 評価にあたっての考え方	9
2.2.1 一般部門（非住宅、共同住宅、戸建住宅）	9
2.2.2 中小規模建築物部門（非住宅）	12
2.2.3 賃貸住宅トップランナー事業者部門（共同住宅）	12
3 部門別の事業内容	14
3.1 建築物（非住宅）・一般部門の事業内容	14
3.1.1 対象事業（非住宅・一般）	14
3.1.2 対象事業者（非住宅・一般）	14
3.1.3 補助額（非住宅・一般）	14
3.1.4 審査に必要な書類（非住宅・一般）	17
3.2 建築物（非住宅）・中小規模建築物部門の事業内容	19
3.2.1 対象事業（非住宅・中小規模）	19
3.2.2 対象事業者（非住宅・中小規模）	20
3.2.3 補助額（非住宅・中小規模）	20
3.2.4 審査に必要な書類（非住宅・中小規模）	22
3.3 共同住宅／戸建住宅・一般部門の事業内容	23
3.3.1 対象事業（住宅・一般）	23
3.3.2 対象事業者（住宅・一般）	24
3.3.3 補助額（住宅・一般）	24
3.3.4 審査に必要な書類（住宅・一般）	26
3.4 共同住宅・賃貸住宅トップランナー事業者部門の事業内容	29
3.4.1 対象事業（住宅・賃貸トップランナー）	29
3.4.2 対象事業者（住宅・賃貸トップランナー）	19
3.4.3 補助額（住宅・賃貸トップランナー）	29
3.4.4 審査に必要な書類（住宅・賃貸トップランナー）	31
3.5 留意事項	34
3.6 複数年度にまたがる事業に対する補助	34
4 事業の実施方法	35
4.1 手続き	35
4.2 審査	35
4.2.1 審査手順	35

4. 2. 2	審査結果	36
4. 3	補助金交付	36
4. 3. 1	交付申請	36
4. 3. 2	申請の制限	37
4. 3. 3	交付決定	37
4. 3. 4	補助事業の計画変更について	37
4. 3. 5	補助事業実績報告及び額の確定について	38
4. 3. 6	複数年度にまたがる事業の場合	38
4. 4	事業中及び事業完了後の留意点	38
4. 4. 1	取得財産の管理等について	38
4. 4. 2	建築物の解体撤去または建て替えについて	39
4. 4. 3	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	39
4. 4. 4	エネルギー使用実績等の報告	39
4. 4. 5	普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力	40
4. 4. 6	情報提供	40
4. 4. 7	その他	40
5	情報の取り扱い等について	41
5. 1	情報の公開・活用について	41
5. 2	個人情報の利用目的	41
6	応募方法、提出書類	42
6. 1	提出先	42
6. 2	提出方法	42
6. 3	提出書類	42
6. 3. 1	建築物（非住宅）・一般部門	43
6. 3. 2	建築物（非住宅）・中小規模建築物部門	47
6. 3. 3	共同住宅・一般部門	50
6. 3. 4	戸建住宅・一般部門	54
6. 3. 5	共同住宅・賃貸住宅トップランナー事業者部門	58

別 添 様 式

<非住宅A	建築物（非住宅）・一般部門>	-----	66
<非住宅B	建築物（非住宅）・中小規模建築物部門>	-----	91
<住宅A	共同住宅・一般部門>	-----	106
<住宅B	戸建住宅・一般部門>	-----	130
<住宅C	戸建住宅・LCCM住宅部門>	※令和3年度（第2回）の募集はありません。	
<住宅D	共同住宅・賃貸住宅トッパー事業者部門>	-----	154

「提案応募に関するQ&A」を、1. 4に示すホームページに掲載します。
本募集要領とあわせて、ご確認のうえ応募ください。

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型） 令和3年度募集における主な変更点

令和3年度募集における過年度事業からの主な変更点を以下に記載します。応募にあたって留意してください。

【令和3年度募集における主な変更点】（下線部は第2回募集における変更点）

<全部門共通>

①令和3年度（第2回）では、「一般部門」「中小規模建築物部門」「賃貸住宅トップランナー事業者部門」のみについて、提案を募集します。

※「LCCM住宅部門」の提案募集はありません。

②様式の一部を見直し p. 68、p. 93、p. 108、p. 132、p. 156 等

事務連絡先として、2つの連絡先を記載していただくようになります。また、フェイスシート等（様式2-1～2-4など）について、様式のフォーマットの一部が変更となっています。必ず令和3年度（第2回）募集の様式を使用してください。

<一般部門>

③評価にあたっての考え方（2. 2. 1）に新たな項目を追加 p. 11 等

省CO₂と付加価値の創出を両立する取り組みを積極的に評価する旨を追加しました。（SDGsに向けた取り組みが明示されているものはその取り組みも評価します。）

④優先課題として新たな課題を追加 p. 12 等

課題2として省CO₂の実現とともに、健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組みを追加しました。

⑤環境効率の評価に関して積極的に評価する取り組みを追加 p. 11、20、29 等

CASBEE 評価による場合、Sランクであるものを積極的に評価する旨を追加しました。また、環境効率の評価とあわせて評価結果を提出した場合に積極的な取り組みとして評価するものに、「建築環境SDGsチェックリスト」や「建物の感染対策チェックリスト」などの評価結果を追加しました。

⑥積極的に評価する多様な価値を創造する取り組みを追加 p. 10 等

平常時の省CO₂と災害時の機能維持の両立などの取り組みとして評価するものに、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づく取り組みを追加しました。

⑦マネジメントシステムの整備に関する提案応募について、提出書類を追加 p. 19、29 等

新築又は既存建築物の改修を含むマネジメントシステムの整備に関する提案応募では、建築物の環境効率の評価結果の提出が必要となりました。

<賃貸住宅トップランナー事業者部門>

⑧年間供給戸数が1000戸未満の事業者による提案も可能として対象事業者を変更..... p.36等

住宅トップランナー制度の対象となる賃貸住宅供給事業者のみならず、年間供給戸数が1000戸未満の事業者からの提案応募も可能と、対象事業者を変更しました。

⑨1プロジェクトあたりの補助限度額を変更..... p.36等

賃貸住宅トップランナー事業者部門の補助限度額が1プロジェクトあたり2億円に変更しました（1戸あたりの補助限度額は20万円以内）。

1. 事業の概要

1. 1 事業の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現やSDGsの達成が求められている中で、日本全体のCO₂排出量の約3分の1を家庭・業務部門が占めており、住宅・建築物において、より効果の高い省エネ・省CO₂技術の採用、複数技術の最適効率化による組み合わせ、複数建物によるエネルギー融通、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策などを含め先導性の高い省エネ・省CO₂対策を強力に推進することが期待されています。

「サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）」（以下、本事業という）では、省エネ・省CO₂に係る先導的な技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対して、国が予算の範囲内で支援します。これにより、関係主体が事業の成果等を広く公表し、取り組みの広がりや意識啓発に寄与することを目的とします。また、併せて住宅・建築物の市場価値を高めるとともに、居住・執務環境の向上を図ります。

地球温暖化対策を後退することなく進めていくためには、住宅・建築物における省CO₂対策をさらに徹底して追求することが必要不可欠です。このため、こうした問題意識にたった実効性の高い提案の応募を期待します。

1. 2 公募する事業の種類

住宅や住宅以外のオフィスビル等の非住宅建築物（以下「非住宅」という）に関する次の①～④のいずれか、またはそれらの組み合わせによるプロジェクトであって、省CO₂の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定されたものを補助の対象とします。

- ①住宅・建築物の新築
- ②既存の住宅・建築物の改修
- ③省CO₂のマネジメントシステムの整備
- ④省CO₂に関する技術の検証（社会実験・展示等）

また、プロジェクトの規模に応じた取り組みや特定分野の取り組みを支援するため、住宅、非住宅のそれぞれについて、次の3つの部門に分けて提案を募集します。なお、各部門に応募可能な事業の種類は下表のとおりです。

- A. 一般部門（非住宅、共同住宅、戸建住宅）
- B. 中小規模建築物部門（非住宅）
- C. 賃貸住宅トッパー事業者部門（共同住宅）

※「LCCM住宅部門」の提案募集はありません。

<事業の種類>

用途・部門 事業の種類	非住宅		住宅		
	一般部門	中小規模建築物部門	一般部門 (共同・戸建)	LCCM住宅部門 (戸建) (※)	賃貸住宅 トッパー ナー事業者 部門 (共同)
①新築	○	○	○	/	○
②既存の改修	○	—	○		—
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	○	—	○		—
④省CO ₂ に関する技術の検証	○	—	○		—

各部門において、「○」は当該部門で応募する際に選択できる事業の種類を示しています。

※令和3年度（第2回）では、LCCM住宅部門の提案募集はありません。

(1) 部門の概要

A. 一般部門【非住宅、共同住宅、戸建住宅】

住宅・建築物プロジェクト総体として、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトを支援するものです。後述の「評価にあたっての考え方（2.2.1参照）」に記載するとおり、提案するプロジェクトで実施する様々な取り組みについて、総合的な観点で先導性を評価します。

一般部門の「非住宅」「共同住宅」については、採択された年度を含めて原則4年以内に完了する事業を対象とします。4年を超える事業として提案する場合は、提案書類に全体工程に関する説明を記載してください。「戸建住宅」については、採択された年度を含めて原則3年以内に完了する事業を対象とします。

※他部門に該当する用途、事業規模であっても、省CO₂の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして一般部門として提案することは可能です。

※単体の住宅・建築物だけではなく、複数の住宅・建築物（複数敷地、街区単位のもの等を含む）によるプロジェクトも対象とします。

※「4.2.1 審査手順」に記載のとおり、審査にあたっては必要に応じてヒアリング審査を行い、評価します。このヒアリング審査に応じられない場合には審査の対象外となる場合があります。

B. 中小規模建築物部門【非住宅】

新築・既存建物において相当程度の割合を占め、今後の省CO₂対策の波及・普及が期待され、地方都市でも多く建築される中小規模建築物の取り組みを支援するため、延べ面積が概ね5,000㎡以下（最大で10,000㎡未満）の非住宅を新築する事業を対象とした「中小規模建築物部門」

を設け、大規模プロジェクトや複数棟のプロジェクト等とは区分して評価します。

中小規模建築物部門では、後述の「評価にあたっての考え方（2. 2. 2参照）」に記載するとおり、一定の環境性能、省エネルギー性能等を満足するものを先導性のあるプロジェクトとして評価し、積極的に支援します。

中小規模建築物部門では、採択された年度を含めて原則4年以内に完了する事業を対象とします。4年を超える事業として提案する場合は、提案書類に全体工程に関する説明を記載してください。

- ※ 中小規模建築物部門は、単一建物における新築プロジェクトを対象とします。
- ※ 複数の建物をまとめて省CO₂対策を実施するプロジェクト、改修及びマネジメント、技術の検証を提案する事業、「中小規模建築物部門」にて規定する一定の性能等を満たさない事業は、「一般部門」として応募ください。
- ※ 中小規模建築物部門の提案については、原則としてヒアリング審査は実施せず、書面審査によって評価します。
- ※ 非住宅の新築プロジェクトにおいて、延べ面積が2,000㎡未満の小規模建築物に限り、建築物の省エネルギー性能に応じて設定した標準単価によって簡易に補助金の額を算定する方法（標準単価方式）での応募も可とします。

C. 賃貸住宅トップランナー事業者部門【共同住宅】

住宅の新築に係る提案のうち、住宅トップランナー基準（賃貸住宅）を上回る省エネルギー性能（※）を有する賃貸住宅を供給する住宅供給事業者を対象（年間供給戸数が1,000戸未満の事業者の提案を可能とする。）とし、他とは区分して評価します。

賃貸住宅トップランナー事業者部門では、後述の「評価にあたっての考え方（2. 2. 4参照）」に記載する基本要件のすべてを満足するものを先導性のあるプロジェクトとして評価し、積極的に支援します。

賃貸住宅トップランナー事業者部門では、採択された年度を含めて原則2年以内に完了する事業を対象とします。単一年度内に賃貸住宅トップランナー部門について複数回の公募がある際には、同年度内に、同部門において既に事業採択された事業者は応募することはできません。

- ※ 補助対象となる住棟で満足すべき住宅トップランナー基準（賃貸住宅）を上回る省エネルギー性能
 - ・外皮性能が住棟全体で省エネルギー基準に適合
 - ・一次エネルギー消費性能（BEI）が住棟全体で0.85以下

(2) 事業全般に関する留意事項

- ・ 原則として実用化段階の技術を住宅・建築物に組み入れているプロジェクトを対象としており、この本事業により基礎的な技術開発を行うことを目的とするものではありません。
- ・ 本事業は、地域型住宅グリーン化事業、既存建築物省エネ化推進事業の対象となる事業と比べ、より総合性が高く、先導性に優れた提案を評価し、採択します。
- ・ 採択プロジェクトには、早期の実効性が求められる観点から、採択年度に工事が多く実施される等、より早く省CO₂効果の発現が見込まれる提案を優先的に採択し、採択の額についても考慮します。また、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助

金の額が交付できない場合がありますので留意してください。

- ・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」第 2 条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。
- ・ 複数の建物をまとめて省CO₂対策を実施するプロジェクト、改修及びマネジメント、技術の検証を提案する事業は「一般部門」として応募ください。
- ・ 応募にあたって、事業の種類、部門を選択していただきますが、提案内容により、他の事業の種類、部門で採択することがあります。
- ・ 過年度までの採択事例について、1. 4 に示す本事業のホームページに、シンポジウム等における発表資料を掲載しております。採択事例の提案内容、採用技術などを参考として、応募ください。

1. 3 公募の期間

令和3年9月1日（水）～令和3年10月13日（水） 消印有効

1. 4 資料の配付、問い合わせ先

応募様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。募集要領、応募に必要な提案申請所等の様式は、以下に示すホームページからダウンロードすることが可能です。また、以下に示す問い合わせ先でも配付します（郵送依頼は不可）。

質問・相談については、原則として、電子メール（またはファックス）でお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

なお、提案する事業の種類・事業区分によって、事業の要件や補助内容が異なりますので、質問・相談の際は、応募予定の事業の種類・事業区分を明記してください。

<本事業のホームページ>

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

※募集要領・提案募集に関するQ&A、応募様式のダウンロード可能

<問い合わせ先>

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価事務局

メールアドレス：shoco2@hyoka-jimu.jp

FAX : 03-3222-7722

※お問い合わせの際は、「電子メール（またはファックス）」に、部門（一般部門、中小規模建築物部門、賃貸住宅トプランナー事業者部門）と用途（非住宅、共同住宅、戸建住宅）の別を明記してください。

2. 事業の要件

2. 1 事業の要件【全部門共通】

提案する内容に応じて、次のイ～ニの全ての要件に該当するものであることが必要です。

イ) 新築、既存改修する住宅・建築物を提案するプロジェクトについては、以下の省エネルギー性能を満たし、省エネルギー性能の表示を行うものであること。

- ・新築される住宅・建築物については、建築物省エネ法^{※1}に基づく「建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準（以下「平成 28 年省エネ基準」という。）を満たしているものであること^{※2}
- ・既存改修される住宅・建築物については、改修後に平成 28 年省エネ基準に適合するものであること^{※3}
- ・住宅・建築物の省エネルギー性能の表示を行うものであること^{※4 ※5}

※1 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）」

※2 建築物省エネ法第 2 条第 3 号の規定に基づく「建築物エネルギー性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第 1 号、平成 28 年 1 月 29 日）」において、一次エネルギー消費量基準及び外皮基準を満たすことをいいます。

※3 建築物省エネ法第 2 条第 3 号の規定に基づく「建築物エネルギー性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第 1 号、平成 28 年 1 月 29 日）」において、既存建築物の一次エネルギー消費量基準を満たすことをいいます。（平成 28 年 4 月 1 日において現に存する建築物については基準エネルギー消費量の 1.1 倍）

※4 「BELS」「CASBEE」「住宅性能表示」などの第三者認証と同等以上の性能表示を行うもの（自己評価は除く）をいいます。

「BELS」（建築物省エネルギー性能表示制度）は、国土交通省が公表した住宅・ビル等の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針、平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づくものです^{※6}。

「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）は、建築物の環境性能を評価し、格付けする手法で、省エネや省資源・リサイクル性能といった側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮など環境品質の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を評価・表示するシステムです。CASBEE の評価結果の一部に省エネルギー性能のスコアが表示されます^{※6}。

※5 「賃貸住宅トップランナー事業者部門」では、補助対象となる住棟ごとに「BELS」などの第三者認証（住棟評価）を取得するとともに、先導的な取り組みとして提案する流通段階での省エネルギー性能の表示を促進する取り組みを行うものであることとします。

※6 建築物省エネ法及び建築物の省エネルギー性能表示等に関する資料は、下記のホームページに掲載しておりますので参照ください。

「国土交通省 建築物省エネ法のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

「国土交通省 建築物省エネ法の表示制度のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html)

「一般社団法人 住宅性能・表示協会 建築物省エネルギー性能表示制度について」

(<https://www.hyokakyokai.or.jp/bels/bels.html>)

「一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 CASBEE のページ」

(<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/>)

ロ) 運用後のエネルギー使用量の計測、CO₂削減効果実証に関する計画書を提出するもの。

建物全体や提案技術についての省 CO₂ 効果を明記し、提案内容に基づいて、運用後のエ

エネルギー使用量の計測、CO₂削減効果実証に関する計画書を提出していただきます。この計画書に基づき、「4.4.4 エネルギー使用実績等の報告」に記すとおり、プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、全体及び補助を受けた技術提案部分（評価委員会の指定するもの）についてのエネルギー使用量と省CO₂技術導入の成果についての報告※¹を求めます。

※1 「賃貸住宅トップランナー事業者部門」については、賃貸住宅供給事業者による、補助事業以外の賃貸住宅も含めた「住宅トップランナー基準（賃貸住宅）達成計画書」を提案時に提出し、採択年度から3年度分の賃貸住宅供給実績について、年度毎の住宅トップランナー基準（賃貸住宅）達成状況の報告を要件とします。（国土交通省へのトップランナー報告※²とは別に、所定の様式にて事務事業者への報告を求めるものです。詳細は「様式8・住宅D」を参照してください。）

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年7月8日法律第53号）第33条第4項に基づく特定建設工事業者が新たに建設する請負型規格住宅に係る業務の状況に関する報告

ハ) 採択年度に事業着手するもの。

採択を受けた年度中に実施設計又は建築工事に着手するものを対象とします。原則として、採択前に建築工事に着工しているものは公募の対象となりません。また、原則、補助対象費用に関する契約等は採択日以降に締結してください。

ニ) 住宅・建築物プロジェクト総体として省CO₂を実現し、先導性に優れているプロジェクトであること。

応募のあった提案について、後述の「評価にあたっての考え方（2.2参照）」に基づいて先導性を評価します。また、全国各地への先導的な省CO₂技術の普及を支援する観点から、これまでに採択事例が少ない地域におけるリーディングプロジェクトとなる提案、普及途上にある省CO₂技術を活用することで波及・普及に資する提案など、幅広い内容の積極的な応募を期待します（※）。なお、これまでの採択事例で提案された各種の省CO₂技術や類似の省CO₂技術を活用する提案についても、波及・普及の観点から評価します。

また、本補助事業は先導的な技術の波及・普及を目的として、モデル的なプロジェクトを支援するものであることから、応募に当たって、提案事業の実施によって期待される省省CO₂技術の波及効果・普及効果も提案していただきます。なお、波及効果・普及効果が認められないと評価されるものについては、技術の先導性等の評価が優れていても採択されません。

[波及効果・普及効果が認められないもの]

以下に該当するものは評価されません。

- ・当該建築物の用途や立地から利用者が限定されると見込まれるなど他の建築物への波及効果が低いと見込まれるもの。
- ・補助事業者による事業成果の情報提供の取組が具体的でない、効果的でないなど、普及効果が低いと見込まれるもの。

※省CO₂の実現ととともに、建物用途等に応じた良質な居住・執務環境の提供を目指すもの、「ESG不動産投資のあり方検討会 中間とりまとめ※¹」を踏まえた健康性・快適性等の向上に関する取り組みとして提案されたもの、子育て支援や介護の取り組みとして

提案されたもの、平常時の省CO₂と災害時の機能維持の両立^{※2※3}などの取り組みを評価します。

※1 「ESG不動産投資のあり方検討会（国土交通省）」においてとりまとめられた、健康性、快適性等に関する不動産に係るあり方。ESG投資とは、資産運用に組み込むよう推奨された環境（Environment）・社会（Society）・ガバナンス（Governance）に配慮すること。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000198.html)

※2 「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」において、大地震時に防災拠点等となる建築物について、機能継続を図るにあたり参考となる事項を記載しております。

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000088.html)

※3 「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」において、大雨に伴う内水氾濫による建築物の浸水被害の発生を受け、浸水対策の具体的取組みを記載しております。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000132.html)

※環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市及びスマートシティモデル事業の対象都市に立地するプロジェクトや、「エコスクール・プラス」として環境を考慮した学校施設の提案については、評価において考慮しますので、当該提案の計画書に示された方針等との関連性を本事業の申請書において説明してください。

「環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市」 (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html>)

「スマートシティモデル事業」 (http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000040.html)

「エコスクール・プラス」 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289498.htm)

2. 2 評価にあたっての考え方

応募のあった提案について、各部門の「評価にあたっての考え方」に基づいて先導性を評価します。過年度までの採択事例について、1. 4に示す本事業のホームページに、シンポジウム等における発表資料を掲載しておりますので、採択事例の提案内容や採用技術などを参考として、応募してください。

2. 2. 1 一般部門（非住宅、共同住宅、戸建住宅）

○省CO₂を実現する住宅・建築物のプロジェクトとして、先導性があるリーディングプロジェクトを評価します。

- ・ 先端性・先進性のある技術の導入や既往技術の新たな組合せによって省CO₂効果を生み出すなど、省CO₂技術の住宅・建築物への適用、応用に工夫が認められ、他のプロジェクトへの波及効果・普及効果が期待されるものを評価します。

（例）・先進的でCO₂削減効果が高い技術

・複合化による革新的技術

・波及・普及効果が期待できる技術（住宅やオフィスなど重点的な取り組みが求められる分野で、省CO₂について費用対効果が高いもの）等

○住宅・建築物プロジェクト総体として省CO₂実現に向けた取り組みを評価します。

- ・ 個別技術だけではなく、住宅・建築物のプロジェクトとして総合化されたものとして評価します。このため、新築・改修については、原則として建築物の環境効率の評価結果に関する図書の提出を求めます。具体的には、総合的な建築物の環境効率について、CASBEE 評

価結果（※）又はこれと同等以上のものの提出を求めるとします。

※CASBEEの場合、新築については、評価結果がA以上のものを対象とし、評価結果がSのものを積極的に評価します。既存の住宅・建築物の改修については、このような評価結果の制限は設けず、改修による改善効果を評価します。（詳細は、3. 1. 4の③、3. 3. 4の③を参照ください。）

- ・ 既に普及段階にある個別技術の単なる羅列にとどまることなく、個別技術の複合化、建築デザインと設備の組み合わせ、地域の気候・風土等の特性の活用など、住宅・建築物プロジェクト全体としての省CO₂実現の取り組みを評価します。
- ・ 設備だけでなく、パッシブなど建築設計による取り組みも積極的に評価します。

○省CO₂にかかる多様な分野、段階、規模、地域等の取り組みを評価します。

- ・ 新築だけでなく、省エネルギー改修などの既存対策も評価します。
- ・ 業務用建築物等住宅以外の建築物、戸建て・共同住宅等用途・建て方別、木造、S造、RC造等の構造別等幅広い分野でのプロジェクトを対象とするとともに、幅広い分野のバランスに配慮して評価します。
- ・ 単体の住宅・建築物だけでなく、複数の住宅・建築物（複数敷地、街区単位のもの等を含む）を対象とした総合的・一体的技術（地域の省エネルギー、面的エネルギー対策、複合用途の組み合わせ等）も対象とし、規模や用途の特性に応じた取り組みを評価します。
- ・ 省CO₂の評価は、運用時の省エネルギー性だけでなく、建設時（製造・施工時）、修繕・更新・解体時も視野に入れて評価します。
- ・ 学校などの建築物や街区・地域における運用段階のゼロ・エネルギー化につながる取り組みを評価します。また、住宅とEV（電気自動車）等の自動車との連携による省CO₂対策など他分野との連携による取り組みを評価します。
- ・ 非住宅についてはプロジェクトの規模、共同住宅についてはプロジェクトや供給事業者の規模、戸建住宅については供給事業者の規模に応じた取り組みを評価します。
- ・ 新たなマネジメントシステム・ビジネスモデルの構築や啓発・教育効果など、省CO₂効果の波及性を評価します。
- ・ 省CO₂やエネルギー利用の効率化や平準化に資するとともに、良質な居住・執務環境の提供を目指した健康性・快適性・知的生産性の向上や、非常時においても自立的に業務・生活・避難受け入れ等を継続する機能を有するなど、省CO₂と付加価値の創出を両立する取り組みを積極的に評価します。（SDGsに向けた取り組みが明示されているものは、その取り組みも評価します。）

[優先課題]

令和3年度（第2回）の募集では、一般部門のプロジェクトにおいて、省CO₂の推進に向けたモデル性、先導性を有するほか、下記の課題1～5の優先課題に対応する取り組みを提案するものについては重点的に評価します。

※今年度の優先課題として設定する課題1～5に対応する提案については、それぞれの課題に対する取り組みの先導性に関する資料の提出を求めます。

※優先課題に対する特段の取り組みがない提案であっても応募は可能です。

課題1. 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み

○複数の住宅・建築物を対象とし、単体建物の取り組みを超えて、複数敷地、街区、まちづくり等への面的な広がり期待できる取り組みの先導性を重点的に評価します。

- ・複数の住宅・建築物、街区等において、複数の主体が連携して省CO₂を実現する総合的な取り組み
- ・供給側、需要側の両面を考慮したエネルギー供給及びマネジメント、需要制御、分散型エネルギーの導入、新築を起点とした周辺既存建物の省エネ化など、新たなエネルギーシステムの構築につながる取り組み
- ・複合用途の組み合わせ、まちづくりにつながる取り組み など

課題2. 省CO₂の実現とともに、健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み

○省CO₂の実現とともに、建物用途等に応じた良質な居住・執務環境の提供を目指した健康性・快適性・知的生産性等の向上に関する取り組みの先導性を重点的に評価します。

- ・「ESG 不動産投資のあり方検討会 中間とりまとめ」を踏まえた、建物利用者が健康で快適に建物を利用すること等を促進・支援する取り組み
- ・オフィスビル等における知的生産性向上（作業効率向上、知的創造性向上、意欲向上、人材確保の優位性）を支援する取り組み
- ・感染症の感染予防に資する建築計画、設備仕様・性能、維持管理等、健康の安全性を高める取り組み など

課題3. 非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み

○平常時のエネルギー利用の効率化や平準化に資するとともに、非常時においても自立的に業務・生活・避難受入等を継続する機能を有し、人的被害や経済的損失等の軽減などに資する取り組みの先導性を重点的に評価します。

- ・当該プロジェクトで、非常時の業務を継続するために必要な設備等を追加的に設け、経済的損失の軽減を図る取り組み
- ・当該プロジェクトで、一定期間の生活を継続できるよう必要な設備等を追加的に設け、地域として人的被害や避難所の負担等を軽減する取り組み
- ・当該プロジェクトで帰宅困難者や避難者等を一定期間受け入れるために必要な設備等を追加的に設け、地域の災害対応に貢献する取り組み
- ・上記に関して、「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を踏まえた取り組み」（p10参照）など

課題4. 被災地において省CO₂の推進と復興に資する取り組み

○大規模災害の被災地におけるプロジェクトで、復興にあたり、当該地域を始めとする他のプロジェクトへの省CO₂の波及・普及効果につながる取り組みを重点的に評価します。

課題5. 地方都市等での先導的省CO₂技術の波及・普及につながる取り組み

○全国各地での多様な省エネ・省CO₂プロジェクトの普及に向けて、地方都市等において、当該地域の地域特性を踏まえ、他のプロジェクトにも波及、普及が期待される先導的な取

り組みを重点的に評価します。

2. 2. 2 中小規模建築物部門（非住宅）

○「2. 1 事業の要件」に記載する要件イ)～二)に加えて、総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、以下の全てを満足するものを、省CO₂の波及、普及に資するリーディングプロジェクトとして評価し、採択します。

- ・総合的な建築物の環境効率について、CASBEEのSランク又は同等以上の性能を有するもの
- ・省エネルギー性能について、BELS 5つ星の性能を有するもの
- ・総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能については、第三者評価を取得すること
- ・先導的な省CO₂技術（普及途上の技術、これまでの採択事例で活用している技術及び類似技術でも可）をバランス良く導入するもの

※本補助事業は先導的な技術の波及・普及を目的として、モデル的なプロジェクトを支援するものであることから、波及効果・普及効果に関する提案が必要となります。

※改修、マネジメント、技術の検証も提案する場合は、一般部門として応募してください。なお、中小規模建築物であっても一般部門の要件を満たす事で一般部門に提案を行うことが可能であり、審査において当該プロジェクトの規模に応じた取り組みの先導性を評価します。

2. 2. 3 賃貸住宅トップランナー事業者部門（共同住宅）

○「2. 1 事業の要件」に記載する要件イ)～二)に加えて、以下に記す賃貸住宅トップランナー事業者部門の基本要件①～③をすべて満足する賃貸住宅を新築し、省CO₂技術の波及・普及に資する先導的な取り組みを行う賃貸住宅供給事業者を採択します。(年間供給戸数が1,000戸未満の住宅供給事業者の提案を可能とします。)

<基本要件>

- ① 補助対象となる住棟は、建築物省エネ法第28条の2において定める請負型規格住宅(長屋又は共同住宅)であること
- ② 補助対象となる住棟は、下記1)～2)に示す「住宅トップランナー基準(賃貸住宅)を上回る省エネルギー性能」のいずれも満たす賃貸住宅であること(※1)
 - 1) 外皮性能が住棟全体で省エネルギー基準に適合
 - 2) 一次エネルギー消費性能(BEI)が住棟全体で0.85以下
- ③ 賃貸住宅供給事業者として、賃貸住宅の省エネ・省CO₂の促進に向けて下記1)～4)についての先導的な取り組みを提案し、実施状況を報告するものであること(※2)
 - 1) 住宅トップランナー基準(賃貸住宅)達成の為の技術開発・仕様の改善等の取り組み
 - 2) 流通段階(物件掲載サイト・広告等)における省エネ性能の表示を促進する取り組み(※3)
 - 3) 持続可能な社会の構築に向けた賃貸住宅供給事業者としての取り組み(SDGs等)(※4)
 - 4) 住宅トップランナー基準(賃貸住宅)達成計画書の提出及び報告(※5)

- ※1 住棟全体の省エネルギー性能は、当該住棟で計算対象とする全住戸等の合計値で評価します。
- ※2 賃貸住宅供給事業者としての先導的な提案（基本要件③）については、賃貸住宅分野全体への波及、普及が期待される取り組みを積極的に評価します。
- ※3 補助対象となる住棟ごとにBELS等の第三者認証（住棟評価）を取得することに加え、提案する内容に応じて、流通段階での省エネルギー性能の表示を行うことが必要です。
- ※4 賃貸住宅分野に関連する持続可能な社会の構築に向けた取り組みを提案するとともに、取り組み内容を自社ホームページ等で公表することが必要です。
- ※5 提案時には、採択年度を含めた3年度分の住宅トップランナー基準（賃貸住宅）達成計画書の提出が必要です。また、採択年度を含めた3年度分についての賃貸住宅供給実績について、年度毎に住宅トップランナー基準（賃貸住宅）達成状況を報告していただきます。

基準達成計画書及び基準達成状況の報告は、本事業の補助対象外となる住戸も含めた賃貸住宅供給事業者が供給する請負型規格住宅（長屋又は共同住宅）の全供給戸数を対象とします。また、基準達成計画書と報告する基準達成状況との相違が大きい場合、その理由も報告していただきます。

住宅トップランナー基準（賃貸住宅）は、下記のとおりです。

（参考）住宅トップランナー基準（賃貸住宅）

2024年度までに、

- ・各年度に供給する全住戸が外皮基準に適合
- ・各年度に供給する全住戸の一次エネルギー消費量基準適合率※が100%以上

※ 供給する全住戸の一次エネルギー消費量の基準適合率（%）
 = 特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量の全住戸合計（GJ）
 ÷ 設計一次エネルギー消費量の全住戸合計（GJ）

3. 部門別の事業内容

3. 1 建築物（非住宅）・一般部門

3. 1. 1 対象事業（非住宅・一般）

住宅以外の用途の建築物において、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクト（新築、改修、マネジメントシステム、技術の検証）となる事業を対象とします。補助の交付ではなく、評価のみを目的とする提案は認めておりません。

なお、改修プロジェクトについては、既存建築物省エネ化推進事業に比べて、総合性が高い取り組みや波及・普及につながる取り組みなど、より先導性に優れた提案を対象とします。

（例）・躯体及び設備の省エネ改修とマネジメントシステムの整備を行うなど、より総合的な省エネ改修

- ・省エネ改修やユーザーの省エネ・省CO₂活動を普及・波及する仕組みやビジネスモデル
- ・学校などの建築物のゼロ・エネルギー化に挑戦する多様な取り組み
- ・地域のゼロ・エネルギー化に挑戦する多様な取り組み
- ・地方都市等において他のプロジェクトへの波及、普及が期待される先導的な取り組み
- ・複数建築物を対象とした総合的・一体的な省CO₂対策（複数敷地、街区、まちづくりの取り組み等）等

3. 1. 2 対象事業者（非住宅・一般）

①提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省CO₂技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体的に又は連携して省CO₂技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

②補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、請負などで現時点では敷地が特定されていない場合などは、補助を受ける者でない者が提案することも可能です。

3. 1. 3 補助額（非住宅・一般）

補助額は、次の（１）に掲げる建設工事等に係る補助額と（２）に掲げる附帯事務費の合計です。また、非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が2,000㎡未満の建築物に限り、（３）に掲げる標準単価方式によって算出した額を補助額とすることも可能です。

なお、1プロジェクト当たり5億円（複数の街区や敷地、棟にまたがるプロジェクトなど、評価委員会において必要と認められた事業については10億円。標準単価方式による場合は採択プロジェクトの総事業費の3.5%。）を本事業の補助限度額とします。

また、いずれの費用も採択後に着手するものに限り、補助対象とします。

（１）建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、①～④の費用の合計の2分の1以内の額とします。ただし、

新築事業の場合、②建設工事費に該当する費用の補助額は、当該事業の建設工事費の5%以内の額とします。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会（4.2参照）の評価に基づき予算の範囲内で、提案書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

①設計費

a. 省CO₂設計に関する設計費

省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

b. 環境効率及び省エネルギー性能の第三者評価、表示に関する費用

総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、第三者認証・認定の取得及び表示に関する費用として、下記1)～3)を対象とします。

- 1) 設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算に要する費用
- 2) 第三者認証・認定の取得に要する申請費用(審査費用、申請書作成代行費用等)
- 3) 評価結果を表示するための費用(プレート代、シール代等)

なお、環境効率や省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用は対象外です。

②建設工事費

下記1)～2)の整備に要する費用(直接建設工事に要する費用を対象とし、設計費、用地費を除く。)のうち国土交通省が認める費用を対象とします。

1) 新築の場合

建築物の整備費(建設工事費)のうち、提案された先導的な取り組みを実現するために必要となる部分を特定していただき、当該部分の整備費を補助の対象とします。

2) 改修の場合

建築物(建築設備を含む。)の改修費のうち、提案を採択された先導的な省CO₂技術に係る費用を補助の対象とします。

③マネジメントシステムの整備費

マネジメントシステムを整備する費用のうち、先導的なシステム整備に要する費用及びその運用に要する別表1-(1)に掲げる費用を補助の対象とします。

当該事業者がシステムを作成する部分を対象とし、単に既存のデータ等を購入するための費用は対象となりません。

④技術の検証費

提案を採択された省CO₂技術効果の検証に要する費用で、実験・検証(展示を行うものを含む。)のために一時的に設ける施設の整備費及び実験・検証に要する費用とします。

この場合、施設の整備費は、実験・検証の期間(展示の期間を含む。以下同じ)中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数/7の費用を補助対象とし

ます。また、実験・検証に要する費用は、別表1－(1)に掲げる経費を補助対象とします。

先導的提案の検証のために必要なエネルギー使用量の把握等に要する費用についてはこの技術の検証費として計上することが可能ですが、「4.4.4 エネルギー使用実績等の報告」として求めるエネルギー使用量を計測するための費用は補助対象外とします。

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、評価委員会での評価を参考に、先導性の高い取組みに優先的に補助するものとし、補助額を調整することがあります。

- ・ 冷暖房器具（壁掛け式ルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等）
- ・ 浴室・衛生関連設備（ユニットバス、断熱浴槽、節湯器具、温水暖房便座等）
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 照明器具のうち電球の交換など工事を伴わない器具の交換
- ・ 上記に類する建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 高効率変圧器や非常用発電機など、原則「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第1条に定める建築設備以外のもの（建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）
- ・ 太陽光発電システム（他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合があります。）

(2) 附帯事務費

別表2－(1)に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要な経費の実績額に基づいて、上記(1)の建設工事等に係る補助額(国費)の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

※ 採択後の補助金交付の手続きでは、附帯事務費として認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで附帯事務費が支払われます。

(3) 標準単価方式による補助額

(非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が2,000㎡未満の建築物に限り適用可能)

標準単価方式による場合、補助金の額は、別表3に掲げる当該建築物の省エネルギー性能(BELS)に応じた標準単価に、当該建築物の延べ面積を乗じて算出した額の2分の1の額とします。なお、標準単価方式の適用可否については、別表4を参照ください。

標準単価方式による場合、採択後の交付申請において補助対象工事を特定していただきます。補助対象工事を特定する場合、上記(1)に掲げる費用のうち、②建設工事費のみを対象とし、①設計費、③マネジメントシステムの整備費、④技術の検証費及び上記(2)に掲げる附帯事務費は対象外とします。また、上記(1)の※に掲げる建設工事等も対象外とします。

なお、提案応募時は自己評価による評価結果(もしくは目標値)に応じて別表3に掲げる標準単価を選択することができますが、採択後、実績報告時までに第三者評価を取得し、一定の省エネルギー性能を満たしていることを証明していただきます。第三者評価によって、省エネルギー性能(BELS)のランクが変更になった場合は、最終的に確定する補助金の

額も変更になりますので、留意してください。なお、提案時に標準単価方式を選択した場合、採択後に（１）及び（２）に掲げる方式で補助額を算定する方式に変更することはできません。

3. 1. 4 審査に必要な書類（非住宅・一般）

①事業の概要（様式3）

プロジェクトの全体概要、提案する先導的な省CO₂技術、対応する優先課題との関係を示し、省CO₂の実現性に優れた建築物プロジェクトとしてのアピール点などを簡潔に記載してください。

②導入する省CO₂技術の特徴（様式4-1）

先導性に優れたプロジェクトとして提案する内容について、審査の中心となる「先端性・先進性の観点」、「波及性・普及性」の観点を簡潔に記載してください。

また、当該プロジェクトの実施により期待する成果を記載することとします。

③建築物の環境効率の評価の内容（様式4-2）

新築、既存建築物の改修、新築又は既存建築物の改修を含むマネジメントシステムの整備に関する提案応募には、建築物の環境効率の評価結果に関する図書の提出が必要です。具体的には、総合的な建築物の環境効率について、CASBEE 評価結果又はこれと同等以上のものを提出することとします。なお、基本設計段階などのため、条件が確定していない項目がある場合、前提条件を明記した上で環境効率の評価結果を提出することができます。

<留意点>

1) CASBEE で評価を行う場合、下記の CASBEE 評価ツールの使用を基本とします。

新築	非住宅建築物	CASBEE-建築(新築) 2021年 SDGs 対応版
既存改修	非住宅建築物	CASBEE-建築(改修) 2014年版

※提案応募にあたり、建築物の環境効率に関する評価としてCASBEE評価を提出する場合は自己評価を可とします。ただし、CASBEE評価員が評価した場合にあっては、その旨と当該評価員の氏名を記載することとします。

（「2. 1のイ」における省エネルギー性能の表示にCASBEEの評価結果を使用する場合は、認証取得が必要です。）

※自治体版CASBEEなど、上記に記した以外のCASBEE評価ツールでの応募も可能です。

※「建築環境SDGsチェックリスト」の評価を行わないCASBEE評価結果を提出することも提案応募は可能です。

※複数棟からなるプロジェクトについては、各々の建築物についてのCASBEE評価を提出することとします。

※「CASBEE-改修」は、改修前と改修後をそれぞれ評価し、これらの環境効率を比較するもので、原則として、改修部分以外も含めて、当該住宅・建築物の環境性能を判断する必要があります。ただし、本事業においては、次のように取扱っても構いません。

- ・改修部分に関係しないため性能が変化しない評価項目については、改修前、改修後ともに「レベル3」であるとみなして評価を行うこと。
- ・改修部分について、改修前の性能のデータ等が把握・捕捉できない場合は、前提条件を記載しつつ性能を推定して評価を行うこと。

2) 提案を行う各々の建築物に関する環境効率の評価結果を提出した上で、次の取り組みに応じた評価結果等を提出した場合は、審査にあたって積極的な取り組みとして評価します。

取り組み内容	評価ツール等
<u>建築の計画、生産、運用、廃棄等におけるSDGs達成に向けた取り組み</u>	<u>建築環境SDGsチェックリスト</u> <u>(※)</u>
街区や複数建築物からなる取り組み	CASBEE-街区 2014年版
建物利用者の健康性、快適性の維持・増進を支援する建物の仕様や性能等の取り組み	CASBEE-ウェルネスオフィス 2020年版
<u>感染症の感染予防に資する建築計画、設備仕様・性能、維持管理等、健康の安全性を高める取り組み</u>	<u>建物の感染対策チェックリスト（オフィス版）</u>

※CASBEE-建築（新築）2021年SDGs対応版を利用することで「建築環境SDGsチェックリスト」の評価を行うことができ、「建築環境SDGsチェックリスト」による評価結果も合わせてCASBEEの評価結果シートに表示されます。

※新築を伴う提案において、SDGs達成に向けた取り組みを「建築環境SDGsチェックリスト」で評価する場合、上記1)の環境効率の評価結果と合わせて「建築環境SDGsチェックリスト」の評価結果が表示されたCASBEEの評価結果シートを提出してください。

※改修を伴う提案において、SDGs達成に向けた取り組みを「建築環境SDGsチェックリスト」で評価する場合、上記1)のCASBEE-建築（改修）の評価結果に加えて、CASBEE-建築（新築）2021年SDGs対応版を利用して「建築環境SDGsチェックリスト」を評価し、「建築環境SDGsチェックリスト」の評価結果が表示されたCASBEEの評価結果シートも提出してください。

3) CASBEE等の概要は以下のホームページで案内しています（各評価ツール等を無料でダウンロードできます）。

○一般社団法人 日本サステナブル建築協会 CASBEEホームページ
「建築（新築）」「建築（改修）」「街区」「ウェルネスオフィス」
https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_nc.html
※「建築環境SDGsチェックリスト」については、CASBEE-建築（新築）2021年SDGs対応版のマニュアル、評価ソフト等を参照してください。

○一般社団法人 日本サステナブル建築協会 SWO（スマートウェルネスオフィス）に関する研究ホームページ「建物の感染対策チェックリスト（オフィス版）」
https://www.jsbc.or.jp/swo/check_tool.html

④省CO₂効果（様式4-3）

「〇%以上の省CO₂効果」などの一律の要件は設けませんが、建築物全体と先導的な技術の提案について、下記により省CO₂効果を記載してください。

1) 建築物全体についての省CO₂効果（新築の場合のみ）

新築提案の場合には、建築物全体のLCCO₂についての計算結果を提出してください。

CASBEE 評価ツールを使用する場合、それによって算出される値とします。なお、LCCO₂の計算に当たっては、この CASBEE の評価ツールで自動算出される標準計算を基本とします。また、CASBEE 評価ツールの標準計算によらず LCCO₂の計算を行う場合には、原単位など、LCCO₂の計算の根拠を示して計算を行い、その結果を提出してください。

2) 先導的な技術に関する省CO₂効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省エネルギー効果又は省CO₂効果と費用対効果を記載してください。(新築、改修、マネジメントシステムの整備、技術の検証(実験、展示など) 各々について必要です。)

また、先導的な取り組み全体として、提案事業による省CO₂効果の合計値を記載してください。

⑤優先課題に対応する事業の特徴、効果(課題1～5に対応する場合のみ提出)(様式4-4)

2. 2. 1に掲げる優先課題の1～5に対応するものとして提案する場合、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果を示してください。

⑥提案事業の実施による省CO₂技術等の波及効果・普及効果(様式3)

提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合は別途取り組み内容を記載してください。

⑦CO₂排出削減効果実証(エネルギー計測)計画書(様式5)

運用開始後のエネルギー計測の計画(計測の目的、計測対象、計測方法、計測体制、計測期間等を記載のこと)を示してください。

⑧事業計画(様式6～8)

プロジェクト全体と先導的な省CO₂技術の提案部分を区分し、年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。なお、マネジメントシステムの整備費や技術の検証費として直接経費を申請する場合は、経費の用途を明記した資料も提出していただきます。

標準単価方式による場合は、当該建築物の省エネルギー性能(BEL S)、使用する標準単価、補助申請額等を示してください。

⑨省エネルギー計画の概要(新築、既存改修の場合のみ)

新築、既存改修に関するプロジェクトでは、省エネ基準への適合状況が確認できる資料を提出してください。

また、基本設計段階などのため、提案の募集時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。

なお、2. 1のイ)にあるように、新築、既存改修に関するプロジェクトでは、省エネ基準を満たすことが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取消しとなることがあります。

3. 2 建築物(非住宅)・中小規模建築物部門

3. 2. 1 対象事業(非住宅・中小規模)

住宅以外の用途の建築物において、延べ面積が概ね5,000 m²以下(最大10,000 m²未満)の中小規模建築物における新築プロジェクトとしてリーディングプロジェクトとなる事業を対象とし

す。補助の交付ではなく、評価のみを目的とする提案は認めておりません。

3. 2. 2 対象事業者（非住宅・中小規模）

①提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省CO₂技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体的に又は連携して省CO₂技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

②補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者としします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、請負などで現時点では敷地が特定されていない場合などは、補助を受ける者でない者が提案することも可能です。

3. 2. 3 補助額（非住宅・中小規模）

補助額は、次の（1）に掲げる建設工事等に係る補助額と（2）に掲げる附帯事務費の合計です。また、非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が2,000㎡未満の建築物に限り、（3）に掲げる標準単価方式によって算出した額を補助額とすることも可能です。

なお、1プロジェクト当たり5億円（標準単価方式による場合は採択プロジェクトの総事業費の3.5%）を本事業の補助限度額とします。

また、いずれの費用も採択後に着手するものに限り、補助対象とします。

（1）建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、①～②の費用の合計の2分の1以内の額とします。ただし、新築事業の場合、②建設工事費に該当する費用の補助額は、当該事業の建設工事費の5%以内の額とします。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会（4.2参照）の評価に基づき予算の範囲内で、提案書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

①設計費

a. 省CO₂設計に関する設計費

省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

b. 環境効率及び省エネルギー性能の第三者評価、表示に関する費用

総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、第三者認証・認定の取得及び表示に関する費用として、下記1)～3)を対象とします（採択後に着手するものに限る）。

- 1) 設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算に要する費用

2) 第三者認証・認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費等）

3) 評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）

なお、環境効率や省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用は対象外です。

②建設工事費

建築物の整備に要する費用（直接建設工事に要する費用を対象とし、設計費、用地費を除く。）のうち国土交通省が認める費用を対象とします。

＜補助対象費用について＞

建築物（建築設備を含む。）の整備費（建設工事費）のうち、提案された省エネ基準を超える省エネ性能を実現するための取り組み、その他の先導的な取り組みを実現するために必要となる部分を特定していただき、当該部分の整備費を補助の対象とします。

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、評価委員会での評価を参考に、先導性の高い取組みに優先的に補助するものとし、補助額を調整することがあります。

- ・ 冷暖房器具（壁掛け式ルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等）
- ・ 浴室・衛生関連設備（ユニットバス、断熱浴槽、節湯器具、温水暖房便座等）
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換
- ・ 上記に類する建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 高効率変圧器や非常用発電機など、原則「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第1条に定める建築設備以外のもの（建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）
- ・ 太陽光発電システム（他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合があります。）

（2）附帯事務費

別表2－(1)に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要な経費の実績額に基づいて、上記(1)の建設工事等に係る補助額（国費）の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

※ 採択後の補助金交付の手続きでは、附帯事務費として認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで附帯事務費が支払われます。

（3）標準単価方式による補助額

（非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が2,000㎡未満の建築物に限り適用可能）

標準単価方式による場合、補助金の額は、別表3に掲げる当該建築物の省エネルギー性能（BELS）に応じた標準単価に、当該建築物の延べ面積を乗じて算出した額の2分の1の額とします。なお、標準単価方式の適用可否については、別表4を参照ください。

標準単価方式による場合、採択後の交付申請において補助対象工事を特定していただきます。

補助対象工事を特定する場合、上記（１）に掲げる費用のうち、②建設工事費のみを対象とし、①設計費、及び上記（２）に掲げる附帯事務費は対象外とします。また、上記（１）の※に掲げる建設工事等も対象外とします。

なお、提案時は自己評価による評価結果（又は目標値）に応じて別表３に掲げる標準単価を選択することができますが、採択後、実績報告時までに第三者評価を取得し、一定の省エネルギー性能を満たしていることを証明していただきます。第三者評価によって、省エネルギー性能（BELS）のランクが変更になった場合は、最終的に確定する補助金の額も変更になりますので、留意してください。なお、提案時に標準単価方式を選択した場合、採択後に（１）及び（２）に掲げる方式で補助額を算定する方式に変更することはできません。

3. 2. 4 審査に必要な書類（非住宅・中小規模）

①事業の概要（様式３）

プロジェクトの全体概要と提案する省エネ・省CO₂技術など、取り組み内容の概要を簡潔に記載してください。

②省エネルギー性能及び導入する省CO₂技術（様式４－１）

当該建築物の省エネルギー性能として、外皮性能及び一次エネルギー消費性能の評価結果を記載してください。また、建築外皮及び建築設備等について、導入する省CO₂技術を明記し、補助対象として提案するものを特定してください。

なお、提案応募時は、自己評価による評価結果（もしくは目標値）を記載することで応募できますが、採択後、実績報告時までに第三者評価を取得し、一定の省エネルギー性能を満足していることを証明していただきます。

③建築物の環境効率の評価の内容（様式４－２）

建築物の環境効率の評価結果に関する図書の提出が必要です。具体的には、総合的な建築物の環境効率について、CASBEE評価結果又はこれと同等以上のものを提出することとします。なお、基本設計段階などのため、条件が確定していない項目がある場合、前提条件を明記した上で環境効率の評価結果を提出することができます。

なお、提案応募時は自己評価による評価結果を添付することで応募できますが、採択後、実績報告時までに第三者評価を取得し、一定の環境効率を満足していることを証明していただきます。

<留意点>

1) CASBEE で評価を行う場合、下記の CASBEE 評価ツールの使用を基本とします

新築	非住宅建築物	CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版
----	--------	----------------------------

※ 提案応募にあたり、建築物の環境効率に関する評価としてCASBEE評価を提出する場合は自己評価を可とします。ただし、CASBEE評価員が評価した場合にあっては、その旨と当該評価員の氏名を記載することとします。

(中小規模建築物部門では、採択後の交付申請の手続きにおいて、建築物の環境効率が要件に適合するものであることの第三者評価を取得していただきます。)

※ 「建築環境SDGsチェックリスト」の評価を行わないCASBEE評価結果を提出することでも提案応募は可能です。

2) CASBEEの概要は下記ホームページで案内しています（各評価ツールを無料でダウンロード

ードできます)。

○一般社団法人 日本サステナブル建築協会CASBEEホームページ 「建築(新築)」 https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee.html
--

④省CO₂効果(様式4-3)

「〇%以上の省CO₂効果」などの一律の要件は設けませんが、建築物全体と補助対象とする省CO₂技術の提案について、下記により省CO₂効果を記載してください。

1) 建築物全体についての省CO₂効果

CASBEE 評価ツールを使用する場合、それによって算出される値とします。なお、LCCO₂の計算に当たっては、このCASBEEの評価ツールで自動算出される標準計算を基本とします。また、CASBEE 評価ツールの標準計算によらずLCCO₂の計算を行う場合には、原単位など、LCCO₂の計算の根拠を示して計算を行い、その結果を提出してください。

2) 補助対象として提案する技術に関する省CO₂効果

提案プロジェクトの補助対象とする省CO₂技術等について、省エネルギー効果又は省CO₂効果と費用対効果を記載してください。

⑤提案事業の実施による省CO₂技術等の波及効果・普及効果(様式3)

提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合は内容を記載してください。

⑥CO₂排出削減効果実証(エネルギー計測)計画書(様式5)

運用開始後のエネルギー計測の計画(計測の目的、計測対象、計測方法、計測体制、計測期間等を記載のこと)を示してください。

⑦事業計画(様式6~8)

プロジェクト全体と先導的な省CO₂技術の提案部分を区分し、年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。

標準単価方式による場合は、当該建築物の省エネルギー性能(BEL S)、使用する標準単価、補助申請額等を示してください。

⑧省エネルギー計画の概要

省エネ基準への適合状況が確認できる資料を提出してください。また、基本設計段階などのため、提案の募集時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。

なお、2. 1のイ)にあるように、省エネ基準を満たしていることが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取消しとなることがあります。

3. 3 共同住宅/戸建住宅・一般部門

3. 3. 1 対象事業(住宅・一般)

住宅(共同住宅及び戸建住宅)において、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる事業を対象とします。

住宅の提案については、地域型住宅グリーン化事業(高度省エネ型など)における省エネ対

策を超えて、より先導性の高い多様な省エネ・省CO₂への取り組みを実施するプロジェクトを対象とします。補助の交付ではなく、評価のみを目的とする提案は認めておりません。

- (例) ・ライフサイクルを通じてCO₂をゼロないしマイナスにする LCCM の観点からのバランスよい取り組み
- ・地域の気象・風土等に配慮したパッシブ設計
 - ・省資源対策や再生可能エネルギー利用
 - ・居住者の省CO₂意識の向上や省CO₂行動を誘発する取り組みや仕組み
 - ・共同住宅の共用設備における先導的な省エネ対策
 - ・省CO₂型住宅や省エネ改修の普及促進を図る体制整備や仕組み
 - ・他分野との連携によって省CO₂の取り組みを進める仕組み
 - ・省CO₂型の賃貸住宅づくりの取り組み
 - ・地方都市等での他の住宅プロジェクトへの波及、普及が期待される先導的な取り組み
 - ・複数の住棟（住宅）を対象とした総合的・一体的な省CO₂対策（複数敷地、街区、まちづくりの取り組み等） 等

3. 3. 2 対象事業者（住宅・一般）

①提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省CO₂技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体的に又は連携して省CO₂技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

②補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とし、ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、請負などで現時点では敷地が特定されていない場合などは、補助を受ける者でない者が提案することも可能です。

戸建住宅の新築プロジェクト等について、建売戸建住宅の場合は、提案者と補助を受ける者は建売戸建住宅の建築主である住宅事業建築主、注文戸建住宅の場合及び建売戸建住宅と注文戸建住宅を合わせて行う場合は、建築主および提案し採択を受けた建設事業者がグループとして補助を受けることとなります。

3. 3. 3 補助額（住宅・一般）

補助額は、次の（１）に掲げる建設工事等に係る補助額と（２）に掲げる附帯事務費の合計です。なお、1プロジェクト当たり5億円（複数の街区や敷地、棟にまたがるプロジェクトなど、評価委員会において必要と認められた事業については10億円。）を本事業の補助限度額とします。また、戸建住宅（新築、改修、マネジメント、技術の検証）については、（１）に掲げる建設工事等に係る補助額の上限を、1戸あたり200万円以内とします。ただし、特別な場合はこれを超えることができることとします。

また、いずれの費用も採択後に着手するものに限り、補助対象とします。

(1) 建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、①～④の費用の合計の2分の1以内の額とします。ただし、共同住宅の新築事業の場合、②建設工事費に該当する費用の補助額は、当該事業の建設工事費の5%以内の額とします。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会（4.2参照）の評価に基づき予算の範囲内で、提案書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

①設計費

a. 省CO₂設計に関する設計費

省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

b. 環境効率及び省エネルギー性能の第三者評価、表示に関する費用

総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、第三者認証・認定の取得及び表示に関する費用として、下記1)～3)を対象とします。

- 1) 設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算に要する費用
- 2) 第三者認証・認定の取得に要する申請費用(審査費用、申請書作成代行費用等)
- 3) 評価結果を表示するための費用(プレート代、シール代等)

なお、環境効率や省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用は対象外です。

②建設工事費

1)～2)の整備に要する費用(直接建設工事に要する費用を対象とし、設計費、用地費を除く。)のうち国土交通省が認める費用を対象とします。

1) 新築の場合

建築物(建築設備を含む。)の整備費(建設工事費)のうち、提案された先導的な取り組みを実現するために必要となる部分を特定していただき、当該部分の整備費を補助の対象とします。

2) 改修の場合

建築物(建築設備を含む。)の改修費のうち、提案を採択された先導的な省CO₂技術に係る費用を補助の対象とします。

③マネジメントシステムの整備費

マネジメントシステムを整備する費用のうち、先導的なシステム整備に要する費用及びその運用に要する別表1-(1)に掲げる費用を補助の対象とします。

当該事業者がシステムを作成する部分を対象とし、単に既存のデータ等を購入するための費用は対象となりません。

④技術の検証費

提案を採択された省CO₂技術効果の検証に要する費用で、実験・検証(展示を行うものを

含む。)のために一時的に設ける施設の整備費及び実験・検証に要する費用とします。

この場合、施設の整備費は、実験・検証の期間(展示の期間を含む。以下同じ)中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数/7の費用を補助対象とします。また、実験・検証に要する費用は、別表1-(1)に掲げる経費を補助対象とします。

先導的提案の検証のために必要なエネルギー使用量の把握等に要する費用についてはこの技術の検証費として計上することが可能ですが、4.4.4の実績報告として求めるエネルギー使用量を計測するための費用は補助対象外とします。

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、評価委員会での評価を参考に、先導性の高い取組みに優先的に補助するものとし、補助額を調整することがあります。

- ・ 冷暖房器具(壁掛け式ルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等)
- ・ 浴室・衛生関連設備(ユニットバス、断熱浴槽、節湯器具、温水暖房便座等)
- ・ 調理器具(ガスコンロ、IHクッキングヒーター等)
- ・ 照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換
- ・ 上記に類する建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 高効率変圧器や非常用発電機など、原則「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第1条に定める建築設備以外のもの(ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く)
- ・ 太陽光発電システム(他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合があります。)

(2) 附帯事務費

別表2-(1)に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、上記(1)の建設工事等に係る補助額(国費)の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

※ 採択後の補助金交付の手続きでは、附帯事務費として認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで附帯事務費が支払われます。

3. 3. 4 審査に必要な書類(住宅・一般)

①事業の概要(様式3)

プロジェクトの全体概要、提案する省エネ・省CO₂技術、優先課題との関係など、取り組み内容の概要を簡潔に記載してください。また、省エネ性能の高い住宅の普及促進に向けた、単独またはグループとしての取組み(供給体制など)などのアピール点を記入してください。

②導入する省エネ・省CO₂対策の内容(様式4-1)

本事業へ提案する住宅の省エネ性能について、これまでの取り組みと比べて今回行う新しい取組みについて記載してください。また、当該住宅での実効性ある省エネ・省CO₂対策を促進する取り組みや、他の住宅への波及・普及につながる取り組み・体制など、プロジェクトのアピール点を記載してください。

③住宅の環境効率の評価の内容(様式4-2)

新築、新築を含むマネジメントシステムの整備に関する提案応募には、住宅の環境効率の

評価結果に関する図書の提出が必要です。具体的には、総合的な住宅の環境効率について、CASBEE 評価結果又はこれと同等以上のものを提出することとします。なお、基本設計段階などのため、条件が確定していない項目がある場合、前提条件を明記した上で環境効率の評価結果を提出することができます。

<留意点>

1) CASBEE で評価を行う場合、下記の CASBEE 評価ツールの使用を基本とします。

新築	共同住宅	CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs 対応版
	戸建住宅	CASBEE-戸建(新築) 2021年SDGs 対応版
既存改修	共同住宅、戸建住宅	※提出の必要はありません

※提案応募にあたり、住宅の環境効率に関する評価としてCASBEE評価を提出する場合は自己評価を可とします。ただし、CASBEE評価員が評価した場合にあっては、その旨と当該評価員の氏名を記載することとします。

(「2. 1のイ」における省エネルギー性能の表示にCASBEEの評価結果を使用する場合は、認証取得が必要です。)

※自治体版CASBEEなど、上記に記した以外のCASBEE評価ツールでの応募も可能です。

※「建築環境SDGsチェックリスト」の評価を行わないCASBEE評価結果を提出することも提案応募は可能です。

※異なる地域、異なる仕様をまとめて提案するプロジェクトについては、代表的な仕様の住宅1つについてCASBEE評価を提出することとし、全ての仕様の住宅についてのCASBEE評価結果の提出は必要としません。

2) LCCMの観点からの提案について、この部門では、CASBEE等におけるLCCO₂計算が必ずしもライフサイクルでのCO₂排出量がゼロないしマイナスとなることを求めるものではありません。

3) 提案を行う住宅供給に関する環境効率の評価結果を提出した上で、次の取り組みに応じた評価結果等を提出した場合は、審査にあたって積極的な取り組みとして評価します。

取り組み内容	評価ツール等
<u>住宅供給の計画、生産、運用、廃棄等におけるSDGs達成に向けた取り組み</u>	<u>建築環境SDGsチェックリスト</u> <u>(※)</u>
複数の戸建住宅あるいは共同住宅等からなる一団の住宅地における取り組み	CASBEE-街区(2014年版)

※CASBEE-建築(新築)2021年SDGs対応版、CASBEE-戸建(新築)2021年SDGs対応版を利用することで「建築環境SDGsチェックリスト」の評価を行うことができ、「建築環境SDGsチェックリスト」による評価結果も合わせてCASBEEの評価結果シートに表示されます。

※新築を伴う提案において、SDGs達成に向けた取り組みを「建築環境SDGsチェックリスト」で評価する場合、上記1)の環境効率の評価結果と合わせて「建築環境SDGsチェックリスト」の評価結果が表示されたCASBEEの評価結果シートを提出してください。

※改修を伴う提案において、SDGs達成に向けた取り組みを「建築環境SDGsチェックリスト」で評価する場合、CASBEE-建築(新築)2021年SDGs対応版、CASBEE-戸建

(新築) 2021年SDGs対応版を利用して「建築環境SDGsチェックリスト」を評価し、「建築環境SDGsチェックリスト」の評価結果が表示されたCASBEEの評価結果シートを提出してください。

- 4) CASBEE等の概要は下記ホームページで案内しています(各評価ツールを無料でダウンロードできます)。

○一般社団法人 日本サステナブル建築協会CASBEEホームページ

「建築(新築)」「戸建(新築)」「街区」

<https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee.html>

※「建築環境SDGsチェックリスト」については、「CASBEE-建築(新築)2021年SDGs対応版」、「CASBEE-戸建(新築)2021年SDGs対応版」のマニュアル、評価ソフト等を参照してください。

④省CO₂効果(様式4-3)

「〇%以上の省CO₂効果」などの一律の要件は設けませんが、住宅全体と先導的な技術の提案について、下記により省CO₂効果を記載してください。

1) 住宅全体についての省CO₂効果(新築の場合のみ)

CASBEE 評価ツールを使用する場合、それによって算出される値とします。なお、LCCO₂の計算に当たっては、このCASBEEの評価ツールで自動算出される標準計算を基本とします。また、CASBEE 評価ツールの標準計算によらずLCCO₂の計算を行う場合には、原単位など、LCCO₂の計算の根拠を示して計算を行い、その結果を提出してください。

2) 先導的な技術に関する省CO₂効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省エネルギー効果又は省CO₂効果と費用対効果を記載してください。

また、先導的な取り組み全体として、提案事業による省CO₂効果の合計値を記載してください。

⑤優先課題に対応する事業の特徴、効果(課題1~5に対応する場合のみ提出)(様式4-4)

2. 2. 1に掲げる優先課題の1~5に対応するものとして提案する場合、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果を示してください。

⑥提案事業の実施による省CO₂技術等の波及効果・普及効果(様式3)

提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合は内容を記載してください。

⑦CO₂排出削減効果実証(エネルギー計測)計画書(様式5)

運用開始後のエネルギー計測の計画(計測の目的、計測対象、計測方法、計測体制、計測期間等を記載のこと)を示してください。

⑧事業計画(様式6~7-4)

補助対象となる費用の算出にあたっての計算書と年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。なお、マネジメントシステムの整備費や技術の検証費として直接経費を申請する場合は、経費の使途を明記した資料も提出していただきます。

⑨省エネルギー計画の概要

新築、既存改修に関するプロジェクトでは、住宅の省エネ基準への適合状況が確認できる資料を提出してください。

また、基本設計段階などのため、提案の募集時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。

なお、2. 1のイ)にあるように、新築、既存改修に関するプロジェクトでは、省エネ基準を満たしていることが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取消しとなることがあります。

3. 4 共同住宅・賃貸住宅トップランナー事業者部門

3. 4. 1 対象事業（住宅・賃貸トップランナー）

提案事業者が新築する賃貸住宅において、「2. 2. 4 賃貸住宅トップランナー事業者部門」に記載の基本要件①～③を全て満足する事業について支援します。

3. 4. 2 対象事業者（住宅・賃貸トップランナー）

①提案者

「2. 2. 3 賃貸住宅トップランナー事業者部門」の要件を全て満たす住宅賃貸住宅供給事業者とし、原則、事業者一社ごとに提案してください（1法人1提案）。グループ等での提案は対象外とします。

※年間供給戸数が1,000戸未満の住宅供給事業者の提案も可能です。

※同一の法人が一つの公募に対し複数の提案をする事は認められません。

※当該年度の第1回公募において賃貸住宅トップランナー事業者部門で事業採択された事業者は、同年度内において第2回目以降の公募において賃貸住宅トップランナー事業者部門には提案できません。

②補助を受ける者

建築物省エネ法第28条の2において定める請負型規格住宅（長屋又は共同住宅）の建築主及び提案し採択を受けた賃貸住宅供給事業者がグループとして補助を受けることとなります。

3. 4. 3 補助額（住宅・賃貸トップランナー）

補助額は、以下に掲げる①設計費及び②建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用の合計額の2分の1以内の額とします。ただし、②建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用に該当する補助額は、当該事業の建設工事費の5%以内の額とします。また、1戸あたり20万円以内かつ1プロジェクトあたり2億円を本事業の補助限度額とします。

また、いずれの費用も採択後に着手するものに限り、補助対象とします。

①設計費（省エネルギー性能の第三者評価の取得に関する費用）

住棟全体の省エネルギー性能に関する第三者認証（住棟評価）の取得に要する費用（審査費用）を対象とします。

※ 第三者認証（住棟評価）の取得に要する費用については、完了実績報告時に審査機関の領収書等を提出して頂くこととなります。

※ 次の費用は、設計費として補助対象になりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、補助額を調整することがあります。

- ・ 審査費用を除く、省エネルギー性能の第三者認証の取得に要する費用（計算費用、申請書類代行費用など）
- ・ 省エネルギー性能の評価結果の表示に要する費用
- ・ 総合的な建築物の環境効率の評価、表示に関する費用
- ・ 長期優良住宅の認定に関する費用
- ・ 確認申請に関する費用
- ・ 構造計算に関する費用

②建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用

1) 補助対象工事

省エネルギー・省CO₂対策に資する下記を補助対象工事とします。

- ・ 外皮断熱工事
天井、外壁、床、基礎等における断熱工事
- ・ 開口部断熱工事
窓、扉等の開口部における断熱工事
- ・ 設備機器工事
暖冷房設備、換気設備、給湯設備、照明設備
- ・ その他工事
HEMS、蓄電池設備、太陽熱給湯システム、コージェネレーション設備、節湯水栓、高断熱浴槽 等

※節湯水栓は、JIS B2061 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有するものとします。

※高断熱浴槽は、JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有するものとします。

※次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、補助額を調整することがあります。

- ・ 太陽光発電設備
- ・ 温水暖房便座等
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）

2) 補助対象工事に関する掛かり増し費用

掛かり増し費用の基本的な考え方は、補助対象工事に関する「補助対象とする住棟における建設工事費」と「建築物省エネ基準相当のエネルギー消費性能を有する住棟における建設工事費」の差額となります。

賃貸住宅トップランナー事業者部門では、以下の算定方法に基づいて、補助対象とする住棟ごとに、「建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用」を算出し、補助金交付に係る完了実績報告に基づいて、補助金の額を決定します。

【賃貸住宅トップランナー事業者部門における掛かり増し費用の算定方法】

- ・ 掛かり増し費用の算定式（補助対象住棟ごとに、完了実績報告時に算定）
「建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用」[千円/棟]
＝ 補助対象住棟の延床面積[m²/棟]×事業者モデル単価 [円/m²]

<参考：補助対象住棟における補助額の算定式（完了実績報告時に算定）>

・補助額 [千円/棟]

$$= (\text{設計費 [千円/棟]} + \text{建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用 [千円/棟]}) \times 1/2$$

※掛かり増し費用を算定する補助対象住棟の延床面積は、確認申請書に記載する住宅部分の延べ面積とします。

※補助額等は千円未満切り捨てにて算出（事業者モデル単価は円未満切り捨てにて算出）します。

※補助対象住棟ごとに、「当該住棟の住戸数×200 千/戸」を補助額の上限とします。

「事業者モデル単価（円/㎡）」とは、提案時に設定するモデル住棟において算出するもので、「本部門の要件を満足するものとして提案する補助対象住棟における仕様（以下、「提案仕様」という）」と「事業者が供給する同一タイプの住棟において、最も供給数が多い組み合わせとして設定する仕様（以下、「本事業の標準仕様」という）」における補助対象工事に関する建設工事費の差額から求める床面積あたりの掛かり増し費用の単価（円/㎡）とします。

・事業者モデル単価の算定式（提案時にモデル住棟において算定）

「事業者モデル単価」 [円/㎡]

$$= (\text{提案仕様における補助対象工事に関する建設工事費 [円/棟]} - \text{本事業の標準仕様における補助対象工事に関する建設工事費 [円/棟]}) \div \text{モデル住棟の延床面積 [㎡/棟]}$$

※「提案仕様」とは、採択後に建設する補助対象住棟での適用が想定される補助対象工事のうち、最も低コストとなる仕様によるものとします。

※「本事業の標準仕様」とは、提案者が実態に即して根拠をもって設定するものとし、現在供給している仕様が省エネ基準を満たしていない場合は、省エネ基準に適合する仕様として提案して頂きます。

※事業者モデル単価から算出する補助対象住棟における掛かり増し費用が、当該住棟の実仕様にに基づく掛かり増し費用に相当する額を上回る住棟は、補助対象とすることができませんので、留意してください（詳細は、下記の「モデル住棟の設定に関する留意点」を参照してください）。

3. 4. 4 審査に必要な書類（住宅・賃貸トップランナー）

①事業の概要（要件を満たす住宅の供給予定戸数、モデル住棟の設定）（様式3-1、3-2）

現在供給している賃貸住宅の主な仕様における住棟全体の省エネルギー性能を踏まえて、補助対象住棟で達成する住棟全体の省エネルギー性能を提案してください。なお、補助対象住棟の省エネルギー性能は、「2. 2. 3 賃貸住宅トップランナー事業者部門」に示す基本要件②を満足した提案とする必要があります。また、提案した省エネルギー性能を実績として満たさない住棟は、補助対象となりませんので留意してください。

補助事業期間（採択を受ける年度を含めて2年間）中に、要件を満たす賃貸住宅として補

助金の交付を申請する予定戸数を提案してください。予定戸数は、モデル住棟として提案するタイプごとの戸数を記載してください。

設定するモデル住棟の考え方、モデル住棟プラン等について、図面等によって概要を記載するとともに、住宅トップランナー基準（賃貸住宅）を上回る省エネルギー性能を実現するために取り組む省エネ・省CO₂対策を吹き出し等で記載してください。

【モデル住棟の設定に関する留意点】

- ・提案時には、設定するモデル住棟ごとに、住棟全体の省エネルギー性能の評価（本事業の標準仕様、提案仕様）を行うとともに、補助額の算定に使用する「事業者モデル単価」を算出していただきます。
- ・モデル住棟は、補助対象住棟として実際に建設を予定する条件に基づいて設定していただきますが、複数の建物構造や地域区分において建設を想定する場合には、そのうちいずれかの住棟タイプを代表としてモデル住棟を提案することが可能です。ただし、事業者モデル単価から算出する補助対象住棟の掛かり増し費用が、当該住棟の実仕様に基づく掛かり増し費用に相当する額を上回る住棟は補助対象とすることができません。そのため、モデル住棟の設定にあたっては、想定される補助対象住棟の条件を考慮して設定してください。（モデル単価を過大に設定した場合、完了実績報告時に補助対象とならない住棟が発生する場合があります。）
- ・省エネルギー性能のグレードや住戸プラン（単身者向け、ファミリー向け）などに応じて、複数タイプのモデル住棟を設定し、それぞれの住棟タイプに応じた事業者モデル単価を提案していただくことも可能です。
- ・提案時に記載していないモデル住棟タイプ及び事業者モデル単価を追加することは原則できませんので、留意してください。

②モデル住棟における住棟全体の省エネルギー性能に関する評価結果（様式4-1、4-2）

提案するモデル住棟タイプごとに、「本事業の標準仕様」と「提案仕様」における住棟全体の外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価し、評価結果を提出してください。

住棟全体の省エネルギー性能は、当該住棟で計算対象とする全住戸の合計値で評価します。また、提案時は自己評価による評価結果を提出することで応募ができますが、採択後の補助金交付の手続き（完了実績報告時）には、補助対象とする住棟ごとに、省エネルギー性能に関する第三者評価（住棟評価）を取得し、外皮性能及び一次エネルギー消費性能が要件や提案内容を満たしたものであることを証明していただく必要があります。

なお、設定した「本事業の標準仕様」及び「提案仕様」に基づいて、モデル住棟タイプ別の事業者モデル単価を算出することになります。

【様式4-1「2. 評価の前提とした外皮・設備仕様」について】

- ・「現在供給する主な仕様」は、事業者が供給する同一タイプの住棟において、最も供給数が多い組み合わせを実態に即して記載してください。
- ・「本事業の標準仕様」は、「現在供給する主な仕様」が省エネ基準を満たしている場合は、「現在供給する主な仕様」と同一の仕様を記載してください。「現在供給する主な仕様」が省エネ基準を満たしていない場合は、省エネ基準を達成した仕様を設定して記載してください（この場合、「現在供給する主な仕様」からの変更点分かるように明示してください）。

※ 本事業の標準仕様において満足すべき省エネ基準とは、建築物省エネ法に基づく外皮基準

及び一次エネルギー消費量基準（BEIが1.0以下）を住棟全体で満足するものとします。
・「提案仕様」は、補助対象住棟での達成するものとして提案する省エネルギー性能を満足する仕様として設定してください。このとき、提案を行う一つのモデル住棟タイプに複数の仕様の組み合わせが想定される場合は、最も低コストとなる仕様の組み合わせを記載してください。（提案仕様とする仕様が当該モデル住棟タイプにおいて最も低コストとなる仕様の組み合わせであることを示す根拠資料を様式4-2として提出していただきます。）

③賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組み（様式5-1～5-3）

1）住宅トプランナー基準（賃貸住宅）達成の為の技術開発・仕様の改善等の取り組み

住宅トプランナー基準（賃貸住宅）達成の為の技術開発・仕様の改善等の取り組み提案、及び実施スケジュールを記載してください。

住宅トプランナー基準（賃貸住宅）に適合する請負型規格住宅（長屋又は共同住宅）が普及・波及する事を念頭に、営業・販売方法や商流等、あらゆる面での住宅トプランナー基準（賃貸住宅）達成の為の取り組み提案を含みます。また、他企業等との共同開発等も含みます。

各年度の完了実績報告時に進捗状況を報告していただくと共に、プロジェクト期間内に開発が終了しない場合は、プロジェクト完成後3年間は継続して進捗状況を報告していただきます。

2）流通段階（物件掲載サイト・広告等）での省エネ性能の表示を促進する取り組み

補助対象の賃貸住宅について、流通段階（物件掲載サイト・広告等）での省エネ性能の表示を促進する取り組み提案、及び実施スケジュールを記載してください。

最終年度の完了実績報告時に、提案内容が実施できていることを報告していただきます。

3）持続可能な社会の構築に向けた、事業者としての取り組み

持続可能な社会の構築に向けた、事業者としての取り組み提案（SDGs等）、及び実施スケジュールを記載してください。

また、最終年度の完了実績報告時まで、自社ホームページ等での公表を実施し、報告していただきますので、公表スケジュールも合わせて記載してください。

④補助対象となる部分の経費の内訳（事業者モデル単価の算出）（様式6）

モデル住棟タイプごとに、設定した「本事業の標準仕様」と「提案仕様」に基づいて「補助対象工事に関する建設工事費」を算出し、「事業者モデル単価」を提案してください。なお、提案時には、「3.5.4 ⑤事業計画」に記載のとおり、モデル住棟における掛かり増し費用（補助対象工事費）等から戸当たり補助金申請額を算出し、供給予定戸数に基づいて、事業計画として申請する補助金額を提案していただきます。また、補助対象となる設計費を申請する場合は、モデル住棟タイプごとの住戸数等に応じた金額を提案してください。

補助金交付に係る完了実績報告時には、補助対象住棟ごとに提案した「事業者モデル単価」に基づいて「建設工事等に関する補助対象部分の掛かり増し費用」を算出し、当該住棟の設計費も含めて、住棟単位で補助限度額以内であることを確認いただくことになります。

⑤事業計画（様式7）

提案する補助金の総額の算出にあたっての計算書を提出してください。なお、モデル住棟タイプごとの補助金申請額は、年度別の供給予定戸数と当該タイプの戸当たり補助金申請額をもとに算出してください。

予算及び応募提案の状況を考慮し、提案内容に応じて、事業者ごとに補助額を決定します。そのため、必ずしも提案した予定戸数、補助金額で採択されるとは限らないので留意してください。

なお、採択後に各事業者の事業実施状況を調査し、進捗状況に応じて、補助金の額を調整することがあります。

また、特別な事情がある場合を除き、着工の実績が供給計画を大幅に下回った場合は、次年度以降においてその実績を考慮します。

⑥提案事業の実施による省CO₂技術等の波及効果・普及効果（様式2）

提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合は内容を記載してください。

⑦住宅トップランナー基準（賃貸住宅）達成計画書の策定（様式8）

補助対象住戸以外も含めた住宅事業者としての採択年度を含めた3年度分の「住宅トップランナー基準（賃貸住宅）達成計画書」について提案いただきます。

年度毎の供給計画と計画達成に向けた達成率、及び計画達成に向けた課題点と対応方針を記入してください。

また、採択年度を含めた3年度分についての賃貸住宅供給実績について、年度毎に住宅トップランナー基準（賃貸住宅）達成状況を報告していただきます。

基準達成計画書及び基準達成状況の報告は、本事業の補助対象外となる住戸も含めた賃貸住宅供給事業者が供給する請負型規格住宅（長屋又は共同住宅）の全供給戸数を対象とします。また、基準達成計画書と報告する基準達成状況との相違が大きい場合、その理由も報告していただきます。

3. 5 留意事項 【全部門共通】

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

3. 6 複数年度にまたがる事業に対する補助 【全部門共通】

複数年度にわたる事業については、予め各年度の事業計画を提出していただき、原則として補助対象部分についての出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に補助を行います。令和3年度は、当該年度中に工事が行われ、支払いが完了した部分について補助を行います。

次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することとなります。従って、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。なお、前述のとおり、

次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。

4. 事業の実施方法

本先導事業は、提案公募と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。

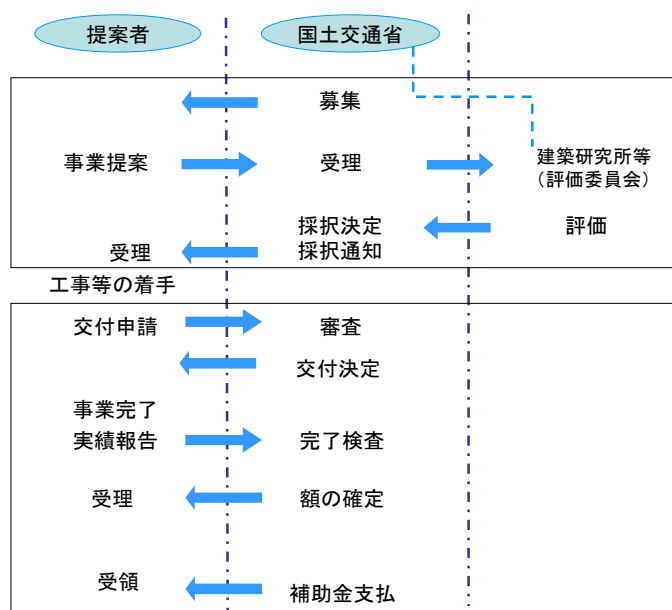
4. 1 手続き

(1) 提案公募

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。提案について、4. 2のとおり、評価委員会の評価をもとにした国立研究開発法人建築研究所の報告を受けて、国土交通省が採択プロジェクトを決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。



※交付申請の審査～補助金支払いの手続きについては、国土交通省、又は公募により採択された事務事業者が行います。

4. 2 審査

4. 2. 1 審査手順

提案の評価は、国立研究開発法人建築研究所が設置する学識経験者等からなるサステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価委員会において行われます。また、専門的検討を行うため、専門委員会を設けます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員及び専門委員（以下、「委員等」という）の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員等は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員等は、委員等本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員等は、委員等本人又は委員等本人と関係を有する企業・団体等が、業務としてコンサルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。

委員の議事録については非公開とし、審査に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

審査にあたっては、要件を満たしているか等について審査するとともに、提案書類の内容について書面審査、必要に応じてヒアリング審査※を行い、評価します。

申請書の内容等に不明確な部分がある場合などには追加説明書の提出を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われなかった場合には審査の対象外となる場合があります。

また、ヒアリング審査は、書面審査により選定されたプロジェクトについて、必要に応じて行います。このヒアリング審査に応じられない場合においても審査の対象外となる場合があります。

※ ヒアリング審査を行う提案について、令和3年度（第2回）募集では、11月中下旬にヒアリング審査を行う予定です。

※ 中小規模建築物部門、賃貸住宅トップランナー事業者部門の提案については、原則としてヒアリング審査は実施せず、書面審査によって評価します。

4. 2. 2 審査結果

評価委員会の評価をもとにした国立研究開発法人建築研究所の報告を受け、国土交通省が、採択プロジェクトを決定し、提案者に通知します。

評価委員会での評価に基づいて、提案した事業の種類、部門とは異なるものとして採択することがあります。

4. 3 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

なお、各手続きは採択後にお知らせする期限までに行う必要がありますので、ご注意ください。

4. 3. 1 交付申請

交付申請は採択後に配布される交付申請マニュアルにより定められた期間に行っていただきます。この交付申請がなされないと審査において採択された事業であっても補助金の交付がされませんのでご注意ください。

なお、申請者が以下の（１）～（３）のいずれかに該当する法人等（以下、「関係会社等」という。）からの調達を行う場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、交付申請において、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

- (1) 100%同一の資本に属するグループ企業
 - (2) 申請者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。）
 - (3) 申請者の役員である者（親族を含む）またはこれらの者が役員に就任している法人
- ※交付申請において、補助事業施工業者等に関する宣誓書を提出いただきます。

交付申請等にあたっては、建築物の整備を伴わない事業を除き、建築士により提案の内容と整備される建築物の設計が整合していること等を確認し、その旨を証明する書類を添付し、この内容について、補助金交付の事務事業者または審査協力機関の確認を受けていただく必要があります。こうした採択後の手続きにおいて、建築士は確認内容に責任を持ち、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行うことがあることに留意してください。（詳細は採択後にお知らせします。）

4. 3. 2 申請の制限

過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

※ 申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

国土交通省住宅局参事官（建築環境企画）付 担当：壽川

電話：03-5253-8111

内線：39-458

4. 3. 3 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、交付要綱（4. 4. 7に記載）及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

4. 3. 4 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認等を得る必要があります。

①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択されたプロジェクトと異なると判断されたものについては、補助の対象とな

りませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

4. 3. 5 補助事業実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に指定する手続きに従い「補助事業実績報告書」を提出していただく必要があります。

国土交通省、又は公募により採択された事務事業者は、「補助事業実績報告書」を受領した後、交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います^{※1}。また、「補助事業実績報告書」とあわせて、当該年度の補助対象部分の支払いを証明する書類（領収書及び送金伝票等^{※2}）等の提出を求めます。

支払いは、補助事業者に指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

なお、開設に際して許認可等が必要な学校等の施設に補助対象が含まれる場合、許認可等がなされたことを確認してから補助金の支払いを行うことになります。

※1 賃貸住宅トップランナー事業者部門では、完了実績報告に、事業者モデル単価から算出する補助対象住棟の掛かり増し費用が、当該住棟の実仕様に基づく掛かり増し費用に相当する額を上回らないことを宣誓していただきます。また、一定のサンプル数にて、指定の補助対象住棟における根拠を示していただく場合があります。

※2 送金伝票等とは、金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、振込受付書、振込明細書、インターネットバンキング等の写しをいいます。

4. 3. 6 複数年度にまたがる事業の場合

複数年度にまたがる事業の場合には、交付申請の前に全体設計承認申請書を提出し、予め各年度の事業計画の承認を受ける必要があります。

その他、以下の点に留意してください。

- (1) 採択後に承認を受けた事業計画に従い、4. 3. 1～4. 3. 4 に準じて、初年度の交付申請を行ってください。
- (2) 次年度以降については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はありません。また、工事等を継続することが可能ですが、承認を受けた事業計画に沿って、毎年交付申請を行う必要があります。
- (3) 事業計画を途中で変更しようとする場合には、速やかに協議を行っていただく必要があります。
- (4) 設計及びシステム開発等の業務が完了しなければその効果が発現しないものを複数年度にまたがって実施する場合、当該業務が完了したことを確認してから補助金の支払いを行うことになります。

4. 4 事業中及び事業完了後の留意点

4. 4. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数）以内に大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

※補助事業者である住宅事業者、買取再販業者及び住宅所有者等が、本事業によって整備を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行うことは補助金の目的の範囲内であるため、承認の手続きは不要です。

4. 4. 2 建築物の解体撤去または建て替えについて

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成25年11月25日改正施行）の施行に伴い、補助対象となる建築物に対して下記事項にご留意ください。

本補助を受け改修を行った建築物（既存建築物においてマネジメントシステムの整備や技術の検証を行う場合を含む）を償却期間内に解体撤去または建て替え等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還となります。補助の申請時においてはこのことに留意し、解体撤去または建て替えの可能性を十分考慮すること。

4. 4. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

4. 4. 4 エネルギー使用実績等の報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、全体及び補助を受けた技術提案部分（評価委員会の指定するもの）についてのエネルギー使用量と省CO₂技術導入の成果についての報告を求めます。なお、必要に応じデータ提供の協力について相談させていただくことがあります。

既存改修の場合は、原則として改修前のエネルギー使用量などその効果がわかるものも提出してください。

4. 4. 5 普及・啓発活動への協力

本事業は、関係主体が事業の成果等を広く公表し、取り組みの広がりや意識啓発に寄与することを目的としております。そのため、補助を受けた者は、シンポジウムへの参画や事例集の作成等において、設計・施工に係る技術・ノウハウの公開に協力いただくことになります。また、補助期間終了後においても、ヒアリング等への情報収集に協力いただくことになります。

4. 4. 6 情報提供

補助を受けた者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供につとめることとします。具体的には「2. 1 事業の要件」で規定する住宅・建築物の省エネルギー性能の表示のほか、環境効率の評価結果※、先導的な省CO₂技術の普及に関する情報の提供をしていただきます。また、この情報については、国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所等に適宜提供をいただきます。同研究所等は、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

※環境効率の評価結果については「CASBEE」の評価・表示項目と同等以上のものを提示してください。

4. 4. 7 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付け建設省住総発172号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成20年12月22日付国住総第67号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け国住生第9号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

5. 情報の取り扱い等について

5. 1 情報の公開・活用について

(1) プレス発表等について

採択されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者名、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

(2) 事業成果等の公表

普及促進を目的に省CO₂の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、提案書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

6. 応募方法、提出書類

6. 1 提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館1F
サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価事務局
（電話番号：03-3222-7721）

6. 2 提出方法

郵送(※)とします。提案者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。

送付資料は、必ず宛先に「提案する部門名（一般部門、中小規模建築物部門、賃貸住宅トップランナー事業者部門のいずれか）」を明記し、「提案書類在中」と記入してください。（提案書類の差し替えは固くお断りします。）

※郵送のほか、宅配等での提案書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日（配送事業者の受付日等）が分かる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご注意ください。

6. 3 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に提案する事業の種類及び事業区分に応じ、提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。なお、「建築物（非住宅）・一般部門」、「建築物（非住宅）・中小規模建築物部門」、「共同住宅・一般部門」、「戸建住宅・一般部門」、「共同住宅・賃貸住宅トップランナー事業者部門」のそれぞれに、様式が異なりますので、該当する様式等をご確認ください。

※ 注意事項

- 1) 各提案書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 2) 使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 3) 提案書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 提案書類及び提案書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

6. 3. 1 建築物（非住宅）・一般部門

提案する事業の種類（住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修、省CO₂のマネジメントシステムの整備、省CO₂に関する技術の検証）に応じて、提出書類一覧表に掲げる1)～4)の必要部数を揃えて、提出してください。

提出書類一覧表【建築物（非住宅）・一般部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、正の コピー4部)	様式1・非住宅A
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・非住宅A
	③フェイスシート その2		様式2-2・非住宅A 様式2-2別紙1・非住宅A 様式2-2別紙2・非住宅A 様式2-2別紙3・非住宅A 様式2-2別紙4・非住宅A ※提案する事業の種類に応じて、該当するものを提出のこと(該当しないものの様式については提出不要)
			④プロジェクトの全体概要
	⑤審査基準に関する事項-1 導入する省CO ₂ 技術の特徴		様式4-1・非住宅A
	⑥審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価結果等		様式4-2・非住宅A ※「新築」「改修」「 <u>新築又は改修を含むマネジメントシステムの整備</u> 」時に提出
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説明		様式4-3・共通
	⑧審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題1～4)		様式4-4・共通 ※該当するものを提出のこと(該当しない場合は提出不要)
	⑨CO ₂ 排出効果実証に関する計画書		様式5・共通
	⑩事業計画		様式6・非住宅A ※標準単価方式による場合は「様式8・非住宅A」を提出
	⑪補助対象となる部分の経費の内訳		様式7-1～7-4・非住宅A ※該当するものを使用のこと ※標準単価方式による場合は提出不要

3) 添付図書	⑫省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の 書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑫の応募書類の電子 ファイルを格納したもの	1枚	※指定様式の電子ファイルは <u>Word ファイルのままで格納 してください</u>

〈記入にあたっての留意点〉

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類を明記してください。
- ・提案の代表者を明記してください。(令和3年度から申請書の代表印は省略可能です。)

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事務連絡先、実施体制などを記載してください。
- ・事務連絡先は、提案者の構成員において、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を必ず2つ記入してください(E-mailアドレスの記載ミスに注意してください)。
- ・複数の提案者による共同提案の場合、提案者と補助を受ける者が異なる場合、提案者以外の作業協力者がいる場合などは、関係者の関係を示した実施体制図を記載してください。

③フェイスシート その2

- ・応募書類は、原則として各様式1枚を限度とします。
- ・事業費、建築物の概要は、提案するプロジェクトの全体として記載してください。
- ・プロジェクト全体の概要、アピール点などは、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・優先課題に対応した取り組みを提案する場合、対応する優先課題を選択してください(対応する優先課題に応じて様式4-4を提出する必要があります)。
- ・他の補助金を活用する場合は本事業の提案内容との区分などを別紙1に示し、添付してください。
- ・提案する事業の種類に応じて、対象となる建築物の概要を別紙2～別紙4に示し、該当するものを添付してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体と提案する先導的省CO₂技術の関係、各々の事業スケジュール等が分かるように工夫して記載してください。
- ・省CO₂と両立した「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を踏まえた大地震時の機能継続確保に資する取り組みや「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を踏まえた大雨に伴う内水氾濫に対する浸水対策を提案する場合は、当該ガイドラインを参考とした旨だけでなく、参考とした箇所、設定した性能の目標水準及びその達成方法など、実際にどのような形で参考としたかも併せて記載してください。
- ・省CO₂と両立した「ESG投資の普及促進に向けた認証制度のあり方について」を踏まえ

た取り組みを提案する場合は、参考とした内容も併せて記載してください。

- ・提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。

※本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用することがあります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくとともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。

⑤審査基準に関する事項－1 導入する省CO₂技術の特徴

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・外皮及び一次エネルギー消費性能の評価結果（目標値でも可）を記載してください。
- ・導入する省CO₂技術について、適宜、図表等を用いて説明してください。

⑥審査基準に関する事項－2 建築物の環境効率の評価結果等

- ・新築、改修、新築及び既存改修を含むマネジメントシステムの整備について提案応募する場合に提出してください。
- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください（別添でも可）。
- ・複数の建築物に関する提案では各々の建築物における評価結果が必要です。なお、提案時に建設場所を特定できない場合などは、建設予定となる地域ごとの評価結果を提出してください。
- ・建築物の環境効率の評価に関連した取り組みの評価結果（建築環境 SDG s チェックリストなど）をあわせて提出する場合、該当する評価結果シートなどを別添してください。

⑦審査基準に関する事項－3 省CO₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する先導的省CO₂技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題1～5）

- ・応募書類は最大1枚を限度とします。
- ・対応する優先課題を選択し、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果をわかりやすく記載してください。

⑨CO₂排出削減効果実証に関する計画書

- ・応募書類は最大1枚を限度とします。
- ・必須事項（建物全体及び主たる省CO₂技術の効果検証）とその他のCO₂排出削減効果実証計画（提案する場合）に分けて記載してください。

⑩事業計画

<補助対象費用の積み上げによる場合：様式6>

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）を区分

- し、建設工事費等を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合も、全ての事業の計画を1枚にまとめてください。
 - ・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

<標準単価方式による場合：様式8>

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・当該建築物の省エネルギー性能（BELS評価）を記載し、省エネルギー性能に応じた記入欄に必要事項を記載してください。

⑩補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
 - ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）の経費の内訳を記載してください。
 - ・複数の事業を提案する場合は、それぞれの事業の経費を分けて記載してください。
- ※標準単価方式による場合は提出不要です。

⑪省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

6. 3. 2 建築物（非住宅）・中小規模建築物部門

対象となる事業の種類は「住宅・建築物の新築」のみとなります。提出書類一覧表に掲げる1)～4)の必要部数を揃えて、提出してください。

提出書類一覧表【建築物（非住宅）・中小規模建築物部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、正のコピー4部)	様式1・非住宅B
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・非住宅B
	③フェイスシート その2		様式2-2・非住宅B 様式2-2別紙・非住宅B
	④プロジェクトの全体概要		様式3・非住宅B
	⑤審査基準に関する事項-1 省エネ性能・導入する省CO ₂ 技術等の内容		様式4-1・非住宅B
	⑥審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価結果等		様式4-2・非住宅B
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説明		様式4-3・共通
	⑧CO ₂ 排出効果実証に関する計画書		様式5・共通
	⑨事業計画		様式6・非住宅B ※標準単価方式による場合は「様式8・非住宅B」を提出
	⑩補助対象となる部分の経費の内訳		様式7-1・共通～様式7-4・非住宅B ※該当するものを使用のこと ※標準単価方式による場合は提出不要
3) 添付図書	⑪省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑩の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1枚	※ <u>指定様式の電子ファイルはWordファイルのままで格納してください</u>

<記入にあたっての留意点>

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・対象となる事業の種類は「住宅・建築物の新築」のみです。

- ・提案の代表者を明記してください。（令和3年度から申請書の代表印は省略可能です。）

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事務連絡先、実施体制などを記載してください。
- ・事務連絡先は、提案者の構成員において、平日（月～金）に確実に連絡がとれる連絡先を必ず2つ記入してください（E-mailアドレスの記載ミスに注意してください）。
- ・複数の提案者による共同提案の場合、提案者と補助を受ける者が異なる場合、提案者以外の作業協力者がいる場合などは、関係者の関係を示した実施体制図を記載してください。

③フェイスシート その2

- ・応募書類は、原則として各様式1枚を限度とします。
- ・提案する建築物の概要を記載してください。
- ・他の補助金を活用する場合は本事業の提案内容との区分などを別紙に示し、添付してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は2枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の概要（建築概要及び事業スケジュール）と提案する省エネ・省CO₂対策の概要をわかりやすく記載してください。
- ・省CO₂と両立した「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を踏まえた大地震時の機能継続確保に資する取り組みや「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を踏まえた大雨に伴う内水氾濫に対する浸水対策を提案する場合は、当該ガイドラインを参考とした旨だけでなく、参考とした箇所、設定した性能の目標水準及びその達成方法など、実際にどのような形で参考としたかも併せて記載してください。
- ・省CO₂と両立した「ESG投資の普及促進に向けた認証制度のあり方について」を踏まえた取り組みを提案する場合は、参考とした内容も併せて記載してください。
- ・提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。
※本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用することがあります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくとともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。

⑤審査基準に関する事項－1 省エネ性能・導入する省CO₂技術等の内容

- ・応募書類は原則として1枚にまとめてください。
- ・外皮及び一次エネルギー消費性能の評価結果（目標値でも可）を記載してください。
- ・導入する省CO₂技術について、箇条書きで簡潔に記載し、先導的な省CO₂技術として補助対象に申請するものを特定してください。

⑥審査基準に関する事項－2 建築物の環境効率の評価結果等（新築）

- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください（別添でも可）。

⑦審査基準に関する事項－3 省CO₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・補助対象として提案する先導的省CO₂技術について、それぞれの技術の特徴及び省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧CO₂排出削減効果実証に関する計画書

- ・応募書類は最大1枚を限度とします。
- ・必須事項（建物全体及び主たる省CO₂技術の効果検証）とその他のCO₂排出削減効果実証計画（提案する場合）に分けて記載してください。

⑨事業計画

＜補助対象費用の積み上げによる場合：様式6＞

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

＜標準単価方式による場合：様式8＞

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・当該建築物の省エネルギー性能（BELS評価）を記載し、省エネルギー性能に応じた記入欄に必要事項を記載してください。
- ・なお、省エネルギー性能について、BELS評価が★★★★（四つ星）の場合は、「一般部門」で応募してください。

⑩補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。

※標準単価方式による場合は提出不要です。

⑪省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

6. 3. 3 共同住宅・一般部門

提案する事業の種類（住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修、省CO₂のマネジメントシステムの整備、省CO₂に関する技術の検証）に応じて、提出書類一覧表に掲げる1)～4)の必要部数を揃えて、提出してください。

提出書類一覧表【共同住宅・一般部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、正のコピー4部)	様式1・住宅A
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・住宅A
	③フェイスシート その2		様式2-2・住宅A 様式2-2別紙1・住宅A 様式2-2別紙2・住宅A 様式2-2別紙3・住宅A 様式2-2別紙4・住宅A ※提案する事業の種類に応じて、該当するものを提出のこと(該当しないものの様式については提出不要)
	④プロジェクトの全体概要		様式3・住宅A
	⑤審査基準に関する事項-1 導入する省エネ措置等の内容		様式4-1・住宅A
	⑥審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価結果等		様式4-2・住宅A ※「新築」「 <u>新築を含むマネジメントシステムの整備</u> 」時に提出
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説明		様式4-3・共通
	⑧審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題1～4)		様式4-4・共通 ※該当するものを提出のこと
	⑨CO ₂ 排出効果実証に関する計画書		様式5・共通
	⑩事業計画		様式6・住宅A
	⑪補助対象となる部分の経費の内訳		様式7-1～7-4・住宅A ※該当するものを提出のこと
3) 添付図書	⑫省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の書面でも可)

4) CD-R	上記①～⑫の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1枚	※指定様式の電子ファイルは Word ファイルのままで格納 してください
---------	--------------------------	----	--

〈記入にあたっての留意点〉

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類を明記してください。
- ・提案の代表者を明記してください。（令和3年度から申請書の代表印は省略可能です。）

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事務連絡先、提案者の概要などを記載してください。
- ・事務連絡先は、提案者の構成員において、平日（月～金）に確実に連絡がとれる連絡先を必ず2つ記入してください（E-mailアドレスの記載ミスに注意してください）。
- ・グループとして提案する場合、グループの構成員全員について、法人・団体名、住宅の供給実績（過去3年間における年間平均戸数）を明記してください。

③フェイスシート その2

- ・応募書類は、原則として各様式1枚を限度とします。
- ・事業費、建築物の概要は、提案するプロジェクト全体として記載してください。
- ・プロジェクトのアピールポイント、提案する住宅の省エネ措置の内容は、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・優先課題に対応した取り組みを提案する場合、対応する優先課題を選択してください（対応する優先課題に応じて様式4-4を提出する必要があります）。
- ・他の補助金を活用する場合は、本事業の提案内容との区分などを別紙1に示し、添付してください。
- ・提案する事業の種類に応じて、対象となる建築物の概要を別紙2～4に示し、該当するものを添付してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する住宅で取り組む省エネ措置等の内容がわかるように図示してください。また、省エネ性能の住宅の普及促進に向けた、単独またはグループとしての取組み（供給体制など）を記入してください。
- ・提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。

※本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用することがあります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくとともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。

⑤審査基準に関する事項－１ 導入する省エネ措置等の内容

- ・応募書類は最大２枚を限度とします。
- ・これまでに供給してきた共同住宅における省エネ措置の内容、今回提案する共同住宅で取り組む省エネ措置の内容を記載してください。
- ・上記の基本的な省エネ措置の内容に加え、波及・普及につながる取り組み等、プロジェクトとしてのアピール点を簡潔に記載してください。

⑥審査基準に関する事項－２ 建築物の環境効率の評価結果等

- ・新築、新築を含むマネジメントシステムの整備について提案応募する場合に提出してください。
- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください（別添でも可）。
- ・建築物の環境効率の評価に関連した取り組みの評価結果（建築環境 SDG s チェックリストなど）をあわせて提出する場合、該当する評価結果シートなどを別添してください。

⑦審査基準に関する事項－３ 省CO₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大２枚を限度とします。
- ・提案する先導的省CO₂技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧審査基準に関する事項－４ 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題１～５）

- ・応募書類は最大１枚を限度とします。
- ・対応する優先課題を選択し、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果をわかりやすく記載してください。

⑨CO₂排出削減効果実証に関する計画書

- ・応募書類は最大１枚を限度とします。
- ・必須事項（建物全体及び主たる省CO₂技術の効果検証）とその他のCO₂排出削減効果実証計画（提案する場合）に分けて記載してください。

⑩事業計画

- ・応募書類は１枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合も、全ての事業の計画を１枚にまとめてください。
- ・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

⑪補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は１枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）の経費の内訳を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合は、それぞれの事業の経費を分けて記載してください。

⑫省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

6. 3. 4 戸建住宅・一般部門

提案する事業の種類（住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修、省CO₂のマネジメントシステムの整備、省CO₂に関する技術の検証）に応じて、提出書類一覧表に掲げる1)～4)の必要部数を揃えて、提出してください。

提出書類一覧表【戸建住宅・一般部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、正のコピー4部)	様式1・住宅B
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・住宅B
	③フェイスシート その2		様式2-2・住宅B 様式2-2別紙1・住宅B 様式2-2別紙2・住宅B 様式2-2別紙3・住宅B 様式2-2別紙4・住宅B ※提案する事業の種類に応じて、該当するものを提出のこと (該当しないものの様式については提出不要)
	④プロジェクトの全体概要		様式3・住宅B
	⑤審査基準に関する事項-1 導入する省エネ措置等の内容		様式4-1・住宅B
	⑥審査基準に関する事項-2 住宅の環境効率の評価結果等		様式4-2・住宅B ※「新築」「 <u>新築を含むマネジメントシステムの整備</u> 」時に提出
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説明		様式4-3・共通
	⑧審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題1～4)		様式4-4・共通 ※該当するものを提出のこと
	⑨CO ₂ 排出効果実証に関する計画書		様式5・共通
	⑩事業計画		様式6・住宅B
	⑪補助対象となる部分の経費の内訳		様式7-1～7-4・住宅B ※該当するものを提出のこと
3) 添付図書	⑫省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の書面でも可)

4) CD-R	上記①～⑫の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1枚	※指定様式の電子ファイルは Word ファイルのままで格納 してください
---------	--------------------------	----	--

〈記入にあたっての留意点〉

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類を明記してください。
- ・提案の代表者を明記してください。（令和3年度から申請書の代表印は省略可能です。）

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事務連絡先、提案者の概要などを記載してください。
- ・事務連絡先は、提案者の構成員において、平日（月～金）に確実に連絡がとれる連絡先を必ず2つ記入してください（E-mailアドレスの記載ミスに注意してください）。
- ・グループとして提案する場合、グループの構成員全員について、法人・団体名、戸建住宅の供給実績（過去3年間における年間平均戸数）を明記してください。

③フェイスシート その2

- ・応募書類は、原則として各様式1枚を限度とします。
- ・プロジェクトのアピールポイント、提案する住宅の省エネ措置の内容は、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・優先課題に対応した取り組みを提案する場合、対応する優先課題を選択してください（対応する優先課題に応じて様式4-4を提出する必要があります）。
- ・他の補助金を活用する場合は本事業の提案内容との区分などを別紙1に示し、添付してください。
- ・提案する事業の種類に応じて、対象となる住宅の概要を別紙2～4に示し、該当するものを添付してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する住宅で取り組む省エネ措置等の内容がわかるように図示してください。また、省エネ性能の住宅の普及促進に向けた、単独またはグループとしての取組み（供給体制など）を記入してください。
- ・提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。

※本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用することがあります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくとともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。

⑤審査基準に関する事項－1 導入する省エネ措置等の内容

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・これまでに供給してきた戸建住宅における省エネ措置の内容、今回提案する戸建住宅で取り組む省エネ措置の内容を記載してください。
- ・上記の基本的な省エネ措置の内容に加え、波及・普及につながる取り組み等、プロジェクトとしてのアピール点を簡潔に記載してください。

⑥審査基準に関する事項－2 住宅の環境効率の評価結果等

- ・新築、新築を含むマネジメントシステムの整備について提案応募する場合に提出してください。
- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください（別添でも可）。
- ・建築物の環境効率の評価に関連した取り組みの評価結果（建築環境 SDGs チェックリストなど）をあわせて提出する場合、該当する評価結果シートなどを別添してください。

⑦審査基準に関する事項－3 省CO₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する先導的省CO₂技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題1～5）

- ・応募書類は最大1枚を限度とします。
- ・対応する優先課題を選択し、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果をわかりやすく記載してください。

⑨CO₂排出削減効果実証に関する計画書

- ・応募書類は最大1枚を限度とします。
- ・必須事項（建物全体及び主たる省CO₂技術の効果検証）とその他のCO₂排出削減効果実証計画（提案する場合）に分けて記載してください。

⑩事業計画

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合も、全ての事業の計画を1枚にまとめてください。
- ・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

⑪補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）の経費の内訳を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合は、それぞれの事業の経費を分けて記載してください。

⑫省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

6. 3. 5 共同住宅・賃貸住宅トプランナー事業者部門

対象となる事業の種類は、「住宅・建築物の新築」のみとなります。提出書類一覧表に掲げる1)～4)の必要部数を揃えて、提出してください。なお、賃貸住宅トプランナー事業者部門の提案にあたっては、提出書類一覧表に記載のとおり、提案するモデル住棟（モデルプラン）の全てについて、外皮性能及び一次エネルギー消費性能の計算結果の提出も必要となりますので、ご注意ください。

提出書類一覧表【共同住宅・賃貸住宅トプランナー事業者部門】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	3部 (正1部、正の コピー2部)	様式1・住宅D
2) 応募図書	②フェイスシート		様式2・住宅D
	③事業の概要		様式3-1・住宅D
	④事業の概要（モデル住棟の概要）		様式3-2・住宅D ※モデル住棟タイプ毎に作成
	⑤モデル住棟における住棟全体の省エネルギー性能に関する評価結果		様式4-1・住宅D ※モデル住棟タイプ毎に作成
	⑥モデル住棟における提案仕様の設定に関する根拠資料		様式4-2・住宅D ※モデル住棟タイプ毎に作成
	⑦賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組み-1 基準達成の為に技術開発・仕様の改善等の取り組み		様式5-1・住宅D
	⑧賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組み-2 流通段階（物件掲載サイト・広告等）で省エネ性能の表示を促進する取り組み		様式5-2・住宅D
	⑨賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組み-3 持続可能な社会の構築に向けた事業者としての取り組み		様式5-3・住宅D
	⑩補助対象となる部分の経費の内訳（事業者モデル単価の算出）		様式6・住宅D ※モデル住棟タイプ毎に作成
	⑪事業計画		様式7・住宅D
	⑫2024年度に向けた住宅トプランナー基準（賃貸住宅）達成計画書		様式8・住宅D

3) 添付図書	⑬別添1 外皮性能計算書	2部	評価ツールの評価結果 ※モデル住棟タイプ毎に作成
	⑭別添2 一次エネルギー消費性能計算結果		建築研究所「エネルギー消費性能計算プログラム」の計算結果及び住棟全体の集計表 ※モデル住棟タイプ毎に作成
4) CD-R	上記①～⑭の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1枚	※上記①～⑭の指定様式の電子ファイルは、Word、Excelファイルのままで格納してください。

<記入にあたっての留意点>

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・対象となる事業の種類は「住宅・建築物の新築」のみです。
- ・提案の代表者を明記してください。（令和3年度から申請書の代表印は省略可能です。）

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事務連絡先などを記載してください。
- ・事務連絡先は、提案者の構成員において、平日（月～金）に確実に連絡がとれる連絡先を必ず2つ記入してください（E-mailアドレスの記載ミスに注意してください）。
- ・賃貸住宅の供給実績は、直近3事業年分（平成30年度から令和2年度）の賃貸住宅供給事業者としての請負型規格住宅（長屋又は共同住宅）の年間供給総戸数を記載してください（原則、確認済証による戸数）。
- ・提案概要は、補助事業期間中に、補助対象住棟として供給を予定する戸数、補助金の合計等を記載してください。
- ・省CO₂技術の波及効果、普及効果には、提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を記載してください。

③事業の概要

- ・応募書類は、原則として1枚にまとめてください。
- ・賃貸住宅における省エネルギー性能の概況として、現在供給している住棟の主な仕様における省エネルギー基準への適合状況と、それを踏まえた本事業に提案する補助対象住棟の省エネルギー性能に関する計画を記載してください。
- ・提案するモデル住棟タイプに関する建物概要と供給予定戸数を記載してください。なお、モデル住棟は、複数のタイプを提案することができますが、様式3-1～3-2、様式4-1～4-2、様式6、様式7で、住棟NOと住棟タイプ名が一致するように記載してください。

④事業の概要（モデル住棟の概要）

- ・設定するモデル住棟タイプ毎に作成し、各タイプ1枚でまとめてください。複数タイプのモデル住棟を提案する場合、当該様式をコピーし、適宜枚数を追加してください。
- ・省エネルギー性能の評価及び事業者モデル単価の算出を行ったモデル住棟（モデルプラン）について、図面などにより概要を記載するとともに、補助対象工事として提案する省エネルギー・省CO₂対策を吹き出し等で記載してください。

⑤モデル住棟における住棟全体の省エネルギー性能に関する評価結果

- ・設定するモデル住棟タイプ毎に作成し、各タイプ1枚でまとめてください。複数タイプのモデル住棟を提案する場合、当該様式をコピーし、適宜枚数を追加してください。
- ・モデル住棟（モデルプラン）に基づいて、「本事業の標準仕様」「提案仕様（補助対象）」のそれぞれの省エネルギー性能（外皮性能、一次エネルギー消費性能）の評価結果を記載してください。
- ・評価の前提とした外皮・設備仕様として、「現在供給する主な仕様」「本事業の標準仕様」「提案仕様（補助対象）」の内容を記載してください。また、それぞれの仕様における変更点は、下線を引いて明示してください。
- ・提案するモデル住棟タイプの全てについて、別添1～2として外皮性能計算書、一次エネルギー消費性能計算書を添付する必要があります。

⑥モデル住棟における提案仕様の設定に関する根拠資料

- ・設定するモデル住棟タイプ毎に作成し、各タイプ1枚でまとめてください。複数タイプのモデル住棟を提案する場合、当該様式をコピーし、適宜枚数を追加してください。
- ・提案を行う一つのモデル住棟タイプに複数の仕様の組み合わせが想定される場合、「提案仕様」が、最も低コストとなる仕様の組み合わせであることを示す根拠資料として本様式を提出してください。
- ・モデル住棟タイプ毎に、補助対象住棟での適用が想定される仕様の組み合わせを列記し、各項目のモデル住棟における費用（材工）を記入してください。
- ・提案時には、各仕様に関する試算根拠の提出は不要です。ただし、完了実績報告時には、事務事業者が指定する数物件において、提案仕様の費用試算根拠や実績時の掛かり増し費用の根拠を求める場合があります。

⑦賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組み－1 基準達成の為の技術開発・仕様の改善等の取り組み

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・該当する1～3の項目を選択し、自由記述にて取り組み内容を記載してください。
- ・住宅トップランナー基準（賃貸住宅）達成の為の技術開発・仕様改善等の取り組みとして、基準に適合する請負型規格住宅（長屋又は共同住宅）が普及・波及する事を念頭に、幅広い取り組みを提案してください。

⑧賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組み－2 流通段階（物件掲載サイト・広告等）で省エネ性能の表示を促進する取り組み

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。

- ・該当する1～3の項目を選択し、自由記述にて取り組み内容を記載してください。
- ・補助対象の賃貸住宅について、流通段階（物件掲載サイト・広告等）での取り組みを提案してください。

⑨賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組み－3 持続可能な社会の構築に向けた賃貸住宅供給事業者としての取り組み

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・該当する1～3の項目を選択し、自由記述にて取り組み内容を記載してください。
- ・賃貸住宅分野に関連性のある取り組みを提案してください。

⑩補助対象となる部分の経費の内訳（事業者モデル単価の算出）

- ・Excelファイル中の指定様式を用いて、提案するモデル住棟タイプ毎に作成してください。（提案する全てのモデル住棟タイプについて、本様式の提出が必要です。）
- ・様式4-1で記載する「本事業の標準様式」「提案仕様」に基づいて、補助対象工事に関する建設工事費を入力し、事業者モデル単価を算出してください。なお、事業者モデル単価を過大に設定した場合、完了実績報告時に補助対象とならない住棟が発生する場合がありますので、留意してください。
- ・網掛けの項目は自動で計算されます。「補助対象工事に関する建設工事費（千円/棟）」、「モデル住棟 延床面積（㎡）」、「設計費（BELS申請費）（千円/棟）」、「モデル住棟の住戸数（戸）」に該当する数値を記入してください。
- ・「建設工事費（補助対象部分）（千円/棟）」「設計費（BELS申請費）（千円/棟）」は千円未満切り捨てとし、千円単位の金額を記入してください。

⑪事業計画

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する補助金の総額の計算書として、様式6で算出する「モデル住棟における戸当たり補助金申請額」に基づいて、年度別の事業計画（供給戸数及び補助金申請額）をモデル住棟タイプ毎に記載してください。
- ・各項目は、千円未満切り捨てとし、千円単位で記入してください。また、注釈に記載のあるとおり、1プロジェクトあたりの補助限度額を超えることがないように注意して記載してください。

⑫住宅トップランナー基準（賃貸住宅）達成計画書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・補助対象住棟以外の住戸も含めた事業者全体での計画書として、年度毎に、3年度分の供給計画と基準達成に向けた計画を記載してください。

⑬別添1 外皮性能計算書

- ・上記⑤のモデル住棟における住棟全体の省エネルギー性能評価に関して、外皮性能の計算結果を添付してください。
- ・各種計算ツールの計算結果のうち、住棟全体として省エネ基準に適合することが分かる計算結果が明示されたシートや画面のコピーを提出してください。
- ・外皮性能計算書は、提案する全てのモデル住棟タイプについて、「本事業の標準仕様」と

「提案仕様（補助対象）」における計算結果の提出が必要です。

⑭別添 2 一次エネルギー消費性能の計算結果

- ・上記⑤のモデル住棟における住棟全体の省エネルギー性能評価に関して、一次エネルギー消費性能の計算結果を添付してください。
- ・「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」による計算結果として、同プログラムの「PDF出力」を、計算対象となる全住戸について提出してください。また、住棟全体の一次エネルギー消費性能※を判断する集計表（自由書式）を添付してください。
- ・一次エネルギー消費性能の計算結果は、提案する全てのモデル住棟タイプについて、「本事業の標準仕様」と「提案仕様（補助対象）」における計算結果の提出が必要です。

※ 住棟全体の一次エネルギー消費性能は、住棟で計算対象とする全住戸の合計値で判断します。

別表 1 - (1) : 直接経費

項 目	説 明
賃 金 等	応募者の構成員が法人の場合、当該事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た人（応募者の構成員として効果の検証を実施する者は除く。）に支払う経費
旅 費	当該事業に参加する者がマネジメントシステムの運用や技術の検証の実施のために直接必要な交通費及び宿泊費
設備備品費	当該事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変ずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照） ※備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上）してください。
委 託 費	当該事業の遂行に必要であるが、事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費 ※原則として各年度の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。
そ の 他	設備の賃借（リース）、事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定できる場合に限る。）、通信運搬費（実際に事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表 1 - (2) : 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業におけるマネジメント及び効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表 2 - (1) : 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な旅費、賃金（補助員等）、需用費、役務費等

別表 2 - (2) : 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、補助対象工事等の実施に関連性のない経費	—
当該事業の補助金交付の申請に関わる費用	補助金交付に関する申請書作成費及び事務代行費。申請に伴う旅費及び庁費（賃金、文具費、印刷費、郵便・通信運搬費等）

別表 3：標準単価方式における標準単価

省エネルギー性能	標準単価
B E L S ★★★★★ (5つ星)	38,000円/㎡
B E L S ★★★★★ (4つ星)	27,000円/㎡

※1 非住宅の新築プロジェクトのうち、延べ面積2,000㎡未満の場合に限り適用可能（別表4参照）

※2 標準単価方式における補助金の額の算定

補助金の額＝当該建築物の延べ面積×標準単価×1/2
(ただし、総事業費の3.5%を補助限度額とする)

※3 採択後、交付申請において補助対象工事を特定する必要があります。なお、補助対象工事として特定できるものは、新築プロジェクトの建設工事費に限ります（設計費、マネジメントシステムの整備費、技術の検証費は対象外）。

※4 採択後、実績報告時までに省エネルギー性能に関する第三者評価を取得する必要があります。補助金の額は、第三者評価結果に基づいて確定します。

別表 4：標準単価方式の適用可否

<2,000㎡未満（1棟の場合※1）>

		環境効率（CASBEEの場合）	
		Sランク	B+～Aランク（※2）
B E L S	★★★★★	中小規模建築物部門 標準単価方式・適用可	一般部門 標準単価方式・適用可
	★★★★★	一般部門 標準単価方式・適用可	一般部門 標準単価方式・適用可
	★～★★★★	一般部門 (標準単価方式・適用不可)	一般部門 (標準単価方式・適用不可)

<2,000㎡以上～10,000㎡未満（1棟の場合※1）>

		環境効率（CASBEEの場合）	
		Sランク	B+～Aランク（※2）
B E L S	★★★★★	中小規模建築物部門 (標準単価方式・適用不可)	一般部門 (標準単価方式・適用不可)
	★★★★★	一般部門 (標準単価方式・適用不可)	一般部門 (標準単価方式・適用不可)
	★～★★★★	一般部門 (標準単価方式・適用不可)	一般部門 (標準単価方式・適用不可)

※1 複数棟のプロジェクトは、一般部門として提案してください。また、複数棟のプロジェクトの場合、標準単価方式を適用することはできません。

※2 新築プロジェクトにおいて、総合的な建築物の環境効率の評価が、CASBEE Bの場合でB-ランク以下のものは提案の対象外です。

※3 1万㎡未満の中小規模建築物の新築プロジェクトで、「一般部門」として提案する場合、大規模建築物とは区分して、プロジェクトの規模に応じて先導性を評価します。

※4 既存建築物の改修、マネジメント、技術の検証を主とするプロジェクトは「一般部門」として提案してください。

提案申請書様式 非住宅 A

～ 建築物（非住宅）・一般部門 ～

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

サステナブル建築物等先導事業 (省CO₂先導型)

提案申請書

(令和3年度(第2回)募集)

[建築物(非住宅)・一般部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①住宅・建築物の新築	
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証(社会実験、展示等)	

(代表提案者)
提案団体名
代 表 者

フェイスシート その 1 - 補助事業の実施体制 (A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名	
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)
2 補助を受ける者 (予定者)	(複数者による共同提案の場合、提案者と補助を受ける者が異なる場合に記入してください。また、提案者以外の関係者も含めた実施体制を下記 4 の欄に記載してください。)
3 事務連絡先 (その 1)	所 属
	役 職 名
事務連絡先 (その 2)	担 当 者 氏 名
	住 所 (郵便番号) 〒 -
E - m a i l	(住 所)
	電 話
E - m a i l	F A X
	E - m a i l
4 実施体制図	<p>【提案者以外の関係者の有無】 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり</p> <p>①複数の提案者による共同提案の場合 ②提案者と補助を受ける者が異なる場合 ③補助事業の提案にあたって作業協力者(提案者の構成員以外の建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者等)がいる場合</p> <p>上記の場合には、「提案者、補助を受ける者、作業協力者等」の関係を実施体制図として記載してください。 なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこの実施体制図に記載される法人・団体等に限りませので、留意してください。</p>

(注 1) □の部分は、■により項目を選択してください。

フェイスシート その2 - 提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名				
5 補助事業期間	2021年度 ～ 年度 (原則として4年以内 ^{注2})			
6 事業費	事業費(総額) ^{注3}	百万円		
	補助金の額(総額) ^{注3}	百万円		
	※複数の事業種別を提案する場合には、全ての事業の合計を記載してください			
7 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請中又は申請予定)		「あり」の場合、「別紙1」に区分け等を記載してください。	
8 事業の対象となる建築物の概要	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年:(西暦) 年)		
	名称・所在地	名称:		
		住所:		
	規模・用途	棟数:	棟	
		延べ面積:	m ² (住宅を含む場合 戸)	
		階数:	地上 階/地下 階	
	建物用途 (該当するもの全てを選択してください) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
設計者・施工者	設計者:			
	施工者:			
工期	着工:(西暦) 年 月			
	竣工:(西暦) 年 月			
9 提案の概要	A. プロジェクト全体の概要			
	プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください。			
	B. 提案のアピールポイント			
	①			
	②	建築物の省CO ₂ に係るリーディングプロジェクトとしてのアピール点を箇条書きで簡潔に記載してください。		
		C. 対応する優先課題 (該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 課題1 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み <input type="checkbox"/> 課題2 省CO ₂ の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み <input type="checkbox"/> 課題3 非常時のエネルギー自立と省CO ₂ の実現を両立する取り組み <input type="checkbox"/> 課題4 被災地において省CO ₂ の推進と復興に資する取り組み <input type="checkbox"/> 課題5 地方都市等での先導的な省CO ₂ 技術の波及、普及につながる取り組み <input type="checkbox"/> 対応する優先課題は特になし		

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 4年を超える事業として提案する場合は、様式3に全体工程に関する説明を記載してください。

(注3) 様式6 (標準単価方式の場合は様式8) の該当欄の額と一致するように記載してください。

(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)

他の補助金を活用する場合の区分 (A 4 ・ 1 枚)

※他の補助金を活用する場合に提出

プロジェクト名	
<div data-bbox="225 510 1386 943" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>本先導事業以外に、提案事業について、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中、申請予定の補助金等がある場合、下記を記載してください。</p><ul style="list-style-type: none">・ 制度名・ 申請状況 (交付決定、申請中、申請予定の別)・ 補助金額・ 本提案事業と区分<p><注意事項></p><p><u>※本事業の補助対象となる部分について、重複して他の補助金を活用することはできません。</u></p><p><u>※他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。</u></p></div>	

(様式 2 - 2 別紙 2 ・ 非住宅 A)

※該当する場合のみに提出

提案事業の対象となる建築物の概要 (新築・改修 : A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名	
棟 1 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅を含む場合 戸)
	階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 2 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅を含む場合 戸)
	階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 3 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅を含む場合 戸)
	階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 4 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅を含む場合 戸)
	階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 5 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅を含む場合 戸)
	階 数 : 地上 階 / 地下 階

(注 1) 複数棟を対象とした「新築」又は「改修」を提案する場合に提出してください。

(1 棟のみのプロジェクトの場合は提出不要です。)

(注 2) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

プロジェクトの全体概要 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
<p data-bbox="213 327 539 358">〔プロジェクトの全体概要〕</p> <div data-bbox="245 510 1382 1079" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p data-bbox="268 533 1359 600">プロジェクトの実施場所、建物の全体的な姿や用途、事業スケジュール、先導的な省 CO₂ 技術プロジェクトの全体像を説明してください。</p><p data-bbox="268 611 1359 678">また、プロジェクトの全体概要が分かるパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で先導的な省 CO₂ 技術（アピール点）、及び対応する優先課題との関係を記述してください。</p><p data-bbox="268 730 1359 797">※「事業スケジュール」は、プロジェクト全体のスケジュールと提案される先導的な省 CO₂ 技術の事業スケジュールの関係、及び着手の時期が分かるように記載してください。</p><p data-bbox="268 851 424 882">＜注意事項＞</p><p data-bbox="268 893 1359 1030">本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用する場合があります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。</p></div> <p data-bbox="213 1612 887 1644">〔本事業の実施によって期待される波及効果・普及効果〕</p> <div data-bbox="245 1653 1382 1854" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p data-bbox="268 1675 1359 1742">提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。</p><p data-bbox="268 1753 1359 1821">また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合、取り組みの内容を具体的に記載してください。</p></div>	

審査基準に関する事項-1 導入する省CO₂技術の特徴 (A4・最大2枚)

プロジェクト名					
省エネ 性能	B P I	<input type="checkbox"/> 計算値	設計値：	[MJ/m ² ・年]	
		<input type="checkbox"/> 目標値	基準値：	[MJ/m ² ・年]	
	B E I	<input type="checkbox"/> 計算値	設計値：	[GJ/年]	
		<input type="checkbox"/> 目標値	基準値：	[GJ/年]	
省CO ₂ 技術 の特徴		①			
		②	提案する省CO ₂ 技術の特徴を箇条書きで簡潔に記載してください		
		・			
		・			
[導入する省CO ₂ 技術の内容]					
導入するCO ₂ 削減に寄与する技術（建築構造、建築設備、運用システム等）の内容とプロジェクトの先導性等、省CO ₂ 実現性に優れたプロジェクトの特徴を説明してください。枠内に適宜図表を挿入しても構いません。					

(様式4-2・非住宅A)

審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価結果等
～新築、改修、新築又は既存改修を含むマネジメントシステムの整備～

(CASBEE 活用)

※CASBEE を活用しない場合は、新築は建築物の環境効率と LCCO₂ の計算結果を、改修は建築物の環境効率を、別に作成してください。

CASBEE評価ツール	<input type="checkbox"/> CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版 <input type="checkbox"/> CASBEE-建築(改修) 2014年版 <input type="checkbox"/> 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した場合)	登録番号： - 氏名：

※“CASBEE 評価にて LCCO₂ 計算を行わない場合”は、別に LCCO₂ の計算結果を作成してください。

(CASBEE 評価結果シートを添付してください。別添可。)

- ※1 CASBEE 評価結果は、「BEE の数値」および「ライフサイクル CO₂ のグラフ中に表示される参照値に対する割合の数値 (%)」が読み取れるものを添付してください。
- ※2 LCCO₂ 算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※3 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

審査基準に関する事項-3 省CO₂効果に関する説明

(A4・最大2枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量（比較対象：a） ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量（提案事業：b） ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量（c = a - b） ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率（c ÷ a × 100） %
<p>■先導的技術に関する省CO₂効果と費用対効果</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 20px 0;"> <p>提案プロジェクトの先導的な技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。</p> <p>費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。</p> <p>先導的技術として提案しているものが複数ある場合は、主なものについてそれぞれ記載してください。</p> <p>また、CO₂排出量を計算した根拠（排出係数など）を記載してください。</p> </div>		

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題1)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題1：街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み</p> <p>1) 街区や複数建築物における取り組みの概要(対象範囲、関係者)</p> <p>2) 取り組みを実現する設備と運用方法</p> <p>3) 提案事業の先導性 (既往事例・類似事例と比べた当該事業の技術的先進・先端性、導入技術の波及性・普及性)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題2)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題2：省CO₂の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み</p> <p>1) 健康性・快適性・知的生産性の向上に関する先導的な取り組みの内容 (基本的な考え方、目標、建築計画・設備計画等における工夫など)</p> <p>2) 先導的な取り組みの波及・普及に向けた取り組み (効果検証の予定の有無、検証方法・内容など)</p> <p>3) その他特記事項 (関連するガイドラインとの関連など)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題3)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題3：非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み</p> <p>1) 建物の機能維持に関わる基本的な考え方、目標</p> <p>2) 目標を実現するための追加的設備</p> <p>3) その他特記事項(地方公共団体や地域における防災計画上の位置づけ、協定・連携など)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題4)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題4：被災地において省CO₂の推進と復興に資する取り組み</p> <p>1) 当該地域の復興に資するアピール点</p> <p>2) 当該地域を含む他のプロジェクトへの省CO₂の波及、普及に関するアピール点</p> <p>3) その他特記事項(当該地域の復興計画等との関わり、位置づけ等)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題5)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題5：地方都市等での先導的省CO₂技術の波及、普及につながる取り組み</p> <p>1) 当該地域における他のプロジェクトを含めた省CO₂技術の波及、普及に関するアピール点</p> <p>2) その他特記事項(当該地域の上位計画等との関わり、位置づけ等)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

事業計画 (A4・1枚)

※次頁の「記入上の注意事項」を確認し、補助金の限度額等に注意して、記載してください。

(単位：千円)

プロジェクト名					
実施年度 (西暦)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	総額
(1) 設計費 A					
(うち補助対象) a					
(補助金の額) ① = a/2					
(2) 建設工事費 B					
(うち補助対象) b					
(補助金の額) ② = b/2					
(3) マネジメントシステム費 C					
(うち補助対象) c					
(補助金の額) ③ = c/2					
(4) 技術の検証費 D					
(うち補助対象) d					
(補助金の額) ④ = d/2					
(5) 小計 E = A+B+C+D					
(うち補助対象の小計) e = a+b+c+d					
(補助金の額の 小計) ⑤ = ①+②+ ③+④					
(6) 附帯事務費 ⑥ = ⑤ × 2.2%以内					
(7) 補助金の額 ⑦ = ⑤+⑥					
(8) 補助金の額 (合計) ⑧					

<実施計画（様式6）の記入上の注意事項>

(注1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

(注2) 複数種類の事業を提案する場合、全ての種類の事業について記載してください。

(注3) 消費税の額を除いた額として記載してください。

(注4) 各項目の「うち補助対象」の欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式7-1～7-3の該当欄と一致するように注意してください。

(注5) 表中の金額は千円単位として記入してください。

また、「補助金の額」の計上にあたっては、各年度、各項目で千円未満切り捨てとして算定し、金額を記載してください。

(注6) 建築物（非住宅）の新築事業において、『(2)建設工事費』に関する補助金の額には限度が設けられています。

『(2)の「補助金の額(②)』が、『(2)建設工事費(B)×5%以内の額』となるように「補助対象費用」を計上してください。

(注7) 全ての事業において、補助金の総額は5億円が限度額となります（複数の街区や敷地、棟からなるプロジェクトで、評価委員会によって認められることを提案するプロジェクトについては10億円が限度額）。

『(8)補助金の額(合計)(⑧)』について、総額の欄は、下記のいずれか低い額を記載してください。

・『5億円（または10億円）』、『(7)補助金の額(⑦)』

また、『(7)補助金の額(⑦)』が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の『(8)補助金の額(合計)』を計上してください。

(注8) 次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。

(注9) 附帯事務費は、採択後の補助金交付の手続きにおいて、附帯事務費として申請し、認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで支払われるものです。

(注10) 設計費について補助金を申請する場合、申請する費用の説明を「様式7-4」に記載してください。

なお、設計費において、通常の実設計費等は補助の対象となりません。

(様式7-2・非住宅A)

補助対象となる部分の経費の内訳 (マネジメント) (A4・1枚)

(単位: 千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	総額
(3) マネジメントシステム (補助対象部分)					
先導的提案3000に関する工事費					
システム整備費					
設備費					
工事費					
直接経費					
委託費					
0000					
0000					
0000					
合計(c)					

(注1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です (様式6のcの内訳です)

(注4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注6) 「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式7-4」に記載して提出してください。

補助対象となる部分の経費の内訳 (技術の検証) (A 4・1 枚)

(単位: 千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度 (西暦)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	総額
(4) 技術の検証費 (補助対象部分)					
先導的提案 4 × × × に関する工事費					
施設の整備費 (対象となる場合)					
施設整備費の合計					
工事費					
直接経費					
委託費					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
合計 (d)					

(注 1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注 2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表 1 のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注 3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です (様式 5 の d の内訳です)

(注 4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注 5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 6) 施設の整備費について、補助対象となる費用は、実験・検証の期間 (展示の期間を含む) 中の原価償却に要する費用として下式で計算してください。

$$\text{対象となる費用} = \text{施設の整備費} \times 0.9 \times \text{実験・検証期間の年数} \div 7$$

(注 7) 「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式 7-4」に記載して提出してください。

(様式 7-4・非住宅 A)

補助対象となる部分の経費の内訳 (設計費、直接経費) (A 4・1 枚)

※様式 7-1 において「設計費」、様式 7-2 及び様式 7-3 において「直接経費」を申請する場合、それぞれの内容を記載して提出してください。

※様式 7-1 の「設計費」として、省CO₂設計に関する設計費を申請する場合は、内容に加えて、当該費用が必要となる理由も明記してください。

※該当する費用を申請しない場合は、本様式の提出は不要です。

プロジェクト名	
様式 7-1 設計費の内容	
様式 7-2 マネジメント における 直接経費の内容	
様式 7-3 技術の検証 における 直接経費の内容	

標準単価方式による事業計画 (A 4・1 枚)

※非住宅・新築プロジェクト、延べ面積 2,000 m²未満に限り適用可

プロジェクト名	
BEL S 評価の 建物用途	<input type="checkbox"/> 非住宅用途 1 (事務所等、学校等、工場等) <input type="checkbox"/> 非住宅用途 2 (ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等)
BEL S 評価	ランク： <input type="checkbox"/> ★★★★★ (5 つ星) <input type="checkbox"/> ★★★★ (4 つ星) 種 別： <input type="checkbox"/> 計算値 (BEI =) <input type="checkbox"/> 目標値 (BEI =)

(注 1) の部分は、により項目を選択してください。

(注 2) BEL S 評価の欄には BEI の数値も記入してください。

1. 標準単価に基づく補助金の額の算定

※BEL S 評価に応じて、5 つ星もしくは 4 つ星のいずれか該当欄に必要事項を記載してください。

	BEL S★★★★★ (5 つ星)	BEL S★★★★ (4 つ星)
延べ面積 [m ²] (a)		
標準単価 [千円] (b)	38	27
補助率 (c)	1/2	1/2
補助金の額 [千円] (a)×(b)×(c) = ①		

(注) 補助金の額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

2. 標準単価方式における補助限度額の算定

総事業費 [千円] (i)	
係数 (p)	0.035
補助限度額 [千円] (i)×(p) = ②	

(注) 補助限度額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

3. 補助申請額

補助申請額 [千円] (①と②のいずれか小さい額)	
------------------------------	--

(注) 「1. 補助金の額 (①)」と「2. 補助限度額 (②)」の小さい額を記入してください。

提案申請書様式 非住宅B

～ 建築物（非住宅）・中小規模建築物部門 ～

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

（令和3年度（第2回）募集）

[建築物（非住宅）・中小規模建築物部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業
①住宅・建築物の新築	<input type="radio"/>
②既存住宅・建築物等の改修	<input type="checkbox"/>
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	<input type="checkbox"/>
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	<input type="checkbox"/>

（代表提案者）
提案団体名
代 表 者

フェイスシート - その 1 : 補助事業の実施体制 (A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名		
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)	
2 事務連絡先 (その 1)	所 属	
	役 職 名	
	担 当 者 氏 名	
	住 所 (郵便番号) 〒 -	
	(住 所)	
電 話		<p>提案者の構成員において、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を必ず2つ記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる連絡先を(その1)に記載してください。 ・所属欄は、法人名と部署名等を記載してください。 ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください。 ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください。(全角半角にも注意)
F A X		
E - m a i l		
所 属		
役 職 名		
3 事務連絡先 (その 2)	担 当 者 氏 名	
	電 話	
	E - m a i l	
4 実施体制図	【補助を受ける者(予定者)】	<input type="checkbox"/> 提案者と同じ <input type="checkbox"/> 提案者と異なる <input type="checkbox"/> 提案者以外の関係者の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	<p>①複数の提案者による共同提案の場合 ②提案者と補助を受ける者が異なる場合 ③補助事業の提案にあたって作業協力者(提案者の構成員以外の建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者等)がいる場合</p> <p>上記の場合には、「提案者、補助を受ける者、作業協力者等」の関係を実施体制図として記載してください。 なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこの実施体制図に記載される法人・団体等に限りませので、留意してください。</p>	

(注 1) □の部分は、■により項目を選択してください。

フェイスシート - その2：提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名			
5 補助事業期間	2021年度 ~ 年度 (原則として4年以内 ^{注2})		
6 事業費	事業費(総額) ^{注3}	百万円	
	補助金の額(総額) ^{注3}	百万円	
7 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請中又は申請予定) <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 「あり」の場合、「様式2-2」に 区分け等を記載してください。 </div>		
8 事業の対象となる建築物の概要	区分	■新築	
	名称・所在地	名 称 :	
		住 所 :	
	規模・用途	棟 数 :	棟
		延べ面積 :	m ²
		階 数 :	地上 階 / 地下 階
	建物用途 (該当するものを選択してください)		
<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
設計者・施工者	設計者 :		
	施工者 :		
工期	着 工 :	(西暦) 年 月	
	竣 工 :	(西暦) 年 月	
9 提案の概要	A. プロジェクト全体の概要		
	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; display: inline-block;"> プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください </div>		
	B. 提案のアピールポイント		
①			
②			
・			
・	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; display: inline-block;"> 建築物の省CO₂に係るリーディングプロジェクトとしてのアピール点を箇条書きで簡潔に記載してください </div>		
C. 省エネルギー性能/環境効率の評価結果			
① B E I (該当するものを選択して数値を記載してください)			
<input type="checkbox"/> 計算値 (B E I =) <input type="checkbox"/> 目標値 (B E I =)			
② 環境効率の評価結果 (※CASBEE活用の場合)			
<input checked="" type="checkbox"/> ランク S : B E E =			
※評価結果を様式4-2に添付してください			

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 4年を超える事業として提案する場合は、様式3に全体工程に関する説明を記載してください。

(注3) 様式6 (標準単価方式の場合は様式8) の該当欄の額と一致するように記載してください。
(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)

(注4) 複数棟の新築提案、改修、マネジメント及び技術の検証を提案する場合は、一般部門として応募してください。

(様式 2 - 2 別紙・非住宅 B)

他の補助金を活用する場合の区分 (A 4・1 枚)

※他の補助金を活用する場合に提出

プロジェクト名	
<div data-bbox="225 479 1385 882" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>本先導事業以外に、提案事業について、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中、申請予定の補助金等がある場合、下記を記載してください。</p><ul style="list-style-type: none">・制度名・申請状況 (交付決定、申請中、申請予定の別)・補助金額・本提案事業と区分<p><注意事項></p><p><u>※本事業の補助対象となる部分について、重複して他の補助金を活用することはできません。</u></p><p><u>※他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。</u></p></div>	

プロジェクトの全体概要 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
<p>1. 建築概要</p> <p>プロジェクトの実施場所、建物の延べ面積・階数、用途、建物の全体の姿を示して下さい。</p> <p>2. 事業スケジュール</p> <p>プロジェクト全体のスケジュールと提案する省CO₂技術・取り組みの事業スケジュールの関係が分かるように、基本設計、実施設計、着工、完了等のスケジュールを記載してください。</p> <p>3. プロジェクトの概要</p> <p>プロジェクトの全体概要が分かるパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で、導入する省CO₂の取り組み概要を記述してください。また、省CO₂の取り組みについては、補助対象として申請する項目がわかるように明示してください。</p> <p><注意事項> 本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用する場合があります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくとともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。</p> <p>4. 本事業の実施によって期待される波及効果・普及効果</p> <p>提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示して下さい。</p> <p>また、提案する省CO₂プロジェクトとして、省CO₂技術の波及や普及に向けた取り組みを実施する場合、取り組みの内容を具体的に記載してください。</p>	

審査基準に関する事項-1 省エネ性能・導入する省CO₂技術等の内容 (A4・1枚)

プロジェクト名				
省エネ性能	B P I	<input type="checkbox"/> 計算値	設計値 :	[MJ/m ² ・年]
		<input type="checkbox"/> 目標値	基準値 :	[MJ/m ² ・年]
省エネ性能	B E I	<input type="checkbox"/> 計算値	設計値 :	[GJ/年]
		<input type="checkbox"/> 目標値	基準値 :	[GJ/年]
省エネ性能の計算に反映される主な省エネ技術	外皮			
	空調			
	換気			
	給湯			
	照明			
	E V			
	その他			
その他の取り組み	(省エネ性能計算に反映されない技術、エネルギーマネジメント等)			
	(波及、普及につながる取り組み等)			

(注1) B P I 及び B E I の計算に反映される技術と反映されない技術に区分して記載してください。なお、補助対象として申請する取り組みに限らず、代表的な省エネ技術、取り組みを記載してください。

(注2) 補助対象として申請する項目は、●を付けて表記してください。(標準単価方式の場合は区分不要)

(様式4-2・非住宅B)

審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価結果等 (新築のみ)

(CASBEE 活用)

※CASBEE を活用しない場合は、建築物の環境効率と LCCO₂ の計算結果を別に作成してください。

CASBEE評価ツール	<input type="checkbox"/> CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版 <input type="checkbox"/> 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した 場合)	登録番号： — 氏名：

※“CASBEE 評価にて LCCO₂ 計算を行わない場合”は、別に LCCO₂ の計算結果を作成してください。

(CASBEE 評価結果シートを添付してください。別添可。)

- ※1 CASBEE 評価結果は、「BEE の数値」および「ライフサイクル CO₂ のグラフ中に表示される参照値に対する割合の数値 (%)」が読み取れるものを添付してください。
- ※2 LCCO₂ 算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※3 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

審査基準に関する事項-3 省CO₂効果に関する説明

(A4・最大2枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象: a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業: b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %
<p>■補助対象として申請する省CO₂技術の内容と費用対効果</p> <div data-bbox="231 846 1401 1037" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>補助対象として申請する省CO₂技術等について、それぞれの特徴及び省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。 費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。 また、CO₂排出量を計算した根拠（排出係数など）を記載してください。</p></div>		

事業計画 (A4・1枚)

※次頁の「記入上の注意事項」を確認し、補助金の限度額等に注意して、記載してください。

(単位：千円)

プロジェクト名	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	総額
実施年度 (西暦)					
(1) 設計費 A					
(うち補助対象) a					
(補助金の額) ① = a/2					
(2) 建設工事費 B					
(うち補助対象) b					
(補助金の額) ② = b/2					
(3) マネジメントシステム費 C					
(うち補助対象) c					
(補助金の額) ③ = c/2					
(4) 技術の検証費 D					
(うち補助対象) d					
(補助金の額) ④ = d/2					
(5) 小計 E = A+B					
(うち補助対象の小計) e = a+b					
(補助金の額の 小計) ⑤ = ①+②					
(6) 附帯事務費 ⑥ = ⑤ × 2.2%以内					
(7) 補助金の額 ⑦ = ⑤+⑥					
(8) 補助金の額 (合計) ⑧					

<事業計画（様式6）の記入上の注意事項>

- (注1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。
- (注2) 中小規模建築物部門は、新築のみが対象です。改修、マネジメントシステムの整備、技術の検証を提案する場合は、一般部門として応募してください。
- (注3) 消費税の額を除いた額として記載してください。
- (注4) 各項目の「うち補助対象」の欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式7-1の該当欄と一致するように注意してください。
- (注5) 表中の金額は千円単位として記入してください。
また、「補助金の額」の計上にあたっては、各年度、各項目で千円未満切り捨てとして算定し、金額を記載してください。
- (注6) 建築物（非住宅）の新築事業において、「(2)建設工事費」に関する補助金の額には限度が設けられています。
『(2)の「補助金の額(②)」が、『(2)建設工事費(B)×5%以内の額』となるように「補助対象費用」を計上してください。
- (注7) 補助金の総額は5億円が限度額となります。
『(8)補助金の額(合計)(⑧)』について、総額の欄は、下記のいずれか低い額を記載してください。
・『5億円』、『(7)補助金の額(⑦)』
また、『(7)補助金の額(⑦)』が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の『(8)補助金の額(合計)』を計上してください。
- (注8) 次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。
- (注9) 附帯事務費は、採択後の補助金交付の手続きにおいて、附帯事務費として申請し、認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで支払われるものです。
- (注10) 設計費について補助金を申請する場合、申請する費用の説明を「様式7-4」に記載してください。
なお、設計費において、通常の実設計費等は補助の対象となりません。

補助対象となる部分の経費の内訳（新築）（A 4・1 枚）

（単位：千円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度（西暦）	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	総額
(1) 設計費（補助対象部分）					
〇〇費					
××費					
合計(a)					
(2) 建設工事費（補助対象部分）					
先導的提案 1〇〇〇に関する工事費					
設備費					
工事費					
先導的提案 2×××に関する工事費					
設備費					
工事費					
合計(b)					

(注1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象費用の額です（様式6の a, b の内訳です）。

(注4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注6) 環境効率、省エネルギー性能の表示に係る費用は、それぞれ「申請のための費用」と「表示のための費用」に分けて、「(1)設計費」の欄に記載してください。

(様式7-4・非住宅B)

補助対象となる部分の経費の内訳（設計費）（A4・1枚）

※様式7-1において「設計費」を申請する場合、内容を記載して提出してください。

※また、「設計費」として、省CO₂設計に関する設計費を申請する場合は、内容に加えて、当該費用が必要となる理由も明記してください。

※該当する費用を申請しない場合は、本様式の提出は不要です。

プロジェクト名	
様式7-1 設計費の内容	

標準単価方式による事業計画 (A 4・1 枚)

※非住宅・新築プロジェクト、延べ面積 2,000 m²未満に限り適用可

※BELS 評価が★★★★ (4 つ星) の場合は「一般部門」で応募してください。

プロジェクト名	
BEL S 評価の 建物用途	<input type="checkbox"/> 非住宅用途 1 (事務所等、学校等、工場等) <input type="checkbox"/> 非住宅用途 2 (ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等)
BEL S 評価	ランク：■★★★★★ (5 つ星) 種 別： <input type="checkbox"/> 計算値 (BEI =) <input type="checkbox"/> 目標値 (BEI =)

(注 1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注 2) BEL S 評価の欄には BEI の数値も記入してください。

1. 標準単価に基づく補助金の額の算定

	BEL S★★★★★ (5 つ星)	BEL S★★★★ (4 つ星)
延べ面積 [m ²] (a)		/
標準単価 [千円] (b)	38	
補助率 (c)	1/2	
補助金の額 [千円] (a)×(b)×(c) = ①		

(注) 補助金の額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

2. 標準単価方式における補助限度額の算定

総事業費 [千円] (i)	
係数 (r)	0.035
補助限度額 [千円] (i)×(r) = ②	

(注) 補助限度額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

3. 補助申請額

補助申請額 [千円] (①と②のいずれか小さい額)	
------------------------------	--

(注) 「1. 補助金の額 (①)」と「2. 補助限度額 (②)」の小さい額を記入してください。

提案申請書様式 住宅A

～ 共同住宅・一般部門 ～

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

（令和3年度（第2回）募集）

[共同住宅・一般部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①住宅・建築物の新築	
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	

(代表提案者)
提案団体名
代 表 者

フェイスシート - その 1 : 補助事業の実施体制 (A 4・1 枚)

プロジェクト名		
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)	
2 補助を受ける者 (予定者)	(複数者による共同提案の場合、提案者と補助を受ける者が異なる場合に記入してください。また、提案者以外の関係者も含めた実施体制を「様式 3」に記載してください。)	
3 事務連絡先 (その 1)	所 属	<p>提案者の構成員において、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を必ず 2 つ記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる連絡先を(その 1)に記載してください。 ・所属欄は、法人名と部署名等を記載してください。 ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください。 ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください。(全角半角にも注意)
	役 職 名	
担 当 者 氏 名		
住 所 (郵便番号) 〒 - (住 所)		
電 話		
F A X E - m a i l		
事務連絡先 (その 2)	所 属	
	役 職 名	
担 当 者 氏 名	<p><営業エリア></p> <p>法人その他団体にて提案する場合、営業エリアを記載してください。全国展開の場合は「全国」、地域を限定している場合には主として営業範囲としている「都道府県名」を記載してください。</p> <p><直近 3 年間の住宅の年間平均供給実績></p> <p>・年間平均 戸(うち、提案する省エネ性能の住宅 戸)</p> <p>※複数者のグループでの応募の場合は、グループ全体の戸数を記載してください。</p> <p>※下記の欄にグループ構成員各者の実績を記載してください。</p> <p><グループ構成員の概要></p> <p>※グループとしての提案の場合に記載</p> <p>提案者グループの構成員の全員について、名称、役割を記載してください。</p> <p>構成員が住宅供給者の場合については、それぞれの過去 3 年間の住宅の供給実績を記載してください(別添可)。</p>	
電 話		
E - m a i l		
4 提案者の概要		

(注 1) □の部分は、■により項目を選択してください。

フェイスシート - その2：提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名				
5 補助事業期間	2021年度 ～ 年度 (原則として4年以内 ^{注2})			
6 事業費	事業費(総額) ^{注3}	百万円		
	補助金の額(総額) ^{注3}	百万円		
※複数の事業種別を提案する場合には、全ての事業の合計を記載してください				
7 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし			
	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請中又は申請予定)			
「あり」の場合、「別紙1」に区分け等を記載してください。				
8 事業の対象となる建築物の概要	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年：(西暦) 年)		
	名称・所在地	名 称：		
		住 所：		
	規模・用途	棟 数：	棟	
		延べ面積：	m ² (住宅 戸)	
		階 数：	地上 階/地下 階	
	建物用途 (該当するものを選択してください)			
<input type="checkbox"/> 共同住宅				
<input type="checkbox"/> その他 ()				
設計者・施工者	設計者：			
	施工者：			
工期	着 工：	(西暦) 年 月	新築の場合は建築物全体の工期を記載 (改修等の場合は当該工事について記載)	
	竣 工：	(西暦) 年 月		
9 提案の概要	A. プロジェクト全体の概要			
	プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください。			
	B. 提案のアピールポイント			
①				
②	建築物の省CO ₂ に係るリーディングプロジェクトとしてのアピール点を箇条書きで簡潔に記載してください。			
C. 対応する優先課題 (該当するものを選択してください)				
<input type="checkbox"/> 課題1 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み				
<input type="checkbox"/> 課題2 省CO ₂ の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み				
<input type="checkbox"/> 課題3 非常時のエネルギー自立と省CO ₂ の実現を両立する取り組み				
<input type="checkbox"/> 課題4 被災地において省CO ₂ の推進と復興に資する取り組み				
<input type="checkbox"/> 課題5 地方都市等での先導的な省CO ₂ 技術の波及、普及につながる取り組み				
<input type="checkbox"/> 対応する優先課題は特になし				

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 4年を超える事業として提案する場合は、様式3に全体工程に関する説明を記載してください。

(注3) 様式6 (標準単価方式の場合は様式8) の該当欄の額と一致するように記載してください。

(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)

他の補助金を活用する場合の区分 (A 4 ・ 1 枚)

※他の補助金を活用する場合に提出

プロジェクト名	
<div data-bbox="225 488 1385 898" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>本先導事業以外に、提案事業について、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中、申請予定の補助金等がある場合、下記を記載してください。</p><ul style="list-style-type: none">・ 制度名・ 申請状況 (交付決定、申請中、申請予定の別)・ 補助金額・ 本提案事業と区分<p><注意事項></p><p><u>※本事業の補助対象となる部分について、重複して他の補助金を活用することはできません。</u></p><p><u>※他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。</u></p></div>	

(様式 2 - 2 別紙 2 ・ 住宅 A)

※該当する場合のみに提出

提案事業の対象となる建築物の概要 (新築・改修 : A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名	
棟 1 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 共同住宅
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 2 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 共同住宅
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 3 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 共同住宅
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 4 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 共同住宅
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
棟 5 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 共同住宅
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (住宅 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階

(注 1) 複数棟を対象とした「新築」又は「改修」を提案する場合に提出してください。

(1 棟のみのプロジェクトの場合は提出不要です。)

(注 2) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

プロジェクトの全体概要 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
<p>[プロジェクトの全体概要]</p> <p>プロジェクトの実施場所（地域）、住宅の規模や事業スケジュールを説明してください。 また、住宅の省エネ措置の内容等について、住宅の全体像がわかるようにパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で省エネ措置等の内容、及び対応する優先課題との関係を記述してください。</p> <p><u>※省エネルギー性能として、目標とする一次エネルギー消費量（BEI）、外皮性能（UA値等）が決まっている場合は、目標値も記載してください。</u></p> <p><注意事項> <u>本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用することがあります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。</u></p>	
<p>[プロジェクトの実施体制]</p> <p>①グループでの提案の場合、グループの構成員、作業協力者について、名称、役割等を図示してください。特に、省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取組みとして、アピール点がある場合には図の中に明記してください。 ②単独での事業者での提案の場合、提案者のほかに、建築設計事務所、建設事業者、建材供給事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、各者の関係を記載してください。 ③なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこのプロジェクトの実施体制に記載される法人・団体等に限りまので、留意してください。</p>	
<p>[本事業の実施によって期待される波及効果・普及効果]</p> <p>提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。</p>	

審査基準に関する事項-1 導入する省エネ措置等の内容 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
①従来行ってきた省エネ措置の内容	<p>■躯体 (外皮) ■設備 (住戸部分) ■設備 (共用施設) ■その他</p> <p>断熱性能レベル、導入する設備(住戸部分、共用施設)に分けて記入してください。</p>
②今回導入する省エネ措置の内容	<p>■躯体 (外皮) ■設備 (住戸部分) ■設備 (共用施設) ■その他</p> <p>今回新たに取り組む省エネ措置等の内容について、上記①との関係が分かるように記入してください。</p>
③省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取組み内容	<p>省エネ性能の高い住宅を、単独事業者またはグループとして普及するための取組み(供給体制など)についてわかりやすく記載してください。また、今後取組みを進めるための計画があれば記載ください。</p>
④その他の特徴的な省エネ・省CO ₂ への取組み内容	<p>上記以外に、住宅における省エネ・省CO₂対策を波及・普及する上で、特徴的な取組みがある場合、取組みの内容とアピールすべき点を、簡潔に記入してください。</p> <p>例： ・地域の気象・風土等を活用したパッシブ設計 ・省資源対策や再生可能エネルギー利用 ・居住者の省CO₂意識の向上や省CO₂行動を誘発する取組みや仕組み ・省CO₂型住宅や省エネ改修の普及促進を図る体制整備や仕組み ・街区・まちづくりとしての取組み 等</p>

(様式4-2・住宅A)

審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価結果等
～新築、新築を含むマネジメントシステムの整備～

(CASBEE 活用)

※CASBEE を活用しない場合は、建築物の環境効率と LCCO₂ の計算結果を、別に作成してください。

CASBEE評価ツール	<input type="checkbox"/> CASBEE-建築(新築) 2021年SDGs対応版 <input type="checkbox"/> 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した 場合)	登録番号： 氏名：

※“CASBEE 評価にて LCCO₂ 計算を行わない場合”は、別に LCCO₂ の計算結果を作成してください。

(CASBEE 評価結果シートを添付してください。別添可。)

- ※1 CASBEE 評価結果は、「BEE の数値」および「ライフサイクル CO₂ のグラフ中に表示される参照値に対する割合の数値 (%)」が読み取れるものを添付してください。
- ※2 LCCO₂ 算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※3 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

審査基準に関する事項-3 省CO₂効果に関する説明

(最大A4・2枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象: a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業: b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %
<p>■先導的技術に関する省CO₂効果と費用対効果</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 20px 0;"> <p>提案プロジェクトの先導的な技術について、省CO₂効果 (又は省エネルギー効果) と費用対効果を記載してください。</p> <p>費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。</p> <p>先導的技術として提案しているものが複数ある場合は、主なものについてそれぞれ記載してください。</p> <p>また、CO₂排出量を計算した根拠 (排出係数など) を記載してください。</p> </div>		

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題1)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題1：街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み</p> <p>1) 街区、複数建築物における取り組み概要(対象範囲、関係者)</p> <p>2) 取り組みを実現する設備と運用方法</p> <p>3) 提案事業の先導性 (既往事例・類似事例と比べた当該事業の技術的先進・先端性、導入技術の波及性・普及性)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題2)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題2：省CO₂の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み</p> <p>1) 健康性・快適性・知的生産性の向上に関する先導的な取り組みの内容 (基本的な考え方、目標、建築計画・設備計画等における工夫など)</p> <p>2) 先導的な取り組みの波及・普及に向けた取り組み (効果検証の予定の有無、検証方法・内容など)</p> <p>3) その他特記事項 (関連するガイドラインとの関連など)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題3)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題3：非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み</p> <p>1) 建物の機能維持に関わる基本的な考え方、目標</p> <p>2) 目標を実現するための追加的設備</p> <p>3) その他特記事項(地方公共団体や地域における防災計画上の位置づけ、協定・連携など)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題4)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題4：被災地において省CO₂の推進と復興に資する取り組み</p> <p>1) 当該地域の復興に資するアピール点</p> <p>2) 当該地域を含む他のプロジェクトへの省CO₂の波及、普及に関するアピール点</p> <p>3) その他特記事項(当該地域の復興計画等との関わり、位置づけ等)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題5)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題5：地方都市等での先導的省CO₂技術の波及、普及につながる取り組み</p> <p>1) 当該地域における他のプロジェクトを含めた省CO₂技術の波及、普及に関するアピール点</p> <p>2) その他特記事項(当該地域の上位計画等との関わり、位置づけ等)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

事業計画 (A4・1枚)

※次頁の「記入上の注意事項」を確認し、補助金の限度額等に注意して、記載してください。

(単位：千円)

プロジェクト名					
実施年度 (西暦)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	総額
(1) 設計費 A					
(うち補助対象) a					
(補助金の額) ① = a/2					
(2) 建設工事費 B					
(うち補助対象) b					
(補助金の額) ② = b/2					
(3) マネジメントシステム費 C					
(うち補助対象) c					
(補助金の額) ③ = c/2					
(4) 技術の検証費 D					
(うち補助対象) d					
(補助金の額) ④ = d/2					
(5) 小計 E = A+B+C+D					
(うち補助対象の小計) e = a+b+c+d					
(補助金の額の 小計) ⑤ = ①+②+ ③+④					
(6) 附帯事務費 ⑥ = ⑤ × 2.2%以内					
(7) 補助金の額 ⑦ = ⑤+⑥					
(8) 補助金の額 (合計) ⑧					

<実施計画（様式6）の記入上の注意事項>

(注1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

(注2) 複数種類の事業を提案する場合、全ての種類の事業について記載してください。

(注3) 消費税の額を除いた額として記載してください。

(注4) 各項目の「うち補助対象」の欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式7-1～7-3の該当欄と一致するように注意してください。

(注5) 表中の金額は千円単位として記入してください。

また、「補助金の額」の計上にあたっては、各年度、各項目で千円未満切り捨てとして算定し、金額を記載してください。

(注6) 共同住宅の新築事業において、「(2)建設工事費」に関する補助金の額には限度が設けられています。

『(2)の「補助金の額(②)」が、『(2)建設工事費(B)×5%以内の額』となるように「補助対象費用」を計上してください。

(注7) 全ての事業において、補助金の総額は5億円が限度額となります（複数の街区や敷地、棟からなるプロジェクトで、評価委員会によって認められることを提案するプロジェクトについては10億円が限度額）。

『(8)補助金の額(合計)(⑧)』について、総額の欄は、下記のいずれか低い額を記載してください。

・『5億円(または10億円)』、『(7)補助金の額(⑦)』

また、『(7)補助金の額(⑦)』が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の『(8)補助金の額(合計)』を計上してください。

(注8) 次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。

(注9) 附帯事務費は、採択後の補助金交付の手続きにおいて、附帯事務費として申請し、認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで支払われるものです。

(注10) 設計費について補助金を申請する場合、申請する費用の説明を「様式7-4」に記載してください。

なお、設計費において、通常の実設計費等は補助の対象となりません。

(様式7-2・住宅A)

補助対象となる部分の経費の内訳 (マネジメント) (A4・1枚)

(単位: 千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	総額
(3) マネジメントシステム (補助対象部分)					
先導的提案3000に関する工事費					
システム整備費					
設備費					
工事費					
直接経費					
委託費					
0000					
0000					
0000					
合計(c)					

(注1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です (様式6のcの内訳です)

(注4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注6) 「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式7-4」に記載して提出してください。

補助対象となる部分の経費の内訳 (技術の検証) (A 4・1 枚)

(単位: 千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳					
	実施年度 (西暦)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	総額
(4) 技術の検証費 (補助対象部分)						
先導的提案 4 × × × に関する工事費						
施設の整備費 (対象となる場合)						
施設整備費の合計						
工事費						
直接経費						
委託費						
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						
合計 (d)						

(注 1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注 2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表 1 のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注 3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です (様式 5 の d の内訳です)

(注 4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注 5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 6) 施設の整備費について、補助対象となる費用は、実験・検証の期間 (展示の期間を含む) 中の原価償却に要する費用として下式で計算してください。

$$\text{対象となる費用} = \text{施設の整備費} \times 0.9 \times \text{実験・検証期間の年数} \div 7$$

(注 7) 「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式 7-4」に記載して提出してください。

(様式 7-4・住宅 A)

補助対象となる部分の経費の内訳 (設計費、直接経費) (A 4・1 枚)

※様式 7-1 において「設計費」、様式 7-2 及び様式 7-3 において「直接経費」を申請する場合、それぞれの内容を記載して提出してください。

※様式 7-1 の「設計費」として、省CO₂設計に関する設計費を申請する場合は、内容に加えて、当該費用が必要となる理由も明記してください。

※該当する費用を申請しない場合は、本様式の提出は不要です。

プロジェクト名	
様式 7-1 設計費の内容	
様式 7-2 マネジメント における 直接経費の内容	
様式 7-3 技術の検証 における 直接経費の内容	

提案申請書様式 住宅B

～ 戸建住宅・一般部門 ～

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

（令和3年度（第2回）募集）

[戸建住宅・一般部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①住宅・建築物の新築	
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	

(代表提案者)

提案団体名

代 表 者

フェイスシート - その1：補助事業の実施体制 (A4・1枚)

プロジェクト名																	
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)																
2 補助を受ける者 (予定者)	(複数者による共同提案の場合、提案者と補助を受ける者が異なる場合に記入してください。また、提案者以外の関係者も含めた実施体制を「様式3」に記載してください。)																
3 事務連絡先 (その1)	<table border="1"> <tr> <td>所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役 職 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担 当 者 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所 (郵便番号) 〒 -</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(住 所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E - m a i l</td> <td></td> </tr> </table>	所 属		役 職 名		担 当 者 氏 名		住 所 (郵便番号) 〒 -		(住 所)		電 話		F A X		E - m a i l	
	所 属																
役 職 名																	
担 当 者 氏 名																	
住 所 (郵便番号) 〒 -																	
(住 所)																	
電 話																	
F A X																	
E - m a i l																	
事務連絡先 (その2)	<table border="1"> <tr> <td>所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役 職 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担 当 者 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E - m a i l</td> <td></td> </tr> </table>	所 属		役 職 名		担 当 者 氏 名		電 話		E - m a i l							
所 属																	
役 職 名																	
担 当 者 氏 名																	
電 話																	
E - m a i l																	
4 提案者の概要	<p><営業エリア></p> <p>法人その他団体にて提案する場合、営業エリアを記載してください。全国展開の場合は「全国」、地域を限定している場合には主として営業範囲としている「都道府県名」を記載してください。</p> <p><直近3年間の住宅の年間平均供給実績></p> <p>・年間平均 戸(うち、提案する省エネ性能の住宅 戸)</p> <p>※複数者のグループでの応募の場合は、グループ全体の戸数を記載してください。</p> <p>※下記の欄にグループ構成員各者の実績を記載してください。</p>																
	<p><グループ構成員の概要></p> <p>※グループとしての提案の場合に記載</p> <p>提案者グループの構成員の全員について、名称、役割を記載してください。</p> <p>構成員が住宅供給者の場合については、それぞれの過去3年間の住宅の供給実績を記載してください(別添可)。</p>																

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(様式 2 - 2 別紙 1 ・ 住宅 B)

他の補助金を活用する場合の区分 (A 4 ・ 1 枚)

※他の補助金を活用する場合に提出

プロジェクト名	
<div data-bbox="225 488 1385 891" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>本先導事業以外に、提案事業について、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中、申請予定の補助金等がある場合、下記を記載してください。</p><ul style="list-style-type: none">・ 制度名・ 申請状況 (交付決定、申請中、申請予定の別)・ 補助金額・ 本提案事業と区分<p><注意事項></p><p><u>※本事業の補助対象となる部分について、重複して他の補助金を活用することはできません。</u></p><p><u>※他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。</u></p></div>	

(様式 2 - 2 別紙 2 ・ 住宅 B)

※複数仕様の提案時に提出

提案事業の対象となる住宅の概要 (新築・改修 : A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名	
仕様 1 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (対象住戸数 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
仕様 2 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (対象住戸数 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
仕様 3 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (対象住戸数 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
仕様 4 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (対象住戸数 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階
仕様 5 (名称)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 (竣工年 : (西暦) 年)
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	延べ面積 : m ² (対象住戸数 戸) 階 数 : 地上 階 / 地下 階

(注 1) 住宅タイプ、対象地域、省エネ性能などが異なる複数の仕様の住宅を提案する「新築」又は「改修」の場合に、各仕様の建築概要を記載して提出してください。

(1種類の仕様のみを提案するプロジェクトの場合は提出不要です。)

(注 2) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

プロジェクトの全体概要 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
<p>[プロジェクトの全体概要]</p> <p>プロジェクトの実施場所（地域）、住宅の規模や事業スケジュールを説明してください。 また、住宅の省エネ措置の内容等について、住宅の全体像がわかるようにパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で省エネ措置等の内容、及び対応する優先課題との関係を記述してください。</p> <p><u>※建設場所が特定されていない提案の場合においても、様式6(事業計画)に合致するように、各年度に実施する住宅数などを明示してください。</u></p> <p><u>※省エネルギー性能として、目標とする一次エネルギー消費量(BEI)、外皮性能(UA値等)が決まっている場合は、目標値も記載してください。</u></p> <p><注意事項> 本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用する場合があります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめていただくとともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。</p>	
<p>[プロジェクトの実施体制]</p> <p>①グループでの提案の場合、グループの構成員、作業協力者について、名称、役割等を図示してください。特に、省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取組みとして、アピール点がある場合には図の中に明記してください。</p> <p>②単独での事業者での提案の場合、提案者のほかに、建築設計事務所、建設事業者、建材供給事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、各者の関係を記載してください。</p> <p>③なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこのプロジェクトの実施体制に記載される法人・団体等に限りまので、留意してください。</p>	
<p>[本事業の実施によって期待される波及効果・普及効果]</p> <p>提案する省CO₂プロジェクトを実施することで期待される省CO₂技術等の波及効果・普及効果を示してください。</p>	

審査基準に関する事項-1 導入する省エネ措置等の内容 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
① 従来行ってきた省エネ措置の内容	<p>■躯体 (外皮) ■設備 ■その他</p> <p>断熱性能レベル、導入する設備に分けて記入してください。</p>
② 今回導入する省エネ措置の内容	<p>■躯体 (外皮) ■設備 ■その他</p> <p>今回新たに取り組む省エネ措置等の内容について、上記①との関係が分かるように記入してください。</p>
③ 省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取組み内容	<p>省エネ性能の高い住宅を、単独事業者またはグループとして普及するための取組み (供給体制など) についてわかりやすく記載してください。また、今後取組みを進めるための計画があれば記載ください。</p>
④ その他の特徴的な省エネ・省CO ₂ への取組み内容	<p>上記以外に、住宅における省エネ・省CO₂対策を波及・普及する上で、特徴的な取組みがある場合、取組みの内容とアピールすべき点を、簡潔に記入してください。</p> <p>例： ・生涯にわたりCO₂をゼロないしマイナスにするLCCMの観点からの取組み ・地域の気象・風土等を活用したパッシブ設計 ・他分野との連携によって省CO₂の取組みを進める仕組み ・省資源対策や再生可能エネルギー利用 ・居住者の省CO₂意識の向上や省CO₂行動を誘発する取組みや仕組み ・省CO₂型住宅や省エネ改修の普及促進を図る体制整備や仕組み ・街区・まちづくりとしての取組み 等</p>

(様式 4 - 2 ・ 住宅 B)

審査基準に関する事項ー 2 住宅の環境効率の評価結果等
～新築、新築を含むマネジメントシステムの整備～

(CASBEE 活用)

※CASBEE を活用しない場合は、住宅の環境効率と LCCO₂ の計算結果を別に作成してください。

CASBEE評価ツール	<input type="checkbox"/> CASBEE-戸建(新築) 2021年SDGs対応版 <input type="checkbox"/> 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した 場合)	登録番号： ー 氏名：

※“CASBEE 評価にて LCCO₂ 計算を行わない場合”は、別に LCCO₂ の計算結果を作成してください。

(CASBEE 評価結果シートを添付してください。別添可。)

- ※1 CASBEE 評価結果は、「BEE の数値」および「ライフサイクル CO₂ のグラフ中に表示される参照値に対する割合の数値 (%)」が読み取れるものを添付してください。
- ※2 LCCO₂ 算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※3 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

審査基準に関する事項-3 省CO₂効果に関する説明

(最大A4・2枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象: a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業: b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %
<p>■先導的技術に関する省CO₂効果と費用対効果</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 20px 0;"> <p>提案プロジェクトの先導的な技術について、省CO₂効果 (又は省エネルギー効果) と費用対効果を記載してください。</p> <p>費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。</p> <p>先導的技術として提案しているものが複数ある場合は、主なものについてそれぞれ記載してください。</p> <p>また、CO₂排出量を計算した根拠 (排出係数など) を記載してください。</p> </div>		

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題1)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題1：街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み</p> <p>1) 街区、複数建築物における取り組み概要(対象範囲、関係者)</p> <p>2) 取り組みを実現する設備と運用方法</p> <p>3) 提案事業の先導性 (既往事例・類似事例と比べた当該事業の技術的先進・先端性、導入技術の波及性・普及性)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題2)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題2：省CO₂の実現とともに健康性・快適性等の向上を図る先導的な取り組み</p> <p>1) 健康性・快適性・知的生産性の向上に関する先導的な取り組みの内容 (基本的な考え方、目標、建築計画・設備計画等における工夫など)</p> <p>2) 先導的な取り組みの波及・普及に向けた取り組み (効果検証の予定の有無、検証方法・内容など)</p> <p>3) その他特記事項 (関連するガイドラインとの関連など)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題3)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題3：非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み</p> <p>1) 建物の機能維持に関わる基本的な考え方、目標</p> <p>2) 目標を実現するための追加的設備</p> <p>3) その他特記事項(地方公共団体や地域における防災計画上の位置づけ、協定・連携など)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題4)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題4：被災地において省CO₂の推進と復興に資する取り組み</p> <p>1) 当該地域の復興に資するアピール点</p> <p>2) 当該地域を含む他のプロジェクトへの省CO₂の波及、普及に関するアピール点</p> <p>3) その他特記事項(当該地域の復興計画等との関わり、位置づけ等)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題5)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題5：地方都市等での先導的省CO₂技術の波及、普及につながる取り組み</p> <p>1) 当該地域における他のプロジェクトを含めた省CO₂技術の波及、普及に関するアピール点</p> <p>2) その他特記事項(当該地域の上位計画等との関わり、位置づけ等)</p>	

注) 本課題に対応する取り組みとして提案する場合のみ提出してください。

(対応する取り組みがないものとして提案する場合、本紙の提出は不要です。)

事業計画 (A4・1枚)

※次頁の「記入上の注意事項」を確認し、補助金の限度額等に注意して、記載してください。

(単位：千円)

プロジェクト名					
実施年度 (西暦)	2021年度	2022年度	2023年度		総額
(1) 設計費 A					
(うち補助対象) a					
(補助金の額) ① = a/2					
(2) 建設工事費 B					
(うち補助対象) b					
(補助金の額) ② = b/2					
(3) マネジメントシステム費 C					
(うち補助対象) c					
(補助金の額) ③ = c/2					
(4) 技術の検証費 D					
(うち補助対象) d					
(補助金の額) ④ = d/2					
(5) 小計 E = A+B+C+D					
(うち補助対象の小計) e = a+b+c+d					
(補助金の額の 小計) ⑤ = ①+②+ ③+④					
(6) 附帯事務費 ⑥ = ⑤ × 2.2%以内					
(7) 補助金の額 ⑦ = ⑤+⑥					
(8) 補助金の額 (合計) ⑧					

<実施計画（様式6）の記入上の注意事項>

(注1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

(注2) 複数種類の事業を提案する場合、全ての種類の事業について記載してください。

(注3) 消費税の額を除いた額として記載してください。

(注4) 各項目の「うち補助対象」の欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式7-1～7-3の該当欄と一致するように注意してください。

(注5) 表中の金額は千円単位として記入してください。

また、「補助金の額」の計上にあたっては、各年度、各項目で千円未満切り捨てとして算定し、金額を記載してください。

(注6) 全ての事業において、補助金の総額は5億円が限度額となります（複数の街区や敷地、棟からなるプロジェクトで、評価委員会によって認められることを提案するプロジェクトについては10億円が限度額）。

『(8)補助金の額(合計)(⑧)』について、総額の欄は、下記のいずれか低い額を記載してください。

・『5億円（または10億円）』、『(7)補助金の額(⑦)』

また、『(7)補助金の額(⑦)』が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の『(8)補助金の額(合計)』を計上してください。

(注7) 次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。

(注8) 附帯事務費は、採択後の補助金交付の手続きにおいて、附帯事務費として申請し、認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで支払われるものです。

(注9) 設計費について補助金を申請する場合、申請する費用の説明を「様式7-4」に記載してください。

なお、設計費において、通常の実設計費等は補助の対象となりません。

(様式 7-1・住宅B)

補助対象となる部分の経費の内訳（新築・改修）（A 4・1 枚）

（単位：千円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度（西暦）	2021 年度	2022 年度	2023 年度		総額
(1) 設計費（補助対象部分）					
〇〇費					
××費					
合計(a)					
(2) 建設工事費（補助対象部分）					
先導的提案 1〇〇〇に関する工事費					
設備費					
工事費					
先導的提案 2×××に関する工事費					
設備費					
工事費					
合計(b)					

(注 1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注 2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注 3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象費用の額です（様式 6 の a, b の内訳です）。

(注 4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注 5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 6) 環境効率、省エネルギー性能の表示に係る費用は、それぞれ「申請のための費用」と「表示のための費用」に分けて、「(1) 設計費」の欄に記載してください。

(注 7) 複数戸の住宅を提案する場合、申請する補助対象費用の各項目において、「対象とする戸数」及び「1戸あたりの費用」がわかるように明示してください。

(様式7-2・住宅B)

補助対象となる部分の経費の内訳 (マネジメント) (A4・1枚)

(単位: 千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度 (西暦)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	総額
(3) マネジメントシステム (補助対象部分)					
先導的提案3000に関する工事費					
システム整備費					
設備費					
工事費					
直接経費					
委託費					
0000					
0000					
0000					
合計(c)					

- (注1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。
- (注2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。
- (注3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です (様式6のcの内訳です)
- (注4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。
- (注5) 消費税の額を除いた額で記載してください。
- (注6) 「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式7-4」に記載して提出してください。
- (注7) 複数戸の住宅を提案する場合、申請する補助対象費用の各項目において、「対象とする戸数」及び「1戸あたりの費用」がわかるように明示してください。

補助対象となる部分の経費の内訳（技術の検証）（A 4・1 枚）

（単位：千円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度（西暦）	2021 年度	2022 年度	2023 年度		総額
(4) 技術の検証費（補助対象部分）					
先導的提案 4×××に関する工事費					
施設の整備費（対象となる場合）					
施設整備費の合計					
工事費					
直接経費					
委託費					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
合計(d)					

(注1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式5のdの内訳です）

(注4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注6) 施設の整備費について、補助対象となる費用は、実験・検証の期間（展示の期間を含む）中の原価償却に要する費用として下式で計算してください。

$$\text{対象となる費用} = \text{施設の整備費} \times 0.9 \times \text{実験・検証期間の年数} \div 7$$

(注7) 「直接経費」を申請する場合、経費の内容を「様式7-4」に記載して提出してください。

(注8) 複数戸の住宅を提案する場合、申請する補助対象費用の各項目において、「対象とする戸数」及び「1戸あたりの費用」がわかるように明示してください。

(様式7-4・共通)

補助対象となる部分の経費の内訳（設計費、直接経費）（A4・1枚）

※様式7-1において「設計費」、様式7-2及び様式7-3において「直接経費」を申請する場合、それぞれの内容を記載して提出してください。

※様式7-1の「設計費」として、省CO₂設計に関する設計費を申請する場合は、内容に加えて、当該費用が必要となる理由も明記してください。

※該当する費用を申請しない場合は、本様式の提出は不要です。

プロジェクト名	
様式7-1 設計費の内容	
様式7-2 マネジメント における 直接経費の内容	
様式7-3 技術の検証 における 直接経費の内容	

提案申請書様式 住宅D

～ 共同住宅・賃貸住宅トッパー事業者部門 ～

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

（令和3年度（第2回）募集）

[共同住宅・賃貸住宅トッパー事業者部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 （当てはまるものに○をつけてください）
①住宅・建築物の新築	<input type="radio"/>
②既存住宅・建築物等の改修	<input type="checkbox"/>
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	<input type="checkbox"/>
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	<input type="checkbox"/>

（代表提案者）

提案団体名

代 表 者

フェイスシート-提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名		
1 提案者	<p>提案者の法人名・団体名等を記載してください。 賃貸住宅トップランナー事業者部門は、1事業者ごとに提案していただきます。</p>	
2 事務連絡先 (その1)	所 属	<p>提案者の構成員において、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を必ず2つ記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる連絡先を(その1)に記載してください。 ・所属欄は、法人名と部署名等を記載してください。 ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください。 ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください。(全角半角にも注意)
	役 職 名	
	担 当 者 氏 名	
	住 所 (郵便番号) 〒	
	(住 所)	
	電 話	
F A X		
E - m a i l		
事務連絡先 (その2)	所 属	
	役 職 名	
	担 当 者 氏 名	
	電 話	
	E - m a i l	
3 営業エリア	<p>賃貸住宅部門としての営業エリアを記載してください。 全国展開の場合は「全国」、地域を限定している場合には主として営業範囲としている「都道府県名」を記載してください。</p>	
4 賃貸住宅の供給実績(※) (直近3年間)	<p>①2020年度の供給戸数 : 戸/年 ②2019年度の供給戸数 : 戸/年 ③2018年度の供給戸数 : 戸/年 ①～③の平均供給戸数 : 戸/年 ※請負型規格住宅(長屋又は共同住宅)の確認済証による供給実績</p>	
5 事業概要	補 助 事 業 期 間	2021年度～ 年度(原則として2年以内)
	補 助 申 請 額 ^{注2}	千円
	提 案 住 宅 数 ^{注3}	戸 (棟)
	提案住棟タイプ数	タイプ
6 省CO ₂ 技術の波及効果、普及効果	<p>(提案事業を実施することで期待される省CO₂技術(トップランナー賃貸住宅)の波及効果、普及効果を記載してください。また、波及・普及に向けた取り組みを行う場合は、あわせて明記してください。)</p>	
8 他の補助金の有無	<p><input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり (<input type="checkbox"/>交付決定済み <input type="checkbox"/>申請中又は申請予定) (本先導事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中・申請予定の補助金等がある場合、別紙2に制度名、金額、本事業の提案内容との区分を記載してください。)</p>	

注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

注2) 様式7の合計の額と一致するようにご注意ください(複数年度に渡る場合は全年度の合計戸数)。

注3) 様式7の合計の戸数と一致するようにご注意ください(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)。

事業の概要 (A 4・1 枚)

プロジェクト名	
---------	--

1. 住棟全体の省エネルギー性能に関する概況

※該当する□を■により選択、または下線部に数値を記入のこと

	外皮性能	一次エネルギー消費性能
①現在供給している住棟の主な仕様の概況	<input type="checkbox"/> a. 省エネ基準に未適合 ^{注1)} <input type="checkbox"/> b. 省エネ基準に適合	<input type="checkbox"/> a. 省エネ基準に未適合 (BEI > 1.0) ^{注1)} <input type="checkbox"/> b. 省エネ基準に適合 (0.85 < BEI ≤ 1.0) <input type="checkbox"/> c. 省エネ基準に適合 (BEI ≤ 0.85) ^{注2)}
②提案する補助対象住棟における計画	<input type="checkbox"/> 省エネ基準に適合	<input type="checkbox"/> 住宅トップランナー基準 (賃貸住宅) を上回る省エネ性能 (①で a, b の場合) (BEI ≤ 0.85) <input type="checkbox"/> 住宅トップランナー基準 (賃貸住宅) を上回る省エネ性能 (①で c の場合) ^{注3)} (BEI : _____ 以下・未満)

注1) 「①現在供給している住棟の主な仕様」が「a 省エネ基準に未適合」の場合、モデル住棟における「本事業の標準仕様」は省エネ基準に適合する仕様を設定することが必要です。

注2) 「①現在供給している住棟の主な仕様」の一次エネルギー消費性能 (BEI) が 0.85 以下の場合、補助対象住棟では、現在供給する住棟の一次エネルギー消費性能を上回るものとして提案することが必要です。この場合、上記表では、提案する補助対象住棟で達成する一次エネルギー消費性能の数値も記載 (以下・未満のどちらかを選択) してください。

2. 設定するモデル住棟タイプと供給予定戸数

NO	モデル住棟				供給予定戸数 (戸)
	タイプ名	建物構造	延床面積 (㎡)	住戸数 (戸)	
1	○○○○タイプ	木造	500	8	400
2					
3					
4					
5					

注1) モデル住棟の NO 及びタイプ名は様式 3-1～様式 3-2、様式 4-1～4-2、様式 6 及び様式 7 で一致するように記入してください。

注2) 住棟タイプのそれぞれについて、省エネルギー性能の評価結果 (様式 4-1 参照) を添付する必要があります。

注3) 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を増やしてください。

(様式 3 - 2 ・ 住宅 D)

事業の概要 (モデル住棟の概要)

(モデル住棟タイプ毎に作成、A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名			
住棟タイプ NO		住棟タイプ名	
■ 設定するモデル住棟の概要及び想定する省エネルギー・省CO₂対策の内容			
<p>設定したモデル住棟の設定条件 (階数、住戸プランなどの概況) がわかるように、図面などによって概要を記載してください。</p> <p>また、住宅トップランナー基準 (賃貸住宅) を上回る省エネ性能を実現する補助対象住棟として実施する仕様 (提案仕様) において想定する省エネルギー・省CO₂対策を吹き出し等で記載してください。</p>			

<様式3-1及び3-2の記入上の注意事項>

- (注1) モデル住棟NO及び住棟タイプ名は、様式3-1～3-2、様式4-1～4-2、様式6及び様式7で一致するように記入してください。
- (注2) 様式3-1「1. 住棟全体の省エネルギー性能に関する概要」は、現在供給している住棟の主な仕様における省エネルギー基準への適合状況と、それを踏まえて本事業に提案する補助対象住棟の省エネルギー性能に関する計画を記載してください。
- (注3) 提案した省エネルギー性能を実績として満たさない住棟は、補助対象となりませんので留意してください。
- (注4) 提案するモデル住棟タイプ毎に、省エネルギー性能の評価(様式4-1)及び事業者モデル単価の算定(様式6)を行うことになります。
- (注5) モデル住棟の設定にあたっては、下記に留意してください。

【モデル住棟の設定に関する留意点】

- ・ 提案時には、設定するモデル住棟ごとに、住棟全体の省エネルギー性能の評価(本事業の標準仕様、提案仕様)を行うとともに、補助額の算定に使用する「事業者モデル単価」を算出していただきます。
 - ・ モデル住棟は、補助対象住棟として実際に建設を予定する条件に基づいて設定していただきますが、複数の建物構造や地域区分において建設を想定する場合には、そのうちいずれかの住棟タイプを代表としてモデル住棟を提案することが可能です。ただし、事業者モデル単価から算出する補助対象住棟の掛かり増し費用が、当該住棟の実仕様に基づく掛かり増し費用に相当する額を上回る住棟は補助対象とすることができません。そのため、モデル住棟の設定にあたっては、想定される補助対象住棟の条件を考慮して設定してください。(モデル単価を過大に設定した場合、完了実績報告時に補助対象とならない住棟が発生する場合があります。)
 - ・ 省エネルギー性能のグレードや住戸プラン(単身者向け、ファミリー向け)などに応じて、複数タイプのモデル住棟を設定し、それぞれの住棟タイプに応じた事業者モデル単価を提案していただくことも可能です。
 - ・ 提案時に記載していないモデル住棟タイプ及び事業者モデル単価を追加することは原則できませんので、留意してください。
- (注6) 様式3-2には、設定するモデル住棟タイプ毎に、モデル住棟の概要及び省エネルギー・省CO₂対策の内容を記入してください。

モデル住棟における住棟全体の省エネルギー性能に関する評価結果

(モデル住棟タイプ毎に作成、A4・1枚)

プロジェクト名			
住棟タイプNO	1	住棟タイプ名	〇〇〇〇タイプ
地域区分(1～8)	6 地域		

1. 省エネルギー性能評価結果

	本事業の標準仕様	提案仕様(補助対象住棟)
外皮平均熱貫流率(UA値) [W/m ² ・K]		
冷房期平均日射熱取得率(η_{AC} 値)		
一次エネルギー消費性能(BEI)		

2. 評価の前提とした外皮・設備仕様

※それぞれの仕様における変更点には、下線を引いて明示してください。

	現在供給する主な仕様	本事業の標準仕様	提案仕様(補助対象住棟)
外皮 (天井、 外壁、 床、基 礎、開口 部等)	ガラスウール××mm 単板ガラス	<u>ガラスウール〇〇mm</u> <u>複層ガラス</u>	ガラスウール〇〇mm <u>Low-E複層ガラス(空気層)</u>
暖冷房 設備	設置なし	設置なし	<u>ルームエアコン(い)</u>
換気 設備	壁付け第三種換気	壁付け第三種換気	壁付け第三種換気
給湯 設備	ガス従来型給湯器	<u>ガス従来型給湯器</u>	<u>ガス潜熱回収型給湯器</u>
照明 設備	設置なし	全てLED	全てLED
その他 設備	設置なし	設置なし	<u>節湯水栓</u>

注1) 現在供給する主な仕様は、同一の住棟タイプにおいて最も供給数が多い組合せの仕様としてください。

注2) 現在供給する主な仕様が省エネ基準を満たしていない場合、「本事業の標準仕様」は省エネ基準に適合する仕様を設定してください。

モデル住棟における提案仕様の設定に関する根拠資料

(モデル住棟タイプ毎に作成、A4・1枚)

プロジェクト名			
住棟タイプNO	1	住棟タイプ名	〇〇〇〇タイプ

補助対象住棟において適用が想定される仕様の組み合わせを列記し、様式4-1で設定する「提案仕様」が最も低コストの仕様であることを提示してください。

○上段に主な仕様、下段にモデル住棟における費用(材工)を記入してください。

○仕様1(提案仕様)は、様式4-1及び様式6の「提案仕様」に一致するように記入し、各仕様において、仕様1(提案仕様)と異なる箇所が分かるように下線を引いて明示してください。

	仕様1 (提案仕様)	仕様2	仕様3	仕様4	仕様5
外皮 (天井、 外壁、 床、基 礎、開口 部等)	ガラスウール〇〇mm Low-E 複層ガラス (空気層)	<u>ガラスウール△△mm</u> <u>Low-E 複層ガラス</u> (ガス層)	ガラスウール〇〇mm Low-E 複層ガラス (空気層)	ガラスウール〇〇mm Low-E 複層ガラス (空気層)	
	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	円/棟
暖冷房 設備	ルームエアコン (い)	ルームエアコン (い)	ルームエアコン (い)	ルームエアコン (い) <u>床暖房</u>	
	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	円/棟
換気 設備	壁付け式第三種換気	壁付け式第三種換気	壁付け式第三種換気	<u>ダクト式第一種換気</u> <u>熱交換型換気</u>	
	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	円/棟
給湯 設備	全てLED	全てLED	全てLED	全てLED	
	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	円/棟
照明 設備	ガス潜熱回収型 給湯器	ガス潜熱回収型 給湯器	<u>電気ヒートポンプ式</u> <u>給湯器</u>	ガス潜熱回収型 給湯器	
	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	円/棟
その他 設備	節湯水栓	節湯水栓 <u>高断熱浴槽</u> <u>HEMS</u>	節湯水栓 <u>高断熱浴槽</u> 蓄電池	節湯水栓 <u>高断熱浴槽</u> <u>コージェネレーション</u> <u>ン(燃料電池)</u>	
	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	〇〇〇 円/棟	円/棟
費用 合計	●●●● 円/棟	●●●● 円/棟	●●●● 円/棟	●●●● 円/棟	円/棟

<様式4-1及び4-2の記入上の注意事項>

- (注1) モデル住棟NO及び住棟タイプ名は、様式3-1～3-2、様式4-1～4-2、様式6及び様式7で一致するように記入してください。
- (注2) 様式4-1、様式4-2は、モデル住棟タイプ毎に作成し、全てのモデル住棟タイプについて提出してください。
- (注3) 様式4-1の「現在供給する主な仕様」は、事業者が供給する同一タイプの住棟において、最も供給数が多い組み合わせを実態に即して記載してください。
- (注4) 様式4-1の「本事業の標準仕様」は、「現在供給する主な仕様」が省エネ基準を満たしている場合は、「現在供給する主な仕様」と同一の仕様を記載してください。「現在供給する主な仕様」が省エネ基準を満たしていない場合は、省エネ基準を達成した仕様を設定して記載してください（この場合、「現在供給する主な仕様」からの変更点が分かるように明示してください）。
- (注5) 「本事業の標準仕様」において満足すべき省エネ基準とは、建築物省エネ法に基づく外皮基準及び一次エネルギー消費量基準（BEIが1.0以下）を住棟全体で満足するものとします。
- (注6) 様式4-1の「提案仕様」は、補助対象住棟での達成するものとして提案する省エネルギー性能を満足する仕様として設定してください。このとき、提案を行う一つのモデル住棟タイプに複数の仕様の組み合わせが想定される場合は、最も低コストとなる仕様の組み合わせを記載してください。（様式4-2に、提案仕様とする仕様が当該モデル住棟タイプにおいて最も低コストとなる仕様の組み合わせであることを示す根拠資料を提出していただきます。）
- (注7) 様式4-1に記載する「本事業の標準仕様」及び「提案仕様」の省エネルギー性能の評価結果に関して、別添1～2として、それぞれ以下の資料を提出してください。
- ・住棟全体での外皮性能が確認できる計算書（各評価ツールの評価結果）
 - ・全住戸の一次エネルギー消費性能の計算書（エネルギー消費性能計算プログラムのPDF出力）及び住棟全体の一次エネルギー消費性能を判断する集計表
- (注8) 様式4-2は、モデル住棟タイプ毎に、補助対象住棟での適用が想定される仕様の組み合わせを列記し、各項目のモデル住棟における費用（材工）を記入してください。
- (注9) 提案時には、各仕様の試算根拠の提出は不要です。ただし、完了実績報告時には、事務事業者が指定する数物件において、提案仕様の費用試算根拠や、実績時の掛かり増し費用の根拠を求める場合があります。

賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組み－1
基準達成の為に技術開発・仕様の改善等の取り組み

(A4・最大2枚)

プロジェクト名	
<p>該当する項目の□を■で選択し、下記に具体的な内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 新たな建材等を生み出す技術開発を伴う取り組み（販売方法や流通等の開発も含む） （例）省エネ性能の向上に寄与する新たな建材の技術開発（建材事業者等との共同開発等を含む） 省エネ性能の向上に寄与する新たな販売方法や流通等の開発</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 仕様の改善等の取り組み（技術開発を伴わないトップランナー基準達成に資する取り組み） （例）省エネ性能の向上に寄与する仕様の改善 建築主への営業説明資料に省エネ性能の光熱費削減効果等を追加</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他の技術開発・仕様の改善等の取り組み</p> <p><理由・具体的な内容・スケジュール等について（自由記述）></p> <div style="border: 1px dashed blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"><p>住宅トップランナー基準（賃貸住宅）達成の為に技術開発・仕様の改善等の取り組み提案、及び実施スケジュールを記載してください。</p><p>住宅トップランナー基準（賃貸住宅）に適合する請負型規格住宅（長屋又は共同住宅）が普及・波及する事を念頭に、営業・販売方法や流通等、あらゆる面での省エネ性能の向上に寄与する取り組み提案を含みます。</p><p>また、他企業等との共同開発等も含みます。</p><p>各年度の完了実績報告時に進捗状況を報告していただくと共に、プロジェクト期間内に開発が終了しない場合は、プロジェクト完成後3年間は継続して進捗状況を報告していただきます。</p></div>	

(様式5-2・住宅D)

賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組み-2

流通段階（物件掲載サイト・広告等）で省エネ性能の表示を促進する取り組み

(A4・最大2枚)

プロジェクト名	
<p data-bbox="197 427 1094 456">該当する項目の□を■で選択し、下記に具体的な内容を記入してください。</p> <ul data-bbox="226 474 1299 696" style="list-style-type: none"><li data-bbox="226 474 1299 555">□1. 消費者が確実に情報を取得できる手段での省エネ性能に関する情報提供の取り組み (例) 物件掲載サイトへBELS認定情報とその意義について掲載<li data-bbox="226 568 1299 649">□2. 仲介事業者等に対する省エネ性能に関する情報提供の取り組み (例) 不動産業者に対して賃貸物件情報を提供する際に、省エネ性能情報を明示<li data-bbox="226 663 1299 696">□3. その他の省エネ性能の表示を促進する取り組み <p data-bbox="197 808 975 837"><理由・具体的な内容・スケジュール等について（自由記述）></p> <div data-bbox="226 1066 1398 1285" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p data-bbox="248 1084 1375 1162">補助対象の賃貸住宅について、流通段階（物件掲載サイト・広告等）での省エネ性能の表示を促進する取り組み提案、及び実施スケジュールを記載してください。</p><p data-bbox="248 1176 1375 1254">完了実績報告時に実施状況を報告していただくと共に、完了実績報告時に取り組みが完了してしない場合は、継続して実施状況を報告していただきます。</p></div>	

(様式5-3・住宅D)

賃貸住宅供給事業者としての先導的な取り組み-3

持続可能な社会の構築に向けた賃貸住宅供給事業者としての取り組み

(A4・最大2枚)

プロジェクト名	
<p data-bbox="197 427 1094 456">該当する項目の□を■で選択し、下記に具体的な内容を記入してください。</p> <ul data-bbox="228 474 1434 743" style="list-style-type: none"><li data-bbox="228 474 1434 600">□1. SDGsと関連付ける等、目的が明確で、かつ具体的な取り組み（賃貸住宅部門における取組を含んだもの） （例）SDGsの〇〇の目標に対して、会社として□□の取り組みを実施する。<li data-bbox="228 618 1434 696">□2. 目的又は具体性が見えづらいものの、事業者として実施する取り組み （例）〇〇の取り組みを通じて、賃貸住宅入居者への環境に対する意識向上に貢献する。<li data-bbox="228 714 1434 743">□3. その他の持続可能な社会の構築に向けた、事業者としての取り組み <p data-bbox="197 857 975 887"><理由・具体的な内容・スケジュール等について（自由記述）></p> <div data-bbox="228 1070 1394 1429" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p data-bbox="252 1093 1370 1171">持続可能な社会の構築に向けた、事業者としての取り組み提案（SDGs等）、及び実施スケジュールを記載してください。</p><p data-bbox="252 1189 1193 1218">事業者における賃貸住宅部門に関連性のある取り組みを提案してください。</p><p data-bbox="252 1236 1366 1314">完了実績報告時に、自社HP等での公表を実施し、報告していただきますので、公表スケジュールも合わせて記載してください。</p><p data-bbox="252 1332 1366 1411">完了実績報告時に取り組みが完了していない場合は、継続して実施状況を報告していただきます。</p></div>	

補助対象となる部分の経費の内訳（事業者モデル単価の算出）

（モデル住棟タイプ毎に作成、A4・1枚）

○提案するモデル住棟タイプごとに、本様式（様式6）を作成してください。

○網掛けの項目は自動で計算されますので、入力は不要です。

プロジェクト名			
住棟タイプNO	1	住棟タイプ名	〇〇〇〇タイプ

1. モデル住棟における建設工事費

※千円単位（千円未満切り捨て）

※ 事業者モデル単価を過大に設定した場合、完了実績報告時に補助対象とならない住棟が発生する場合がありますので、留意してください。

項目	補助対象工事に関する建設工事費		掛かり増し費用	
	提案仕様 (A)	本事業の標準仕様 (B)	(A-B)	
断熱工事	外皮、開口部	13,200 千円/棟	12,000 千円/棟	1,200 千円/棟
設備機器 工事	暖冷房	1,600 千円/棟	0 千円/棟	1,600 千円/棟
	換気	400 千円/棟	400 千円/棟	0 千円/棟
	給湯	800 千円/棟	640 千円/棟	160 千円/棟
	照明	400 千円/棟	400 千円/棟	0 千円/棟
その他工事	(節湯水栓)	480 千円/棟	400 千円/棟	80 千円/棟
	()	千円/棟	千円/棟	0 千円/棟
	()	千円/棟	千円/棟	0 千円/棟
	()	千円/棟	千円/棟	0 千円/棟
小計 A				3,040 千円/棟

注1 消費税を除いた金額とし、各項目は千円単位（千円未満切り捨て）で記載してください。

注2 建設工事費（補助対象部分）にその他設備を計上する場合は、（ ）内に内容を明記してください。

注3 提案仕様と本事業の標準仕様は、様式4-1で設定した仕様として費用を算出してください。

注4 提案仕様と本事業の標準仕様が同じ仕様で、掛かり増し費用が0円となる項目も金額を入力してください。

2. 事業者モデル単価の算出

※円単位（円未満切り捨て）

項目	数値、金額	備考
建設工事費の掛かり増し費用（小計A）	3,040,000 円/棟	①=小計A×1000
モデル住棟 延床面積	500 m ²	②
事業者モデル単価	6,080 円/m ²	③=①÷②

注 「モデル住棟 延床面積」は確認申請における住宅部分の延べ面積としてください。

3. モデル住棟における戸当たり補助金申請額

※千円単位（千円未満切り捨て）

項目	数値、金額	備考
設計費（BELS申請費）	120 千円/棟	④
建設工事費の掛かり増し費用	3,040 千円/棟	⑤=②×③÷1000
モデル住棟における補助額	1,580 千円/棟	⑥=(④+⑤)×1/2
モデル住棟の住戸数	8 戸	⑦
モデル住棟における戸当たり補助金申請額	198 千円/戸	⑧=⑥÷⑦又は200千円のいずれか低い額

注1 設計費は、消費税を除いた金額とし、千円単位（千円未満切り捨て）で記載してください。

注2 設計費は、補助対象住棟におけるBELS取得に係る申請費（審査料）のみが補助対象です。

注3 1戸あたりの補助限度額は200千円/戸となります。

<様式6の記入上の注意事項>

- (注1) モデル住棟NO及び住棟タイプ名は、様式3-1～3-2、様式4-1～4-2、様式6及び様式7で一致するように記入してください。
- (注2) 「補助対象工事に関する建設工事費」は、募集要領p. 34「3.5.2 ②の1) 補助対象工事」に示す項目について金額を記入してください。なお、「提案仕様(A)」と「本事業の標準仕様(B)」が同一仕様で、掛かり増し費用が0円となる場合も、それぞれの項目に建設工事費を記入してください。
- (注3) 「提案仕様」は、様式4-2において最も低いコストとなる組み合わせとして設定する「仕様1」の内容と一致するように記入してください。
- (注4) 提案時には、モデル住棟における掛かり増し費用（補助対象工事費）等から「戸当たり補助金申請額」を算出し、供給予定戸数に基づいて申請する補助金額を提案していただきます。様式6で算出した「戸当たり補助金申請額」を、様式7の該当欄に記入してください。
- (注5) 補助対象として設計費（BELS申請費）を申請する場合、モデル住棟タイプの条件に基づいて費用を算出し、「3.モデル住棟における戸当たり補助金申請額」の該当欄に金額を記入してください。なお、賃貸住宅トップランナー事業者部門では、BELS等の第三者認証（住棟評価）の取得に要する審査費用のみが補助対象となりますので、留意してください。
- (注6) 完了実績報告時は、補助対象住棟毎に、「2.事業者モデル単価の算出」で算出した事業者モデル単価（円/m²）を用いて補助金額を算出します。また、補助対象とする住棟毎に、「事業者モデル単価（円/m²）×補助対象住棟の延床面積（m²）×1/2」で算出する額が、当該住棟の「建設工事費×5%」以内の額であることを確認していただきます。
- (注7) 事業者モデル単価から算出する補助対象住棟の掛かり増し費用が、当該住棟の実仕様に基づく掛かり増し費用に相当する額を上回る住棟は補助対象とすることができません。事業者モデル単価を過大に設定した場合、完了実績報告時に補助対象とならない住棟が発生する場合がありますので、留意してください。

事業計画 (A4・1枚)

プロジェクト名	
---------	--

<モデル住棟タイプ別の供給計画及び補助金申請額>

■ 2021年度

NO	モデル住棟タイプ名	供給戸数 (戸数)	戸当たり 補助金申請額 (千円/戸)	年度別 補助金申請額 (千円)
1	〇〇〇〇タイプ	150	198	29,700
2				
3				
4				
5				
合計		150		29,700

■ 2022年度

	モデル住棟タイプ名	供給戸数 (戸数)	戸当たり 補助金申請額 (千円/戸)	年度別 補助金申請額 (千円)
1	〇〇〇〇タイプ	250	198	49,500
2				
3				
4				
5				
合計		250		49,500

■ 合計

補助金申請額合計	79,200 千円
----------	-----------

注1) モデル住棟タイプ別の記入欄が不足する場合は適宜増やしてください。

注2) 1プロジェクト当たりの補助限度額は合計で2億円です。補助申請額の合計が補助限度額を超えることないように注意して記載してください。

注3) モデル住棟タイプ別の補助金申請額(千円単位)は、様式6で算出する事業者モデル単価を用いて算出してください。

住宅トプランナー基準（賃貸住宅）達成計画書（A 4・1 枚）

プロジェクト名			
<年度毎の供給計画と基準達成に向けた計画>			
年度	予定供給戸数	予定供給戸数のうち 外皮基準に適合している 戸数の割合 (%) ※ 1	供給する全住戸の 一次エネルギー消費量の 基準達成率 (%) ※ 2
2021			
2022			
2023			
トプランナー基準		100%	100%以上
<p>※ 1 住棟評価により適合の確認を想定する場合には、当該住棟に含まれる戸数は全て基準を適合するものとして集計してください。</p> <p>※ 2 供給する全住戸の一次エネルギー消費量の基準適合率 (%)</p> $= \frac{\text{特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量の全住戸合計 (GJ)}}{\text{設計一次エネルギー消費量の全住戸合計 (GJ)}}$			
<計画達成に向けた課題点と対応方針>			
<p>本様式は、補助対象住棟以外も含めた事業者全体としての供給計画と住宅トプランナー基準（賃貸住宅）達成のための計画を記入してください。</p> <p>また、計画達成に向けた課題点と対応方針を記入してください。</p>			

(参考：採択後の交付申請において提出)

〇〇年度サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

補助事業施工業者等に関する宣誓書

本補助事業において、申請者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から行う調達（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）の有無について、該当する項目にチェックを入れてください。

- （１） 100%同一の資本に属するグループ企業
- （２） 申請者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。）
- （３） 申請者の役員である者（親族を含む）又はこれらの者が役員に就任している企業

（１）～（３）の関係にある会社からの調達は一切ない。

（１）～（３）の関係にある会社からの調達がある。

（１）～（３）の関係にある会社からの調達がある場合には、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

また、本確認書に虚偽の記載をし、記載内容が事実と相違していることが発覚した場合は、補助金の全額返還を求めることがあります。

年 月 日

事業名

提案者

国土交通省住宅局参事官（建築環境企画）付

東京都千代田区霞が関2-1-3

tel. 03-5253-8111(内線 39-458)